

令和元年度版
外国人実務事例集



日本行政書士会連合会

国際・企業経営業務部 国際部門

「令和元年度版『外国人実務事例集』」発刊にあたって

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

今般、国際・企業経営業務部国際部門より、外国人実務事例集が8年ぶりに発刊されることになりました。実務事例を提供していただきました全国単位会の各位には、心より感謝申し上げます。

平成23年に外国人実務事例集が発刊されてからこの度の令和元年度版が世に出るまでの間には、世界的な高度人材獲得の潮流を受け、平成27年に「高度専門職」の在留資格が創設されました。平成28年には外国人技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が制定施行されました。また、昨年の出入国管理及び難民認定法の改正では、「特定技能」の在留資格が創設、また外国人支援制度が確立されるに至り、新たに出入国在留管理庁が設置されるなど、この8年間でわが国における外国人政策は大きく変化を遂げ、国民からもこれまでになく関心を集めているところです。

出入国管理及び難民認定法に基づく入管業務は、世界情勢、経済状況、労働市場の動向、治安状況、社会構造の変化、外国人個人個人の事情に応じた人道上の事由等多岐にわたる諸事情に俊敏に対応することが求められる分野と言えます。

書類作成としての入管業務や帰化申請実務は、昭和62年に申請取次制度の運用が開始される以前から、外国人に関する業務として我々行政書士により行われてきました。そしてその後約30余年、外国人の各種申請のみならず、様々な相談について専門家としての実績を確立してきました。

今後我々行政書士は、複雑化する出入国管理行政、国籍関係行政の円滑な推進に寄与する、さらなる実務能力の研鑽を図ることが必要です。さらに、多文化共生への支援を専門家として担っていくことも重要な役割となります。

令和元年度版外国人実務事例集が、これらの業務の研鑽、発展の一助となることを祈念します。

「外国人実務事例集」発刊に寄せて

日本行政書士会連合会
国際・企業経營業務部 国際部門

国際・企業経營業務部国際部門の企画した「外国人実務事例集」の編纂にあたり、事例募集の呼びかけに応じていただきました単位会並びに執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

これまで平成21年と平成23年に事例集を上梓しましたが、今回は過去5年以内の事例を中心に、成功事例から失敗事例まで多くの事例を単位会並びに執筆者の皆様から提供いただき、この度、令和元年度版「外国人実務事例集」が完成しました。

近年、訪日する外国人、本邦に中長期在留者として在留する外国人の数は大幅に増加しており、令和元年6月時点における在留外国人数は280万人を超えています。これに伴い、我々行政書士に寄せられる依頼や相談も非常に多様化をしています。また、今後はさらに多種多様な相談、依頼が増加することが予想されます。そのような中、30年以上にわたって外国人の在留等に関する業務を行ってきた専門家である行政書士として、その期待に十二分に応えていかなければなりません。

本事例集がその一助になれば幸いです。

なお、本実務事例を参考とされる場合に際しては、次の諸点に留意していただきたくお願いいたします。

- 1 単位会より寄せられた事例については、受任に至らず相談のみで終了したもの、審査中のもの、不許可となった事例などについても、基本的にそのオリジナリティを尊重し掲載しております。あくまでも過去の事例であり、模範事例と位置づけたものではありません。
「よりよい業務処理の方法はなかったか」という視点なども含めて、業務の研鑽、研究の題材としてご利用ください。
- 2 表現の一部や誤字脱字、また個人の特典に繋がりやすい箇所などについて、事例の本旨を損なわない範囲でこれを修正、削除等を行っています。これらについては国際部門の責任において行い、単位会の了承は得ておりません。どうぞご了承ください。
- 3 入管業務で使用される用語について、提供者が短縮・省略形としている場合、実際の現場でそのように使われることも想定しそのまま記載しています。
- 4 当然のことながら、各々の事例には各々の事情があり、事例中では触れていない背景等もあります。本書の類似事例をそのまま当てはめて自己の業務に応用することは厳に慎んでいただき、あくまでも参考事例・過去事例として捉えていただかなければなりません。

なお、これらの事例集につきましてはさらに事例収集を継続するとともに、より使い勝手の良いものにする努力を重ね、第4、第5版と継続刊行して各単位会の皆様の業務の推進に寄与してまいりたいと考えております。

目次

<在留資格>

活動資格

芸術	1
宗教	2
高度専門職	3
経営・管理	4
技術・人文知識・国際業務	20
企業内転勤	58
興行	59
技能	61
特定技能	68
短期滞在	69
留学	70
家族滞在	73
特定活動	81

身分資格

永住者	90
日本人の配偶者等	97
永住者の配偶者等	118
定住者	121

非正規・その他

.....	135
-------	-----

<涉外戸籍>

親子関係

.....	136
-------	-----

国籍・帰化

.....	137
-------	-----

相続・その他

.....	144
-------	-----

<経済活動>

会社設立	145
その他	147

<日常生活>

日常生活	148
------	-------	-----

索引

<在留資格>

芸 術

米軍基地内を退職した元アーティストが許可された事例 …………… 1

宗 教

宗教団体に該当しないとの指摘を受けるも説明書等を提出して交付された事例 … 2

高度専門職

立証の困難さから、早期の上陸を優先し「技術・人文知識・国際業務」への申請へ変更し許可を受けたもの … 3

経営・管理

住民登録が職権消除されたが住民登録をして許可された事例 …………… 4

夫の逮捕後、妻が経営・管理、子が妻の家族滞在に変更許可された事例 …… 5

「技術・人文知識・国際業務」からの2回目の申請で許可された事例 …………… 6

個人事業主の申告所得額が問題になった事例 …………… 7

独立・会社設立3回目の申請で許可を受けた事例 …………… 8

難民認定申請中「特定活動」から3回目の申請での許可を受けた事例 …… 9

每期債務超過にしている経営者が許可された事例 …………… 10

事業計画と事務所の確保について詳細な資料を求められた事例 …………… 11

みなし再入国許可の起算日を誤り再入国できなかった事例 …………… 12

本邦での滞在日数が少ない場合の在留期間更新許可事例 …………… 13

「家族滞在」のまま会社を設立し役員報酬を受領していた事例 …………… 14

不交付後に添付書類を見直し再申請で在留資格認定証明書が交付された事例 … 15

「地方公共団体の起業支援を受ける場合における在留資格「経営・管理」の取り扱い」の適用を受けた事例 … 17

「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請が不交付となり、その再申請により在留資格認定証明書が交付された事例 … 18

「企業内転勤」から「経営・管理」への在留資格変更申請に対する不許可事例 … 19

申請中に傷害被疑事件を起こした外国人が許可された事例	20
監理団体（組合）における国際業務従事者の給与額の事例	21
日本の大学院を卒業した留学生が技・人・国への変更を許可された事例	22
提出書類の信ぴょう性に疑義がある理由による「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請が3回目で交付された事例	23
機械エンジニアに係る「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の事例	24
「特定活動（家事使用人）」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請が5回不許可とされた事例	25
自然科学の分野の10年以上の実務経験として非破壊検査の経歴を立証した事例	26
在留中に転職、出産、育児休暇などがあった事例	27
転職で採用する外国人の業務について該当する旨の証明書が交付された事例	28
電話連絡先を所持していない申請人の対応事例	29
認定証明書が交付されたものの在外公館で査証が発給されなかった事例	30
単純出国してから認定証明書交付申請をするよう勧めた事例	31
CADオペレーターとして採用された3人のベトナム人の事例	32
エンジニアとして従事しようとする業務に関する基準省令適合性の判断事例	33
日本語能力を理由に不交付となり、再申請で交付となったもの	34
電気設備施工会社で、日本人社員に英語の指導を行うもの	35
年間滞在日数が少なく短縮許可の恐れがあるため、本人の優秀さを示す補強資料を添付	36
技能実習終了後に本国で復職していない者の不交付事例	37
下水管内のチェックを行うカメラの調整・メンテナンスを現場で行う技術者の許可事例	38
カテゴリー2企業への就職、業務の専門性の説明に苦勞した事例	39
元技能実習生が技術者として交付を受けた事例	40
業務説明追加資料を提出により交付を受けた事例	41
国際業務担当者の職歴内容と実務経験立証の2回目申請で交付された事例	42
難民認定申請中「特定活動」から不許可となった事例	43
日本語学校を中退して就職を希望した留学生の事例	44
技能実習生が一旦帰国して他の就労可能な在留資格を得た事例	45
会社設立と同時に従業員として招聘することになったエジプト人の事例	46
8か月間の無職状態と虚偽の届出があった事例	47
告示に規定する情報処理試験の合格により交付を受けた事例	48
専門学校デザイン学科卒業の専門士が、ナイトレジャー業界を主要顧客とするデザイン会社に内定し、在留資格変更を許可された事例	49
申請人に求められる日本語能力が焦点となった事例	50
在留期間更新許可申請が複数回不許可、直後の在留資格認定証明書交付申請により同証明書が交付された事例	51
自動車整備士2級を所持していないにも関わらず在留資格変更が許可された事例	52

申請人の業務内容に関する詳細な説明を行って許可された事例	53
居酒屋を経営する会社に就職が決まった専門学校生の事例	54
最終学歴が国際文化科の専門士の事例	55
スーパーマーケットへの就職、再申請で許可を受けた事例	56
過去に「技能実習」の在留資格で実習を受けたことのある者を採用しようとする事例	57

企業内転勤

外国子会社からの給与支給を受ける転勤者が交付された事例	58
-----------------------------	----

興行

タレント活動の興行の在留資格認定証明書交付申請の事例	59
プロスポーツ選手の興行に係る在留資格認定証明書交付事例	60

技能

「技能（調理師）」の実務経験内容の確認と申請後の受け入れ機関の事情対応について	61
スポーツ指導者に係わる技能（スノーボード）について三年以上の実務経験を立証した事例	62
スポーツ指導者に係わる技能（ツリークライミング）について三年以上の実務経験を立証した事例	63
スポーツ指導者に係る技能（ロッククライミング）について三年以上の実務経験を立証した事例	64
転職希望であった中華料理店の料理人の事例	65
申請人の職歴確認によって結果が分かれた事例	66
外国人本人の事情により申請を断念せざるを得なくなった事例	67

特定技能

特定技能第1号技能測定試験に合格し、許可を受けた事例	68
----------------------------	----

短期滞在

疾病治療中の永住者の依頼により、婚約者（上陸拒否事由該当者）を招聘する事例	69
---------------------------------------	----

留学

大学の休学により帰国した留学生から復学により交付された事例	70
-------------------------------	----

人道上の理由により、小学生に留学の在留資格認定証明書が交付された事例 …	71
都内大学の修士課程に入学する留学生の事例 ……………	72

家族滞在

家族滞在の認定証明書が不交付になるも就職後に再申請して交付された事例 …	73
事業継続困難となった会社経営者が許可された事例 ……………	74
在留期間満了後の特別受理により許可された事例 ……………	75
偽造文書提出により不交付となり、再申請で交付された事例 ……………	76
留学生妻の家族滞在による在留資格認定証明書交付申請の許可事例 ……………	77
留学生妻の呼び寄せに関し本国からの送金者の生活実態が焦点となった事例 …	78
在留資格「技能」で在留する者に子が出生した事例 ……………	79
本邦の小学校入学を理由として「家族滞在」の在留資格認定証明書が交付された事例…	80

特定活動

観光・保養を目的とするロングステイ「告示40号」の交付及び更新の事例 …	81
「特定活動（42号）」の在留資格認定証明書交付申請の事例 ……………	82
就労可能な「特定活動（6月）」で在留しているインド人の事例 ……………	83
「永住者」が本邦で老親を扶養するための事例 ……………	84
特定技能1号への変更予定者への特例措置の許可事例 ……………	85
コンビニエンスストア運営会社への就職による在留資格変更許可事例 ……………	86
同性婚パートナーの日本への呼び寄せに関する事例 ……………	87
独り暮らしの母を本邦で扶養するために申請した事例 ……………	88
技能実習の在留期限間際で失踪した技能実習生の在留手続に関する事例 ……	89

永住者

年金保険料の未納付で不許可になった事例 ……………	90
会社経営する定住者の永住申請が不許可となった事例 ……………	91
永住許可申請で固定資産税の納税状況の説明が求められた事例 ……………	92
永住許可申請中の婚姻破たんによる処理の事例 ……………	93
偽造旅券で入国した外国人家族が不許可になり帰国した事例 ……………	94
休職・転職・低収入などの理由により不許可になった事例 ……………	95
申請中の被扶養者数の変動への対応事例 ……………	96

日本人の配偶者等

日本人の配偶者等の在留外国人のDV事由による婚姻関係破たんの対応事例 …	97
中国人配偶者が結婚公証書なしで不動産の相続登記手続きができた事例 ……	98
出入国記録と申請書記載内容が異なり不交付になるも再申請して交付された事例 …	99
5回目の申請で交付されたフィリピン人妻の事例 ……………	100
同居立証不足により不交付からの再申請で交付された事例 ……………	101
再婚した母親の偽装結婚が判明し、「定住者（告示6号）」の在留期間更新が不許可となった2つの事例 …	102
在留資格認定証明書の交付を受けるも領事館で査証拒否となり再申請した事例 …	103
日本人配偶者が高齢（102歳）で経費支弁者が申請人の孫の事例 ……………	104
退去強制処分を受けたことがある外国人について交付された事例 ……………	105
日本人Aと死別し、日本人Bと再婚をした事例 ……………	106
身元保証人を知人に依頼し期間更新を許可された事例 ……………	107
30歳の年齢差がある婚姻における許可事例 ……………	108
本人申請で不許可となり2回目の申請（取次）で許可を受けたもの ……………	109
「技能実習」で在留中、実習先から失踪、日本人と婚姻、自主出頭の後許可 …	110
日本人夫の扶養能力と交際状況を詳細に説明し、再申請で交付された事例 …	111
難民申請中に日本人と婚姻した事例 ……………	112
過去二度の本人申請で不交付になった事例 ……………	113
長期に渡る収容と数度の仮放免申請の後に在留特別許可された事例 ……………	114
日本人の子として出生した者とその配偶者及び子の同時申請の事例 ……………	115
日本人と婚姻し「日本人の配偶者等」で在留中に離婚し、日本人と再婚した事例 …	116
過去に退去強制を受けたことのある妻を招聘する事例 ……………	117

永住者の配偶者等

日本人の配偶者等で在留する者が不法残留後、永住者の配偶者等の在留特別許可が認められた事例 …	118
過去の申請書記載内容との相違で不交付になるも訂正して交付された事例 …	119
難民申請中「特定活動6月」から許可された事例 ……………	120

定住者

在留資格「定住者（告示3号）」に係る在留資格認定証明書交付申請に必要な日系人の立証について…	121
定住者に認知された子が「定住者」として在留期間更新が許可された事例 …	122
出生証明書に疑義がある理由で「定住者」の在留期間更新が不許可となった事例 …	123

生活保護受給中の定住者の在留期間更新が許可された事例	124
離婚後に妻子とも許可された事例	125
配偶者死亡後の定住者への変更が不許可になった事例	126
離婚後の定住者への変更が不許可になった事例	127
配偶者死亡後の定住者への変更が許可された事例	128
「定住者（日系3世の配偶者）」から定住者（告示外）へ在留資格変更した事例	129
提出立証資料の信ぴょう性に疑義…3回目の申請で交付された事例	130
内縁関係の日本人との間に日本人の子をもうけた事例	131
外国人夫が日本人妻と離婚後、子を養育するために日本での在留を希望した事例	133
申請に至らなかった事例	134

非正規・その他

不法入国者が、出入国在留管理官署へ自ら出頭し、在留特別許可された事例…135

< 渉外戸籍 >

親子関係

日本人夫による単独の養子縁組と、外国人妻が日本国籍を取得し離婚した後に養子縁組した事例…136

国籍・帰化

家族全員が帰化申請をしたところ、妻の日本語能力不足を理由に妻だけ帰化申請が不許可とされた事例…137
 特別養子縁組による日本人の配偶者等から簡易帰化が許可された3事例…138
 日本で出生し養護施設で育った知的障がいのある中国国籍者の帰化が許可された事例…139
 帰化許可申請中の妊娠・出産と子の在留資格諸手続きや国籍に関する事例…140
 未婚のまま出生した子の認知後に届出を行い日本国籍を取得した事例…141
 留学のため日本を長期間離れていた特別永住者の事例…142
 不法滞在から在留特別許可を受けて、その後に申請に至った事例…143

相続・その他

被相続人が日本人の夫であるフィリピンに在住しているフィリピン人妻の相続放棄に関する事例…144

<経済活動>

会社設立

役員の中に日本に住所を有する人がいなかった事例 …………… 145

中国在住者の会社手続きに関する事例 …………… 146

その他

法人の登録支援機関登録申請を行った事例 …………… 147

<日常生活>

その他

保険代理店から無保険と言われたが無保険ではなかった事例 …………… 148

海外に駐在する日本人父・外国人母と共に帰国する子どもの事例 …………… 149

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2018年 3月		
国籍	米国	年齢	49歳	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「芸術」在留資格取得許可申請 (米軍基地内を退職した元アーティストが許可された事例)							
事例の詳細							
<p>アメリカ国籍の女性である依頼人は、米軍基地内のレストランでウェイトレスとして就労し、SOFA (Japan Status Of Forces Agreement) を有している。小学生と中学生の子どもがおり、市の小学校・中学校にそれぞれ通っており、彼女たちも SOFA をもって滞在している。</p> <p>本人は、これまで有名芸能人のボイストレーナーや、楽曲提供をしており、自身の CD を出した経験もあるアーティスト。芸能プロダクション会社に雇用され、ボイストレーニングや楽曲制作に携わることが決まったため、日本での就労資格が必要となった。</p> <p>そこで、米軍基地内の勤務先を辞めた後、芸術の在留資格取得許可申請および子どもたちの家族滞在の在留資格取得許可申請を行った。</p>							
事例の結果と考察							
<p>退職証明書と本人の経歴書、芸術家としての実績を証明する資料 (CD ジャケットなど)、就労先との契約書、就労先資料等を提出し在留資格取得申請をしたところ、申請より 10 日で許可となった。</p> <p>米軍基地を離脱して日本で働く、という案件ははじめてであったため、適切な手続きが在留資格取得申請であることをすぐに思い至らなかった。入管法を読んでも明確に記載されているわけではないので、同様に迷う行政書士の方は少なくないであろう。参考にしてほしい。</p>							

単位会名	群馬県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	パキスタン	年齢		性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「宗教」在留資格認定証明書交付申請 (宗教団体に該当しないとの指摘を受けるも説明書等を提出して交付された事例)							
事例の詳細							
<p>申請人は、パキスタン国籍の宣教師であり、パキスタンの宗教団体（以下、R）から日本国内の宗教施設へ派遣されて宗教活動を行うとして「宗教」の在留資格認定証明書交付申請を行った。その後、入国管理局から書面で「提出された資料によると、Rは宗教学校のような施設であることがうかがえ、宗教法入法における宗教団体に該当しないものと思える」と指摘された。</p> <p>そこで、「Rは、確かに株式会社立の宗教学校であるが、礼拝の施設を備える寺院でもあり、教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体である」との旨の説明文と礼拝施設や儀式の様子を写した写真等を添付したところ、無事、在留資格認定証明書が交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在留資格「宗教」で行うことができる活動は、外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動とされている（入管法別表第1の1「宗教」の項下欄）。</p> <p>また、宗教法入法第2条によると「宗教団体」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体 2 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体 <p>とされている。</p> <p>本件は、Rが株式会社立の宗教学校であり、他に派遣業も行っている営利団体であるため、「宗教団体」であるかどうかの問題となったが、礼拝施設や儀式の様子を説明・疎明することにより「宗教団体」であると認められた事例である。</p>							

単位会名	三重県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	ロシア	年齢	30歳	性別	男	都道府県	愛知県
事例の要旨							
「高度専門職1号口」在留資格認定証明書交付申請 (立証の困難さから、早期の上陸を優先し 「技術・人文知識・国際業務」への申請へ変更し許可を受けたもの)							
事例の詳細							
<p>在留資格「高度専門職1号口」の在留資格認定証交付申請を行ったが、学歴が「修士又は専門職学位に該当することの立証(大学と大学院で通算5年6月の在学期間で、6年未満であった)」及び「本邦において従事する業務について実務経験を有する資料」の追加提出を求められ、資料の評価・判断に難しい点があるとして本省への進達案件になる可能性を示唆されたため、早期に就業を開始することを優先し、原申請を取り下げ、「技術・人文知識・国際業務」での申請に変更して認定証明書の交付を受けた。</p> <p>①「修士又は専門職学位に該当することの立証」として提出した資料 世界的に留学生入試等に利用されている学位評価機関「WES=World Education Service」を含む、複数の機関からの該当ディプロマの評価(専門職学位相当と思料)に関する資料及び出身大学院から入手した説明書も添付したが、管轄局限りでの判断は困難との見解であった。</p> <p>②申請人の出身国では公的な「職歴手帳= Work history book」があり、申請時には職歴を証するものとして同手帳写しを提出したが、これまでの職場それぞれからの詳細な業務内容を説明する資料を指示され、入手に時間を要する見込みとなったため、前述のとおり早期の審査を優先し該当資格を変更して申請した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在留資格「技術・人文知識・国際業務」のうち、技術類型及び人文類型に係る上陸許可基準に係る実務経験は「本邦において従事することを予定している業務を遂行するために<u>必要な知識を取得することができるような実務経験</u>」とされており(入管法大全2巻97頁)、同じく国際業務類型に関しては「<u>従事しようとする業務に関連する業務</u>」と明文上で緩和されている。</p> <p>それに対し、高度専門職省令における「職歴」項目では、「<u>従事する業務について</u>」〇年以上の実務経験と規定されているため、まさに従事しようとする業務に係る実務経験の立証が不可欠であることを再認識したため、今後の同種申請において意識したいと考えている。</p>							

単位会名	福島県行政書士会			事例年月	2018年 8月		
国籍	トルコ共和国	年齢	46歳	性別	男	都道府県	福島県 (本社：東京)
事例の要旨							
「経営・管理」在留期間更新許可申請 (住民登録が職権消除されたが住民登録をして許可された事例)							
事例の詳細							
<p>会社役員（経営・管理）の長期出国からの再入国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間5年をもつ、会社役員（経営・管理）が5年の再入国許可を経て仕事のため海外へ出国。 ・出国してから4年が経過しようとしたころ、役員の子会社の総務では、住民税の課税対象者でないことに気がつく。担当者がこれまでどおり納税してきて転居等変更がないのになぜかと思い、連絡を受けた。 ・連絡を受け、市へ住民票を交付請求するが、役員世帯の住民票の登録記載がないと市の窓口が応じた。もちろん、その間、住所の移転等の変更はなし。 ・中長期在留者であり、在留資格、期限、カードも問題ないため、役員の子会社全員の除票を請求した。すると職権による消除の記載があった。 ・窓口では、法務省からの通知連絡を受け、市町村が職権により住民票を職権消除していた。（在留期限を徒過し、更新等がないまま相当期間経過したものは職権消除する取り扱い。）また、市では法務省からの通知で何もできないとのこと。 ・職権消除の取り消しや解消は求めず入国後に再度、住民登録をする。 ・再入国後の在留期間更新許可申請では、問題なく在留期間5年で更新できた。 							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ・今回は、出国する際、みなし再入国と処理されたか長期の出国期間であったためか、在留資格を喪失したと見なされた可能性がある。出国期間は4年以上であった。上陸審査では特に何事もなく再入国できた。 ・長期に出国する場合、みなし再入国と再入国許可による空港での出国手続きについて会社や本人に間違えないよう注意を促す。 ・再入国許可があるが、みなし再入国の手続きで出国してしまい1年数ヶ月後に再入国できないケースもあった。 							

単位会名	山形県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	中国	年齢	45歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請（「家族滞在」から） （夫の逮捕後、妻が経営・管理、子が妻の家族滞在に変更許可された事例）							
事例の詳細							
<p>1) 中国人女性Aは2017年3月、中国人夫B（在留資格:技能）とともに「家族滞在」の在留資格で来日した。そしてBの勤務する中華料理店に資格外活動の許可を得てパートとして勤務していた。その1か月後夫婦の長女、長男が「家族滞在」で来日し、それぞれA中学校（1年、2年）に通学していた。</p> <p>2) ところが、2017年10月中華料理店のオーナーより調理師2名の採用を任されたBは、猫の手も借りたいほどの店の忙しさ（当時一人で厨房を任されていた）から、うっかり在留カードを確認しないまま不法滞在者を雇ってしまった。</p> <p>3) その後2018年5月、某警察より不法滞在者とともにBが不法就労助長罪の容疑で逮捕され、罰金は払ったものの仙台入管に収容された（現在は弁護士をつけ仮放免の手続きをとり、控訴中）。毎月1回BとAと通訳で仙台入管の管理部門に顔を出し、色々近況を聞かれ、最後にはBが裁判で敗訴すればBは強制退去だから家族（Aと子供二人）も帰ってください、と毎月聞かされ、Aは、折角子供達が中学校に慣れ、友達も増え、喜んで学校に通っている時だけに何とか家族だけでも日本に残りたい、と苦しんでいた時期に、担当弁護士から行政書士に在留資格変更許可申請手続きの依頼があった。</p> <p>4) Aは、当時貯蓄1200万あったため妹の経営する合同会社に500万増資し社員として経営に参画することで「家族滞在」から「経営・管理」への在留資格変更の手続きを取り、あわせて子供達も夫の「技能」の「家族滞在」からAの「家族滞在」への在留期間更新の手続きを取り、色々追加書類もあったが許可をもらうことができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>Bの控訴審の結果を待っては在留資格の期限が切れるための応急措置手段を講じての手続きではありましたが子供たちの通う中学校教職員からは感謝されました。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2018年 5月		
国籍	ベトナム	年齢	30歳	性別	男	都道府県	東京都
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請 (「技術・人文知識・国際業務」からの2回目の申請で許可された事例)							
事例の詳細							
<p>技術・人文知識・国際業務から経営・管理への在留資格変更許可申請。事業内容はベトナム食材店の経営。法人名義で店舗を賃貸し、本店所在地としたが、店内に事務所スペースがなく、自宅（3LDK、妻と二人暮らし）の一室を事務所として使用するとし、使用承諾書と事務所の写真を提出し申請を行った。事務所には相当のスペースがあり、デスク、イス、パソコン、プリンターその他の事務所設備が整っており、実際に社長がそこで事務作業を行っていた。</p> <p>審査の結果は、不許可であった。経営する事業の継続性安定性が認められないということが不許可の理由とされた。具体的には、自宅兼事務所の事務所とする部屋は、ダイニングキッチンを通らなければ入室できない間取りとなっており、独立性が認められず、事業の継続性安定性を認めるに足りるものではないとのことであった。</p> <p>再申請時には事務所としてレンタルオフィスを賃貸し、無事に許可を得ることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>「事業所の確保（存在）」の要件は満たしている場合であっても、それとは別に、経営者が事務作業を行う事務所スペースの態様が「事業の継続性」の要件の判断において審査の判断材料になる場合があり得る。たとえ店舗等の事業所が存在する場合であっても、事務所スペースを自宅に設ける場合には十分注意すべき点である。</p>							

単位会名	長野県行政書士会			事例年月	2016年 6月		
国籍	中国	年齢		性別	女	都道府県	長野県
事例の要旨							
「経営・管理」在留期間更新許可申請 (個人事業主の申告所得額が問題になった事例)							
事例の詳細							
<p>「経営・管理」の在留資格を得ている中国人経営者（個人経営）が本人申請で在留期間更新許可申請を行ったところ結果は不許可であった。そこで当初「経営・管理」の在留資格変更許可申請を行った行政書士が在留期間更新許可申請の相談を受けた。</p> <p>「経営・管理」の重大な二大要素のうち、「事業所の確保」は1年前から状況は変わらないことから問題はなかったが、「事業の継続性＝財務状況」に問題があった。</p> <p>①当初の申請 申請人の申告所得額60万円台 ⇒ 不許可 所得が少なすぎるとの入管の説明であったし、確かにその通りと考えられることから、収支を精査して所得が増大するようであれば税理士に相談をすることを勧めた。</p> <p>②修正申告をした。ということで新たな修正申告書を持参して申請人と日本人パートナーが再申請の依頼に来た。 修正申告の内容…申告所得額60万円台で変わらず。収入の遺漏を補正して100万円以上追加計上し、一方でほぼ同額の減価償却費を計上。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 2016年7月 再申請 ⇒ 不許可</p> <p>考察: 事業の継続性＝財務状況にあることは明白。しかし2015年3月に改訂された「外国人経営者の在留基準の明確化について」のガイドラインには、法人については、P/L（損益計算書）やB/S（貸借対照表）で数値上の基準があるものの、そもそも個人の収支計算書における基準は示されていない。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2019年 4月		
国籍	パキスタン	年齢	35歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請 (独立・会社設立3回目の申請で許可を受けた事例)							
事例の詳細							
<p>「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で中古自動車の貿易会社で働いていたが、その会社の経営状況が思わしくなく、いずれは自分で起業すると決め、知り合いの会社の事務所の一室を借り、株式会社を設立していた。実際に会社の経営が思わしくなく、在留期限（2019年9月）まで10カ月残っている2018年7月に解雇された。8月に新しい会社の古物営業許可も取得したものの、在留資格を「経営・管理」に変更する手続きをしてくれる行政書士が見つからず、パキスタンにいる息子が病気になり、年末から年始にかけて1カ月半ほど日本にいなかったことも手伝って、従前の在留資格のまま事業を継続した。</p> <p>2019年3月に私に依頼が来た時点では、8カ月間在留資格の活動をしていなかったため、取消事由に該当するという最悪な状態からの出発だった。4月に変更許可申請をしたが、案の定不許可だった。不許可理由は、前述取消事由の他に、情報の行き違いで「技術・人文知識・国際業務」の期間更新申請する前に会社を退職していたのではないかと疑いをかけられ、年金未払いも理由の一つだった。</p> <p>2019年6月の2回目の申請では、取り消し事由に関しては、自分に遵法意識が薄かったことを謝罪するとともに、第2の理由に関しては期間更新が許可されてから会社から解雇通知を受けた経緯を率直に説明し、入管を欺く意図はなかったことを主張した。また、年金支払いの準備をしたことを説明した。それでも、不許可だった。ただ、不許可理由が前回のときとは違っていった。従業員の雇用契約書や会社の売り上げ状況が報告されていないとか、事務所面積が狭すぎるのではないかなど、事業に関する前向きなものだった。</p> <p>それで良き感触を得て、8月に第3回目の申請をした。このときにはすでに第1期の決算書が出ており、しかも売上額が3300万円と好調な出足で、もちろん債務超過にもなっていない。これはいけると思っていたが、その如く2～3週間で許可が下りた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>厳正な審査をする入管ではあるが、過ちを真摯に反省し市民の義務を履行する者に対しては、いつまでも過去にこだわらない。謝罪と説明が認められたときから風向きが逆になり、取得希望在留資格の活動がうまくできるのかを心配(質問)してくるようになる。合理現実主義から現実合理主義に見事に変わるところが面白い。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	中国	年齢	49歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請 (難民認定申請中「特定活動」から3回目の申請での許可を受けた事例)							
事例の詳細							
<p>2002年から3年間、内装業務の技能実習生として日本におり、その後中国に戻り内装業を10年以上にわたり営んでいた中国人男性で、短期滞在で来日、難民認定申請後に「特定活動」の在留資格で在留している方が、「経営・管理」への資格変更を希望していました。親戚が嫁いだ日本人男性の家の一室を事務所として会社を設立し、資格変更申請をしたものの許可が得られず、当方を頼って来られました。</p> <p>申請資料を見ると、前述の日本人男性から資本金の一部や部屋をお借りしているのに返済予定を明示した契約書も家賃設定もしておらず、頼り切っているような印象を受けました。また、「経営・管理」の在留資格を得て経営者となるはずなのに、事業計画書では自分だけが仕事をして従業員採用に関して何の計画も示されていませんでした。新たにアパートなどを借りて事務所を別にしなければならないかと問われるので、会社事務所と居住者の生活空間とを区切り、家賃や公共料金についても建物共同使用契約書の中で明確に設定し、表札や室内の案内なども適切に作れば、必ずしもそうしなくても良いとして、書類を揃えました。</p> <p>2018年12月17日に申請しましたが、結果は不許可でした。従業員リストの中で1名の方の名前を挙げていたのですが、その方は専業で工事に従事した経験がないことが主たる理由でした。その後、新たに経験のある方を正社員として採用することができました。</p> <p>2019年4月15日の申請では、その方との雇用契約書だけではなく、その方がこれまで従事した工事の一覧を表にしてまとめ提出しました。また、かつての技能実習先の会社社長より、かつて技能実習生として誠実に実習に励んだ有為な人材が第二の故郷で事業展開できるようにと願う心のこもった嘆願書を作成していただき、それも添付して提出し、許可を得ることができました。</p>							
事例の結果と考察							
<p>外国人が事業展開することは容易なことではないので、知り合いの協力があるに越したことはない。しかし、申請人個人と会社代表とはあくまで別存在と規定し、契約関係を積み重ねていくべきである。結果的にもその方が事業がうまくいくのではないかと思う。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 11月		
国籍	中国	年齢	37歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「経営・管理」在留期間更新許可申請 (毎期債務超過にしている経営者が許可された事例)							
事例の詳細							
<p>知り合いから紹介された申請人は日本で健康食品の輸出事業を行う若手実業家で、経営する会社が現在第4期であるが、設立以来赤字続きで、900万円の資本金もなくなりさらに604万円の債務超過に陥っている。しかし、売り上げの4割を占めているインターネット通販企業大手との取引額が今後増加することが見込まれ、中国で自ら会社を経営し事業基盤を持つだけでなく、香港、ベトナムにも積極的に進出しており、十分な経営改善が期待できると感じた。</p> <p>それで、知り合いの中小企業診断士のK氏に経営改善計画書の作成を依頼し、私と通訳も交えて4人で面談の場を持ち、約2時間かけて詳細なヒアリングの後13ページにわたる緻密な計画書を作成していただいた。それによれば、これまでの4年間で売り上げ基盤や販路は確立されつつあり、今後の3年間で債務超過を脱し4年目には欠損金もなくなるという現実的な内容であった。とても良い計画書と感じそのまま提出したところ、間もなく許可が下りた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>会社が債務超過に陥っていても、従業員であれば期間更新されることが多いようだが、「経営・管理」の在留資格を持つ者の場合は、そうはいかない。それで、中小企業診断士のお力を借りて、希望的であるが現実的な計画書を作成していただいたことが功を奏した。</p>							

単位会名	京都府行政書士会			事例年月	2018年 3月		
国籍	中国	年齢	38歳	性別	男	都道府県	大阪府
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格認定証明書交付申請 (事業計画と事務所の確保について詳細な資料を求められた事例)							
事例の詳細							
<p>中国で長年ファンドマネージャーをしてきた依頼者が、日本の投資を学び、日本での株式投資を行うために会社を設立したいという依頼。</p> <p>会社設立の為には日本で口座を持つ必要があるが、本件依頼者にはその資本金振込用の口座を貸してくれる協力者が居た。また、協力者は「依頼者が在留資格を取るまで一時的に日本の代表となってもよいが、継続的に代表となりたくはない。」とのことであった。</p> <p>貿易も考えているということで、投資と貿易を目的とした会社の設立と、「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請を行った。</p> <p>追加資料として以下のものが要求された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貿易の準備についての詳細 貿易に関しては、最初2年間の計画は準備であったため、どのような準備を行うのか、詳細が問われた。 2 事務所の写真及び貸主（会社）の登記簿謄本 事務所は依頼人の友人が行っている会社が入っているマンションの一室の一部屋を使用貸借で借りて申請したため、事務所が独立した一区画であることが分かる写真及び貸主の登記簿謄本が要求された。 							
事例の結果と考察							
<p>最終的には、交付がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画について、最初は収益があがらなくとも、計画的な準備ができていれば事業として認められるのかもしれませんが、ただし、投資業としての両輪で申請したため、全体としても見られており、どちらで判断されたかは分かりません。 2 マンションの一室の中の、さらに一部屋であっても、独立した一区画があれば事業所として認められるようです。 							

単位会名	奈良県行政書士会			事例年月	2019年 6月		
国籍	バングラデシュ	年齢	40代	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「経営・管理」みなし再入国許可 (みなし再入国許可の起算日を誤り再入国できなかった事例)							
事例の詳細							
<p>2016年2月に会社役員として在留資格「経営・管理」認定証明書を交付され、1年後に在留期間更新許可、また1年後に2回目の更新が許可されました。が、海外で本人が経営している会社の管理のため、日本滞在期間が少なく、在留期間は1年の許可であった。</p> <p>2回目の更新許可がおりたのが2018年6月で在留期限が2019年7月。</p> <p>海外の会社経営と、その会社の海外顧客に会うため、更新許可がおりて早々に日本を出国した。</p> <p>3回目の更新時に、在留期限の2019年7月までに日本に入学し更新許可申請をするべく日本に入学しようとしたが、本人の前回の出国から1年経過していたため、空港で止められ、入学できなかった。本人は相当なショックを受け、本国へ帰った。</p> <p>在留資格認定証明書交付申請中。</p>							
事例の結果と考察							
<p>その会社の代表者も本人も日本を出国して1年経過するとみなし再入国ができないことはわかっていたが、在留期間満了日を気にして、本人が実際に日本を出国した日から1年であるという起算日を、注意するように伝える、もしくは「再入国許可」を許可されてから出国するように提案すればよかったと思う。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月		2018年 11月	
国籍	パキスタン	年齢	39歳	性別	男	都道府県	兵庫県
事例の要旨							
「経営・管理」在留期間更新許可申請 (本邦での滞在日数が少ない場合の在留期間更新許可事例)							
事例の詳細							
<p>1. 2013年に「経営管理」(中古車販売会社、代表取締役)の在留資格を取得するも、直近3年くらい(2015年以降)は本邦での滞在日数が少なく、毎年期間更新申請の度に理由書を書かされたり、「これで最後、もう来年は許可しない」などと言われていた。</p> <p>2. 2018年11月の更新時は、前回の更新後すぐに出国し、その後帰国したのは更新期限の3日前。本人申請でとりあえず定型様式だけを提出。残りの書類(所得証明、納税証明、確定申告等)は後日提出するといひ、特例期間があるからと、さらにそこからまた出国した。</p> <p>3. このように、入管の心象は最悪の状況。1ヶ月後帰国し、残りの書類を提出するため入管へ出頭。この時申請人に同行。さすがに、今回は不許可になっても仕方ないと半ば覚悟を決め、書類提出と共に、窓口カウンターで滞在日数の少ないことの原因を本人から口頭説明。さらに参考資料として「審査要領」「経営・管理」の「他の在留資格との関係」というページのコピーを提出。そこには「日本法人の経営者に就任し、かつ日本法人から報酬が支払われる場合、その者が当該事業の経営等に関する会議、連絡業務等で短期間来日する場合であっても「経営・管理」の在留資格に該当する。」という記載あり。</p>							
事例の結果と考察							
<p>追加資料提出から1週間ほどで期間更新許可が下りた。ただし1年。「経営管理」を持つ経営者が、外国を忙しく飛び回って仕事をする事情は、ある程度入管側も承知している。従って、印象としては「滞在日数が少ない」というそれだけの理由でいきなり不許可にするケースは少ないのではないかと思う。</p> <p>また、参考資料として審査要領を提出したことも、効果があったと思う。</p>							

単位会名	岡山県行政書士会			事例年月	2018年 6月		
国籍	中国	年齢	31歳	性別	男	都道府県	岡山県
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請（「家族滞在」から） （「家族滞在」のまま会社を設立し役員報酬を受領していた事例）							
事例の詳細							
<p>2018年8月に妻「留学」の「家族滞在」で来日している夫（中国人）から、在留資格「経営・管理」への在留資格変更許可申請を受任。</p> <p>依頼を受けた時点で、既に株式会社（2016年8月）を設立しており、「家族滞在」の在留資格にも関わらず、株式会社の取締役会で定めた報酬を受領していた。</p> <p>取次に当たり、申請人には以下の点を要望した。</p> <p>①株式会社役員報酬の受領を直ちに停止。 ②厚生年金等の社会保険へ加入。 ③決算書の作成。 ④申請人の日本関係者に、推薦書の作成依頼。</p> <p>申請には、在留資格変更許可申請書・必要書類以外に、陳述書を添付した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2018年10月申請、12月許可 入管から</p> <p>（1）申請人が起業してから2年の間、在留資格変更許可申請をしなかった理由について、詳しく説明を求められた。</p> <p>（2）株式会社の資本金（1,600万円）の出所について、詳しく説明を求められた。最終的には地方政府との契約書を提示し、会社設立の立証を行った。また、資格外活動違反については、申請人の認識の甘さについて嚴重注意を受けた。</p> <p>国籍を問わず、入管法遵守の啓発活動の必要性を認識させられた。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	中国	年齢	31歳	性別	男	都道府県	大阪府
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格認定証明書交付申請 (不交付後に添付書類を見直し再申請で在留資格認定証明書が交付された事例)							
事例の詳細							
1	<p>知人の中国人男性から困っている友人がいるから相談にのってほしいという連絡が当職にあった。(2019.6 中旬)</p> <p>概要は下記の通り。</p> <p>申請人は中国人男性。大学を卒業(2018.3)し一般企業に就職した(資格変更し「技術・人文知識・国際業務」在留期限は2019.4)が退職し、起業(2018.12)した。会社の目的はホテル・旅館の経営。準備を整えて、2019.4に在留資格変更(『経営・管理』)許可申請⇒「出頭通知」を受け、同年6月に不許可。出国準備期間30日の「特定活動」に資格変更。在留期限2019.7.4</p>						
2	不許可理由はすでに今回の申請取次をした行政書士と出入国在留管理局へ聞きに行ったということであったが、予約をとり当職は申請人と再度聞きに行った。(6月下旬)						
3	2019.7.3 在留資格認定証明書交付申請						
4	2019.9.10 在留資格認定証明書が交付						
5	2019.10 在留資格「経営・管理」で入国予定。						
事例の結果と考察							
<p>遠距離からの相談だったので、面談と言う訳にはいかず、電話での話が中心となった。まず当職は申請人本人に、どうして不許可になったか本人なりの考えを聞いてみた。よくわからないということであった。上記事例の詳細のとおり、「出頭通知」の際に申請取次を行った行政書士と面談に行ったが、審査官との話は2～3分で終わったという。</p> <p>当職は電話で何度も申請人に経営者としての心構えを聞いてみたが、どうも経営者としても意識はあまり感じることはできず、日本で生活をしたい、そのためには月額給料が必要。程度のことであった。事業計画書にも再度出入国在留管理局(入管局)に赴き不許可理由を確かめ、除去できる不許可理由であれば、再申請後、許可になる可能性は十分にあるという説明をして、入管局へ行った。</p> <p>入管局の説明はいたって簡潔だった。「通知書」にも記載があるように「在留資格該当性」がないということであった。「事業計画書」に現業をおこなっている旨の記載があったがそれが引っ掛かったということをやっていた。その他、月額報酬金額等が少々低いように感じたが、基準適合性の部分よりも在留資格該当性が認められないとはっきりといわれたので、これならば再申請の可能性大いにありと考えて、再申請を行うこととした。</p>							

当職としては、入管局で、出国準備期間が「31日」以上とならず、「30日」となったのかを掘り下げて聞いた。審査官は審査要領にも記載があるように①申請人からの要請があり、②添付資料等の再度提出で許可される可能性があるときに限って、「60日」を指定するような記載がある。本申請は②に当てはまるようには見受けられなかったということだった。それにしても不利益処分をするときには資料提出等を促すようになっているはずだが、原申請をおこなった申請取次者が上記を知らなかったらどうしようも出来ない。

ということで、まず、申請人に経営者としての意識を持たせる指導から始まり、

- ① 事業計画案、収支予算案の再度の練り直し。
- ② 転職の際の「所属機関に関する届出」懈怠の反省。
- ③ アルバイト職員の労働保険の加入、保険料の領収書の添付
- ④ 役員報酬を月額15万から25万円に変更

を行い、申請人が中国に帰国する前日の7月3日に在留資格認定証明書交付申請を行った。

在留資格「経営・管理」の申請を行いたいという外国人の相談、依頼はたくさんくるが、実際に申請に至るまではなかなか行かない。というのは、相談者の経営者としての気構えが全くできていないケースが多いからである。経営者とは、管理者とは何かわからない、就職活動も行っていない、内定一つももらえない留学生が会社の設立はできるかもしれないが、実際に会社の経営をできるとは思えない。多くの日本人が会社を設立し、しばらくして潰したり、倒産させたりすることを考えると、事業計画一つ日本語で語れない者に会社経営ができるとは到底思えない。

申請取次行政書士として、会社設立の仕事はあろうとは思いますが、外国人の会社設立となったら、身分資格の在留資格の外国人でなければ、その後、「経営・管理」への在留資格変更許可申請があるのが普通であるから、その外国人の経歴、人間性、どのような事業を展開するのか、将来性なども考慮したうえで「経営・管理」の相談に臨むべきであると思う。会社設立しさえすれば在留資格「経営・管理」が取れると思ったら大間違いである。

今回については原申請の際にきちんと行っておれば資格変更不許可とならず、本国に帰国することなく、業務を行うことができていたはずだが、2か月間本邦で申請人本人が稼働できなかった空白の時間が起き、売上は落ち込み、中国への帰国で余計な費用もかかっているわけなので、いわば損害が生じていることになる。今回はリカバリーできたからよかったものの、いかなるときにも、このような危険性のある申請が「経営・管理」であると肝に銘じたうえで事に当たるべきである。

単位会名	大分県行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	ネパール	年齢	24歳	性別	男	都道府県	大分県
事例の要旨							
「経営・監理」在留資格変更許可申請（「留学」から） （「地方公共団体の起業支援を受ける場合における在留資格「経営・管理」の取り扱い」 の適用を受けた事例）							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「経営管理」の事業規模要件500万円が300万円となった特例の全国第1号。 2. 相談者は、バングラデシュからの留学生で、大学2年生のときから日本での起業を考えており、大分県が主催する留学生起業支援セミナー等に参加していた。 3. 学生中に資格外活動許可28時間の範囲で、実証実験を行い、手応えをつかみ、起業にいたった。 4. 大分県行政や監査法人、金融機関等の支援を受け起業準備を進めた。 							
事例の結果と考察							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 大分県が運営するシェアオフィスに入居することなどを条件として、資本金300万円で許可が下りた。 2. 今回の制度は、留学生に限らず対象となるが、外国人に周知されているとは考えにくい。 3. 通常の起業準備以外に、行政庁からの書類発行等のスキームが必要なため、非常に時間がかかる。 							

単位会名	島根県行政書士会			事例年月		
国籍	中国	年齢	22歳	性別	男	都道府県
事例の要旨						
「経営・管理」在留資格認定証明書交付申請 （「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請が不交付となり、 その再申請により在留資格認定証明書が交付された事例）						
事例の詳細						
<p>(1) 申請者は中国人で、両親は日系3世で定住者として日本に在留中である。申請者は21歳で、4世での入国はできない。また、叔父（同じく3世）は永住者で日本において会社を営んでいる。Aは叔父の経営ノウハウを勉強しながら事業経営を計画し、経営管理で在留資格を取得しようと叔父に相談した。</p> <p>Aは平成29年12月にリサイクル業の経営で申請したが、日本語能力、資金など審査段階で疑念を持たれ、直接中国に電話で問い合わせされた結果、業務に必要な資格、知識や業務の内容をよく理解しないままであり、質問に十分答えることができず、在留資格認定証明書交付申請が不交付となった。</p> <p>(2) 申請者は日本での起業の希望は、強く、平成30年12月再度申請を行うこととし叔父より本職に相談があり検討した。本人の現状を聞くと、1年間、日本語学校に通うとともに業種を中国物産の販売に変更し、食品等中国物産についての知識を得るため地元の大手雑貨店でアルバイトをしながら勉強を続けているとのことであった。</p> <p>(3) 叔父から相談を受けた本職は在留資格認定証明書交付申請の準備の前にテレビ電話で本人と会話し、日本語の能力、中国食品の知識などを確認したうえで、準備に入った。</p> <p>準備1. 設立資金は基準の500万円を確保するためAの母親と金銭貸借契約を結び500万円を借り入れをして準備した。準備には、母親（日本在住）から一度500万円を中国に送金し、その後Aから叔父の口座に振り込ませた。この際、送金者名、受領者名が確実に確認できるよう送金書などすべて資料とした。その間、銀行に何度も出かけ、確実に送金等されたか叔父と共に確認した。</p> <p>準備2. 本人入国前に叔父を代表取締役、本人及び両親（定住者）を取締役として会社を設立、登記をした。次に事業を行う本店事務所として利用する貸店舗を確保し、契約締結をした。</p> <p>この準備ができ次第、各種公証書を送付させたが、併せて「戸口簿」の写しを送付させた。</p> <p>準備3. 提出必須の事業計画書の作成にかかった。本人の考えはテレビ電話で協議しながら、作成をした。</p> <p>作成にあたっては、3年目には収支が±0を目指す計画とし、方針及び具体的な活動内容、10年間の収支計画、貸借対照表等を作成し提出した。</p> <p>4. 提出後、事業計画についての問い合わせを受け、内部留保資金明細計画書を提出し、納得をいただいた。</p>						
事例の結果と考察						
<p>1. 「経営管理」で1年の在留資格を受けることができた。</p> <p>2. 訪日後、取締役会を開きAが代表取締役になった。</p> <p>[感想]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請人の希望を達成するための、詳細な計画作りが重要と考えた。 ・日本の商慣行まで勉強する必要がある。 ・事業資金の出どころを確認しておく必要がある。 						

単位会名	鹿児島県行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	スリランカ	年齢	40代	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「経営・管理」在留資格変更許可申請（「企業内転勤」から） （「企業内転勤」から「経営・管理」への在留資格変更申請に対する不許可事例）							
事例の詳細							
<p>申請人は、在留資格「企業内転勤」での滞在期間が5年を超えることから、2018年7月に株式会社を設立して代表取締役役に就任し、その後行政書士の申請取次により「経営・管理」への在留資格変更許可申請に及んだが、申請から長期間が経過した2019年4月に不許可処分告知（不許可理由は必ずしも判然とせず）がなされた。出入国在留管理官署からは、一旦本国に帰国して査証を取り直して、改めて入国するようにとの指導がなされた。申請人は、指導に従い、5月に在留資格認定証明書交付申請を行い、6月に本国向け出国した。</p> <p>申請人には、夫と子供二人（男の子で、就学児と未就学児）の家族が「家族滞在」の在留資格で在留していた。就学児童の子供の在留期限が申請人と同日であったが、母親の不許可に伴って当該男児も在留期間更新が不許可となり、同時出国することになった。子供については学校の休学手続きを取り、「家族滞在」の認定証明書の交付申請を行っている。</p> <p>本件は、認定申請後5か月が経過した10月に及んでも審査結果が出ておらず、申請人は将来への不安を感じている。2018年の最初の申請からすると手続き期間が1年以上に及んでいる案件である。</p>							
事例の結果と考察							
<p>本件は、手続きに着手する前の段階で、どのような申請手続きが妥当であったかを検証してみる必要がある。</p> <p>「企業内転勤」から「経営・管理」への在留資格の切り替えを得たいとする場合は、「企業内転勤」の特殊性を考慮し、また、「経営・管理」に係る在留審査が極めて厳しい現状を認識したうえで十分な検討を行い、依頼者への手続き案内を行うべきと考えられる。</p>							

単位会名	岩手県行政書士会			事例年月	2018年 5月		
国籍	中国	年齢	28歳	性別	男	都道府県	岩手県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （申請中に傷害被疑事件を起こした外国人が許可された事例）							
事例の詳細							
<p>弁護士から弊事務所に在留資格の申請手続きについて依頼があったものです。</p> <p>申請者の在留資格の現在の資格は、留学だが、「技術・人文知識・国際業務」への変更許可を申請しようとするものです。しかし、現在の在留期間は2018年7月14日までとなっているなか、申請者が傷害被疑事件に関わったことから、直前に迫った在留期間を前にして、入管当局から説明書の提出を求められた事例です。</p> <p>申請者は、ある日本人女性と付き合いがあったが、その日本人女性及びその知人男性から別れ話をだされ、申請者の知人男性（日本人）を含めて4人が話し合い中に、口論となり相手を押したりしていたが、気持ちがエスカレートしもみ合いとなった。その状況をみて、日本人女性が警察に通報し、本件事件となったものである。</p> <p>＜事件後の動き＞</p> <p>日本人女性から申請者に対し、刑事罰を求めないことや賠償金を求めないことについての上申書の提出があったほか、残りの3人においても示談が取り交わされました。</p> <p>※入管当局からは、在留資格変更許可申請中の案件に関わり、申請者本人が傷害事件を起こしたとの情報を入手し、「事件の有無及び事件の具体的な説明書」を提出する旨、通知を受けたものです。</p>							
事例の結果と考察							
<p>その後、在留資格の変更について許可をいただくことができました。</p> <p>示談という状況にこぎつけた弁護士の誠意ある対応と、申請者本人のこれまでの在留時における誠実な生活ぶりや短時間勤務先の雇用主から申請者の今後の雇用の必要性などを訴える文書の提出も功を奏したと思われます。また、関係者からの詳細な状況説明資料の提出などを踏まえた理由書の作成ができたことなども大きい要素となったと思います。</p>							

単位会名	青森県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	中国	年齢	35歳	性別	女	都道府県	青森県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (監理団体(組合)における国際業務従事者の給与額の事例)							
事例の詳細							
<p>技能実習監理団体である組合に通訳と日本語講師として就職するために「国際業務」で申請。</p> <p>本人は、過去、日本の大学で国際関連の学部に所属し、大学卒業後は日本の企業で通訳業務を行っていた経験もあることから、実績に問題はなかった。</p> <p>母国に帰ってから結婚・出産を経験したが、再び日本で仕事がしたいと願うようになり当該組合に就職を希望。在留資格の申請に踏み切った。</p> <p>予定していた給与の額が「国際業務」にしては低すぎるのではないかと審査官から指摘されたが、地域的に他の業種でも低賃金であることから、比較のために同地域からハローワークに出ていた銀行員や農協職員の求人票を持参し、納得してもらった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>賃金以外は特段問題のないケースであったが、今後は母国に残してきたご主人やまだ小さい子供さんをどうするかがポイントになるであろう。</p>							

単位会名	宮城県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	台湾	年齢	30歳	性別	女	都道府県	宮城県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （日本の大学院を卒業した留学生が技・人・国への変更を許可された事例）							
事例の詳細							
<p>2019年2月に、某大学大学院で金融論を専攻した留学生から、宮城県内に本店のある東証一部上場企業の地方銀行に就職したので、在留資格変更許可申請をお願いしたいとの相談があった。</p> <p>2019年2月下旬、地方銀行の人事部担当者と面談。提出する書類について確認。 2019年3月1日 在留資格変更許可申請手続き 2019年3月7日 許可通知 2019年3月27日 大学院修士課程修了証原本を持参し変更許可 在留資格は技人国、在留期間は5年 所属機関は、カテゴリー1</p>							
事例の結果と考察							
<p>日本の大学院を卒業し、就職先もカテゴリー1の東証一部上場企業、履修科目と職種との関連性は、金融論と銀行ということで、出入国在留管理局が求めている教科書事例である。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2018年 5月		
国籍	スリランカ	年齢	37歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (提出書類の信ぴょう性に疑義がある理由による「技術・人文知識・国際業務」の 在留資格認定証明書交付申請が3回目で交付された事例)							
事例の詳細							
<p>「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請3度目で交付</p> <ol style="list-style-type: none"> 2015年3月 中古車の海外取引業務担当としてA社にて在留資格認定証明書交付申請。本人の貿易実務経験は14年、そのうち最初の勤務先は父親の経営する法人、当時の勤務先は自らが社長を務める法人であった。入管からの架電の可能性を伝えた。 2015年6月 1度目の不交付。最初の勤務先の在職証明書の電話番号が現在使用されていない点、及び本人に架電した際に貿易用語を説明できなかったことから、申請内容に信ぴょう性があるとは認められないとのこと。不交付理由について本人に確認すると、父親の法人が解散していることを伝えていなかったこと、架電の応答については、緊張と勘違いによるもので、本当に貿易実務を行っているとの主張。 2015年7月 A社で2度目の在留資格認定証明書交付申請。1度目の不交付理由については、父親による説明文、現在の勤務先のB/L等の貿易関係書類を提出した。 2015年8月 2度目も不交付。理由は、架電の際に本人は貿易を行っていると答えたが、L/Cが何なのか説明できなかった。具体的な貿易知識がないと判断した。よって、現在までの経歴は信用できず、これまでの経歴では、何度申請しても不交付とのこと。 2018年5月 2度目の不交付から3年経過。B社にて中古車の海外取引業務担当として採用。3度目の在留資格認定証明書交付申請。直近3年間は確実に貿易実務経験があるとのこと。貿易関係書類も多数提出した。 2018年8月 3度目にてやっと在留資格認定証明書交付。本人及びB社によると、架電は本人とB社の両方にあり、今回は質問に十分対応できたとのこと。 							
事例の結果と考察							
<p>在留資格認定証明書交付申請の際の、申請人の職歴確認の難しさを考えさせられた。書類上、実務経験があるように思えても、本人の知識・実務経験等について十分確認すべきと反省した。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	ミャンマー	年齢	25歳	性別	男	都道府県	千葉県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (機械エンジニアに係る「技術・人文知識・国際業務」の 在留資格認定証明書交付申請の事例)							
事例の詳細							
<p>「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付申請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 懇意にしている社会保険労務士より「顧問先の会社で外国人雇用についてセカンドオピニオンを聞きたいので、信頼できる行政書士を探してほしい」との相談が入る。機械部品の加工を行う会社にて、4年制大卒エンジニアを雇用してミャンマーから招へいしたいが、その業務内容の設定についての相談であった。 2. 面談をしてみると、従事させようとしていた仕事は「溶接」などの現場作業。実際のところ、技能実習生がそのような作業に従事している。当初頼った行政書士が「ミャンマー進出のための準備とか、技能実習生の受入手続きで、社長の海外業務をサポートしている実態を少し作っておけば大丈夫。」といったそうで、社長が「本当にそれでよいのか。」と疑問に思ったそう。 3. 「それはダメです！」と話し、入管法の基本的なルール、「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」などの違いを説明。優秀な大卒ミャンマー人を採用したい社長は、当初予定していた業務ではない業務を用意して、採用及び招へい手続きを進めようと言ってくれた。 4. 新しい業務は、マシニングセンタという機械を使って建設機械の部品をつくるべく金属を加工するというもの。一見単純作業に見えるが、CADを使って完成品の製図、CAMでマシニングセンタのプログラミング。その後、加工の段階においても、加工する金属の材質、そして治具や機械の機能等を鑑みながら、プログラミングを調整して最適な作業手順、最適な方法を探るため、「機械工学」や「素材」の専門知識を使って加工する仕事であった。その旨を客観的な疎明資料を提示しながら訴えて、在留資格認定証明書交付申請を行った。 							
事例の結果と考察							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 2か月の審査期間を要したが、在留資格認定証明書が交付され、エンジニアたちは無事来日。 2. 事実と違う業務内容で申請しようなどというのは言語道断！そんな意識で仕事をする行政書士には退場していただきたい。 3. エンジニアたちは工場内で働いているが、会社社長は、「技術・人文知識・国際業務」で認められている仕事をしていることをいつでも証明できるように、自発的に業務日誌を付けるなどして備えておくと言っている。また、技能実習生、今後採用する特定技能外国人と明確に業務内容を分けることを約束してもらっている。顧客のコンプライアンス意識を高めることも、行政書士の大事な役目。入管法・技能実習法等に精通して、一歩進んだ業務を行いたい。 4. 1つの工場の中においても、「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」など複数の選択肢がある。「外国人材活用」は中小・零細企業の課題解決のひとつの有効策。先方の業務や戦略をよく理解し、入管法令等を駆使して適切な提案を行うというのも、一歩進んだ業務だと思う。 							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月		2018年 9月	
国籍	フィリピン	年齢	49歳	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請 (「特定活動(家事使用人)」から「技術・人文知識・国際業務」への 在留資格変更申請が5回不許可とされた事例)							
事例の詳細							
<p>2018年6月末、雇用主婦国により家事手伝い業務終了。 特定活動在留期限：2018年9月25日</p> <p>2018年8月 外国人向けシェアハウスと民泊を経営する企業（北九州市内の不動産会社の東京支店）に雇用される。</p> <p>2018年9月 技人国への在留資格変更許可申請① ※事務所写真提出なし（シェアハウス、民泊内の事務作業スペースの写真提出）、詳細な仕事内容説明なし（雇用主に面談して資料を作成したいと申し出たが、雇用主は必要を感じないので、行政書士との面談は不要と言われる）</p> <p>2018年11月 在留資格変更申請不許可→出国準備特定活動31日間 2018年12月 技人国への在留資格変更許可申請② ※業務内容説明書提出。英語を使つての専門職と強調</p> <p>2019年1月 在留資格変更申請不許可→出国準備特定活動31日間 2019年2月 技人国への在留資格変更許可申請③ ※数種類の業務の勤務中の写真提出。日次・月次作業表提出。事務室の写真提出なし</p> <p>2019年3月 在留資格変更申請不許可→出国準備特定活動31日間 ※不許可説明を聞く時に雇用主同席</p> <p>2019年4月 技人国への在留資格変更許可申請④ ※詳細な勤務内容説明書、日次・月次作業表、事務所写真提出</p> <p>2019年6月 在留資格変更申請不許可→出国準備特定活動31日間 ※不許可説明を聞く時に雇用主同席。入管より日次・月次作業表に清掃業者への清掃指示があるが、これは技人国の業務ではないと言われる。</p> <p>2019年7月 技人国への在留資格変更許可申請⑤ ※不許可説明を聞く時に雇用主同席。清掃業務をはずした業務内容説明書、日次・月次表を提出</p> <p>2019年9月 在留資格変更申請不許可→出国準備特定活動30日間 ※不許可説明を聞く時に雇用主同席。入管より、帰国して認定証明書交付申請をすれば許可できると思うので帰国して欲しいと言われる。</p>							
事例の結果と考察							
<p>3回目の申請後の不許可説明以降、5回目の不許可説明まで雇用主が同席したことを入管は評価し、5回目の申請後の不許可説明時に、「許可する意向であるから在留資格認定証明書交付申請をしてほしい」と言われる。また、入管は雇用主に対し、申請書の記入の仕方を詳しく説明した。</p> <p>申請時の提出書類は、1回目の申請時の理由書と、5回分の申請時の申請書以外の書類はすべて雇用主が作成。雇用主は、雇用主自身での書類作成を強く希望し、行政書士の書類作成を好まなかった。</p>							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2017年 9月		
国籍	英国	年齢	57歳	性別	男	都道府県	新潟県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (自然科学の分野の10年以上の実務経験として非破壊検査の経歴を立証した事例)							
事例の詳細							
<p>A社は航空関連部品製造会社であるが、品質管理上非破壊検査の高度なノウハウが必要であるとして、英国人技術者の男性を招聘するため、10年の実務経験をもとに「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請を行った。</p> <p>当該技術者の男性は、大学等を卒業しておらず、英国陸軍傘下の少年工科大学を卒業後、陸軍に入隊し主として非破壊検査技術兵としての経歴(軍歴そのものとしては約24年)を積んでおり、除隊後の実務経験と合わせ10年以上の実務経験があったため、裏付けが確保できれば、十分に許可の可能性があると思込んで手続きを進めたが、提出した資料では経歴証明が不十分である(軍経歴中、技術関連教育期間が否認)として不交付となり、再申請となった。</p> <p>2017.9.14 申請1回目 2017.12.27 不交付 2018.1.5 不交付理由聞き取り 2018.1.29 申請2回目</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 2018.3.19 交付(在留資格認定証明書到着) 2018.3.27 「短期滞在」から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請 2018.4.5 許可となり在留カードを受領</p> <p>考察 : 2度目の申請で在留資格認定証明書は交付となったが、1度目の申請から2度目の申請で交付となるまでに6か月を要し大いに反省点が残る結果となった。</p> <p>【不交付理由として考えられる原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 招聘企業A社の担当者と申請人は、過去に英国にて発行された国家資格証などを提示すれば、複数の外国で就労VISAが発給された実績があったため、日本においても同様に自国の証明書類と経歴書を添付すれば、簡単に許可されるのだろうという強い思い込みがあり、当方からの説明が十分に理解されていなかった点。 ・ 申請人は軍歴に対して強い自負心がある一方で、多くの裏付け資料を求められることに対する不納得感があった点。 ・ 申請人から提供された多数の資料が当然ながらすべて英文であり、非破壊検査という専門性の高い内容や軍関係の書類が多く解析に困難があっただけでなく、肝心の実務経験を裏付けするに足る資料が少なかった点。 ・ 軍歴の証明書類の中に、教育を受けた期間と、その後技術兵として軍務に従事した期間の境界が明確に記載されていなかった点。また、日本語翻訳が不十分で入管側も英文資料から十分に実務経験期間の把握ができなかった点。 ・ 本人とのやりとりは、招聘企業の担当者を介して進行したが、当該担当者に手続の全体像を十分理解させることができなかった点。 <p>【交付の決め手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が軍の人事部と交渉し、軍の実務経験期間を証明する部外秘資料を入手し、2回目の申請で入管に提出できた点。 <p>【事案から得た教訓】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼者とのコミュニケーションの重要性に対する再認識 ・ 資料の整理と翻訳の重要性に対する再認識 							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年2月～7月		
国籍	フィリピン	年齢	34歳	性別	女	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」就労資格証明書交付申請・在留期間更新許可申請 (在留中に転職、出産、育児休暇などがあった事例)							
事例の詳細							
<ul style="list-style-type: none"> ・11年間在留の「技術・人文知識・国際業務」(3年)で、2019年2月に現勤務先に転職入社。在留期限は7月4日。2018年4月に勤務先の会社が吸収合併により転職もあり。5月12日出産予定日。父親は永住者のフィリピン人で本国の妻と婚姻関係について調整中。 ・2月末に面会事情聴取。どう手続きしたらよいか悩んでいた。 2度の転職届出の確認—契約機関に関する届出必要 ・在留期限の3ヶ月前までは就労資格証明書交付申請可。3ヶ月前以降からは在留期間更新許可申請。 ・就業規則で産前・産後休暇、育児休暇規定を確認。4月から産前休暇確認。 ・契約機関に関する届出⇒就労資格証明書交付申請⇒子の在留資格取得許可申請⇒在留期間更新許可申請の手順の方針決定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続の概要 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約機関に関する届出(品川) 3月1日郵送、3月4日受理 ② 3月18日就労資格証明書交付申請 3月29日証明書交付 ③ 4月19日子出生 子の在留資格取得申請 5月20日許可 ④ 6月28日在留期間更新許可申請 7月17日許可 「技術・人文知識・国際業務」(3年) <ul style="list-style-type: none"> ○就労資格証明書写し提出 ○就業規則、育児休業規定提出 ○健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得届申出書、同被扶養者届、育児休業取得申出書、育児休業取扱通知書提出 ○同居する子の父親(事実上の夫)の在職証明書、直近年度の課税・納税証明書提出 							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果：就労資格証明書交付申請 3月18日申請、3月29日交付 <ul style="list-style-type: none"> ：子供の在留資格取得許可申請 5月20日許可(永住者の父親が申請) ：在留期間更新許可申請 6月28日申請 7月17日許可 (「技術・人文知識・国際業務」3年) <ul style="list-style-type: none"> ・ 考察 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労資格証明書交付申請—ギリギリ間に合って、転職先会社での活動が認められたことで、申請者が安心して出産を迎えられた。 ② 就業規則等、産前産後休業申出書等、育児休業取得申出書等の労働法令書類と事実上の扶養者である子の父親の仕事及び所得の証明をした結果、1年間の育児休業期間中は無給であるが、在留状況が良かったのか「技術・人文知識・国際業務」、3年で許可された。 							

単位会名	山梨県行政書士会			事例年月	2018年 11月		
国籍	中国	年齢	32歳	性別	男	都道府県	山梨県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」就労資格証明書交付申請 (転職で採用する外国人の業務について該当する旨の証明書が交付された事例)							
事例の詳細							
<p>1. 飲食店・レンタカー事業等を行っている会社の社長から「中国人を雇い入れたい」との相談を受けた。当該会社は外国人の雇用経験なし。本体者とは知人の会社を通じて知り合った。</p> <p>2. 本体者は技人国の在留資格を持つ中国人であり、中国及び日本の大学を卒業、母国語は北京語、日本語レベルN2、在留期間3年（申請時点から残りおよそ1年半）、前回更新からすでに3回目の転職となる。中国人の女性の配偶者有り。雇い入れ後は、月額30万円の給与。幹部候補として「係長」からスタート。</p> <p>3. 中国人が多く来店する店舗の通訳、翻訳といった活動などから、技人国の在留資格に当たりうると当職は考えたが、飲食店、レンタカーといった現地の接客業務経験がなければ効果的な通訳・通訳等の専門的業務を行えないため、半年間は店舗での接客研修を行わせたいと社長が意向を示した。</p> <p>研修スキーム自体は在留資格該当性が否定されるものではないものの、研修期間の妥当性と、飲食店が事業に含まれることによる資格外活動との認定リスクが高いことから、就労資格証明書を取得しておくべきと助言し、受任した。</p> <p>申請からおおよそ20日後、当該業務は技人国に該当するとの証明書が無事に交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>技人国に伴う接客研修スキームは、技人国の在留資格該当性が認められる中でも例外的扱いであり、予定と異なる研修・業務を行った場合は資格外活動となりうる。そのため、行政書士としては、予定の研修を終えたら現場（特に飲食店で配膳等）での“単純就労”を行わせないように強く指導しなければならない。</p> <p>「特定技能」が作られることによる影響（研修スキームや一時的単純就労パターンなど、単純就労性を含む活動は「特定技能」によるべきとの運用に流れる可能性）も考慮し、当職は、こうした研修スキームについて今後さらに慎重に対応する。</p>							

単位会名	静岡県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	ベトナム	年齢	28歳	性別	男	都道府県	静岡県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留期間更新許可申請 (電話連絡先を所持していない申請人の対応事例)							
事例の詳細							
<p>技・人・国更新申請書類の作成を依頼された。</p> <p>申請人の電話番号欄について、固定電話は不所持。携帯電話は持っているが、データのみの契約となっている。</p> <p>社内の人や本国の家族との通話は、LINE等無料通話アプリで事足りる。</p> <p>申請書に記載する電話番号としては相応しくないと考え、会社の社長の携帯電話番号を併記した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>入管窓口では、特に何も言われなかった。</p> <p>料金面から、データ契約の携帯電話しか持たない外国人が増えている。連絡手段が電話番号だけでは心許ない時代になってきたと感じる。</p>							

単位会名	静岡県行政書士会			事例年月	2017年 12月		
国籍	ブラジル	年齢	40代	性別	女・男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (認定証明書が交付されたものの在外公館で査証が発給されなかった事例)							
事例の詳細							
<p>1. 申請人夫婦は2007年に妻が日系人であることから、身分関係の在留資格にて本邦に来日し、群馬県にて、夫は工場勤務、妻はブラジル人学校の教師として勤務していました。</p> <p>2008年のリーマンショックにより景気が低迷したため、2009年12月にブラジルに帰国をしました。</p> <p>2. ブラジルに帰国後、夫は高校卒業後軍隊での勤務経験を活かし、児童更生施設に勤務しながら大学に通い、教育学部を卒業して教師の免許を取得、同更生施設で先生として勤務、妻も小学校4年生までを教えることが出来る教員免許（ペダゴジア）を取得しているため教師として勤務しながら、大学に通い、教育学部を卒業して教師（上記ペダゴジアとは別の免許）の免許を取得しました。</p> <p>3. 夫婦は、2018年1月15日に静岡県内にあるブラジル人学校S校と「教師」の契約を締結しました。当該ブラジル人学校S校の依頼により入管に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付の申請、入管からの日本とブラジルの教員制度の違い（ブラジルでは教師として勤務しながら大学の教育学部に通学する等）、勤務予定である当該ブラジル人学校Sでの1日・1ヶ月のスケジュール等の追加資料の提出依頼があった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2018年3月19日に、申請人である夫婦に「技術・人文知識・国際業務」、その子供には「家族滞在」の在留資格認定証明書が交付された。早速ブラジル人学校S校に届け、同校から申請人に送付して貰いました。申請人が在サンパウロ日本国総領事館に査証の申請手続きに2回訪問しましたが発給されませんでした。疑問に感じた申請人が問合せをしたところ、2009年12月にブラジルに帰国する際に帰国支援金の支給を受けているためとの説明を受けたそうです。2013年10月15日より一定の条件（日本で就労を予定している者については、在外公館におけるビザ申請の際、1年以上の雇用期間のある雇用契約書の写しの提出を条件とした。）のもとに再入国を認めるとしてから、4年以上経過しているにも拘らず、査証を発給しないことに不快を感じた案件でした。</p>							

単位会名	愛知県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	ベトナム	年齢	26歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （単純出国してから認定証明書交付申請をするよう勧めた事例）							
事例の詳細							
<p>専門学校卒業後の「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請</p> <p>1. 2019年7月5日 在留資格変更許可申請に所定の立証資料を添えて申請</p> <p>2. 2019年7月29日 追加書面の提出要請</p> <p>【追加資料】 2017年と2018年のアルバイトに関する賃金台帳の写しと、各月の労働時間、給与額等の一覧</p> <p>【対応】 申請人に確認したところ、アルバイト先は4社に及び、それぞれの労働時間は週28時間以内ではあったものの、4社を合計すると週28時間を超えていた。そこで、事実をそのまま記載するとともに、過剰労働となっていた背景事情を説明する理由書を添付した。</p> <p>3. 2019年8月13日 追加書面の提出</p> <p>4. 2019年8月15日 本人同伴での出頭要請通知が到着</p> <p>5. 2019年8月28日 本人同伴で出頭し、その場で不許可理由の確認とともに出国準備30日の特定活動への変更</p> <p>【不許可理由】 就労先の経営状態、担当予定業務、学歴、全てに問題はない。しかし、留学生時代に過剰労働しており、「在留状況が良好ではない」として不許可となった。</p> <p>【今後について】 一度帰国をして、在留資格認定証明書を取得して改めて来日するという事で申請人が納得をした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>課税証明書に記載された前年度の収入額が210万円程度だった。同等程度の収入額でも以前は在留資格変更が認められていたものの、最近は厳しく審査されていることから、変更申請においても申請人との打ち合わせの段階で、学生時代の労働時間の確認をしなければならないと感じた。</p>							

単位会名	岐阜県行政書士会			事例年月	2018年 11月		
国籍	ベトナム	年齢	30代	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (CADオペレーターとして採用された3人のベトナム人の事例)							
事例の詳細							
<p>1. ベトナム人男性Nは、日本でエンジニアとして働きたいと、他のベトナム人男性2人とともに、日本のS社に採用された。S社においては、3人すべてCADオペレーターとしての同時採用であった。</p> <p>2018年5月、在留資格認定証明書交付申請を3人分同時に提出した。</p> <p>2. 10月に入管から追加資料の提出を要する通知書が届いた。</p> <p>その内容は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請人が行うすべての業務についての説明と業務割合についての説明 2 技能実習生が行う業務との違いについての説明 <p>を要するものであった。</p> <p>3. 10月末、S社と打合せのうえ、追加資料を作成し、入管に提出した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 2018年11月、入管から結果が届いた。2人が認定(在留資格認定証明書が交付)、1人が不認定(同不交付)であった。</p> <p>考察 : 不認定理由は、「提出資料の記載内容(経歴に係る内容)に矛盾が認められ、申請内容に信ぴょう性があるとは認められない」とのことであった。不認定であったのは、ベトナム人男性Nで、他の2人とは経歴が異なり、過去に日本で3年間、技能実習生として働いていた。</p> <p>おそらく、技能実習生の時に提出された経歴と今回の申請経歴に学歴・職歴で明らかな相違があったと思われる。この点、技能実習生に使用した経歴書を入手するなどして、慎重に申請をすべきであった点は悔やまれる。</p>							

単位会名	岐阜県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	ベトナム	年齢	20代	性別	男	都道府県	岐阜県・三重県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」 (エンジニアとして従事しようとする業務に関する基準省令適合性の判断事例)							
事例の詳細							
<p>同じ親会社を有する子会社 a、子会社 b がそれぞれ、外国人エンジニアを採用することとなった（在留資格「技術・人文知識・国際業務」）。a・bは、親会社の指示で全く同じ商品を製造する製造業で、事業規模は同程度、外国人が従事する業務内容、給与等の労働条件も同様であった。申請人はいずれも大学（理系学部）を卒業しており、専攻と業務の関連性にも特に問題はなかった。ただし、業務の高度な専門性の説明が難しい業務内容であったため、その点は申請時に特に力を入れて立証資料を作成し添付した。a・bの申請は、同時期にほぼ同じ内容の書類を提出した。</p> <p>aの審査過程では、業務内容について入管からさらに詳しい追加資料を求められたため、業務の各工程をさらに掘り下げて説明する詳細資料を提出した。また、専門書などから引用した参考資料なども添付した。</p> <p>bの審査過程では、追加資料は一向に求められなかった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果：申請から3か月弱でaは許可、申請から4か月でbは不許可という全く異なる結果となった。</p> <p>考察：bが不許可となった理由は、「業務の高度な専門性に疑義がある」というものだった。この疑いの要素の1つとして、bが自社のサイトで公開していた採用情報に、「高卒以上」と明記されていたことが指摘された。</p> <p>しかし、実際には、この採用情報には、申請人が従事する業務だけではなく、別の簡単な業務までが記載されていたが、申請人が従事する業務については、やはり高卒レベルではなかった。誤解を与える内容であったことは事実だが、サイトの採用情報までチェックされ、かつ誤解の上、「高卒でもできるレベルの業務」と評価されたことは、想定外であった。</p> <p>とはいえ、bの申請時に、aの審査過程で求められたようなより緻密な立証資料を最初から提出できていれば、避けられた事態かもしれない。採用情報の記載の仕方まで配慮すべきことを反省するとともに、業務の高度な専門性の説明の難しさを改めて痛感した。</p>							

単位会名	三重県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	ベトナム	年齢	24歳	性別	女	都道府県	三重県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (日本語能力を理由に不交付となり、再申請で交付となったもの)							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 三重県にある食品製造業の会社が神奈川県横浜市にある行政書士事務所に書類作成を依頼し、2018年8月23日にベトナム人女性3名の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請（品質検査技師として）を名古屋入国管理局四日市港出張所で行った（本人申請）。 2. 2018年11月9日付で不交付の通知書が届いた後、11月21日に弊所に相談があり、同日申請人に同行し四日市港出張所に不交付理由を伺った。不交付理由は日本語能力からみて当該資格に該当する活動を十分に遂行できる環境または能力を有するとは認められない、とのことであった（当時3名とも日本語検定N4を有しており、N3の検定の結果待ちの状態）。担当の審査官には審査要領上では日本語能力については要件として挙がっていない点を指摘したところ、「N4では日本語能力が不足しており、指揮・命令・指導が理解できなければ活動はできない」との回答があった。 そこで、「日本語を理解できるような環境の整備・配慮があれば、指揮・命令・指導が理解できる余地があるのではないか？」と尋ねたところ、「場合によっては余地があるでしょう」との回答を得た。また、申請人3名はベトナムの農業大学で生化学を専攻しており、業務内容的には問題はないとの回答も得た。 3. 会社としては、この3名を雇用したいとの意向は変わらないので、同年12月3日に四日市港出張所に再申請を弊所が行った。添付資料としては前回提出した資料に加え、検査項目をチェックリスト化した報告シートを添付し、このシートを用いて業務を遂行するので日本語能力としては十分耐えうる、との説明を加えた。 4. 申請時に追加資料として①入社後の配属部署②指導・命令の具体的方法が求められた。 5. 12月14日に①入社後の配属部署を明示②指導・命令の具体的方法として典型フレーズの日本語・ベトナム語の対照表、作業器具等への日本語・ベトナム語の併記したラベルの添付、コミュニケーションツール（翻訳機）の活用、ベトナム人に対するわかりやすい日本語の話し方の日本人への指導等の写真・資料を提出した。 6. 12月20日付で追加資料として①実際に使用する日本語・ベトナム語の併記された報告書の全様式②併記されたベトナム語の翻訳者の明示（翻訳を専門家に依頼したかどうか）が求められた。 7. 2019年1月10日に①実際に使用する日本語・ベトナム語の併記された報告書の全様式②併記されたベトナム語の翻訳者の明示した書類（専門家に依頼した旨）を提出。 8. 2019年2月15日付で3名の在留資格認定証明書が交付された。 							
事例の結果と考察							
<p>本件は再申請でリカバーした事案であるが、①再申請時にはより詳細な説明が求められること②審査要領に記載のない要件を求めてくることがあることを示している。（当時は在留資格「特定技能」の創設が予定されていた時期であり、他の在留資格で求められる日本語能力とのバランスが意識されるようになった時期であることも影響しているように思われる。）</p>							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2015年 5月		
国籍	カナダ	年齢	28歳	性別	男	都道府県	福井県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (電気設備施工会社で、日本人社員に英語の指導を行うもの)							
事例の詳細							
<p>老舗の電気設備施工会社からの依頼。</p> <p>長男のカナダ留学当時の友人 A (文科系大卒) を、将来のカナダ支店開設に備えて、数年間滞在させたいとのリクエスト。</p> <p>支店開設後から軌道に乗るまでの2, 3年間は、日本人スタッフが技術指導のために数名カナダ勤務を予定しているということなので、当然、それなりの英語も習得しておく必要があるとのこと。</p> <p>現実的には、A の仕事の比重は技術習得の方にあるが、実務を覚える傍ら先輩や同僚社員に対して生きた英語の先生役も兼ねる。</p>							
事例の結果と考察							
<p>採用理由書では誠意を尽くして説明し、添付書類も考え得る限りのものを提出して「技術・人文知識・国際業務」の認定証明書交付申請をした。</p> <p>結果はいきなり3年の認定証明書の交付がされた。</p> <p>当職のサポートというより、会社の規模、実績という無形の信頼に負うところが大きかったと受け止めている。</p>							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2017年 2月		
国籍	中国	年齢	49歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
<p>「技術・人文知識・国際業務」在留期間更新許可申請（3年から5年へ伸長） （年間滞在日数が少なく短縮許可の恐れがあるため、本人の優秀さを示す補強資料を添付）</p>							
事例の詳細							
<p>日本の法人に勤務する中国人から在留期間更新の依頼。依頼者は本国の大学で修士号を取得後、日本の大学にて博士号を取得した。相談時の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」。勤務する団体の業務の関係で日本に在留するのは年間2カ月程度である。在留資格「家族滞在」を持つ配偶者、子は日本にて在留している。本在留資格としては3回目の更新、在留期間は3年であった。</p> <p>本人は、当然に3年以上の在留期間を希望していたが、年間の在留日数が短いこともあり、許可される期間が短くなる、最悪、許可されない危険性もあることを伝えた。</p> <p>在留資格「高度専門職」への変更も考慮したが、本人の年齢等から少しだけ点数が足らず断念。当初の方針通り、期間更新の申請を行うこととした。ただし、申請にあたっては、「技・人・国」で要求される資料の他に「高度専門職」と同等の疎明資料を準備し提出した。</p>							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ・5年の在留期間が許可された。 ・「高度専門職」に直ちに当てはまらない申請人においても、審査時に考慮されているのでは？と推察される。 							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2017年 4月		
国籍	ベトナム	年齢	30歳	性別	男	都道府県	福井県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (技能実習終了後に本国で復職していない者の不交付事例)							
事例の詳細							
<p>在留資格認定証明書（技・人・国）交付申請</p> <p>近年、木材のプレカット事業を拡大している企業から、建設設計エンジニアをベトナムから招へいしたい旨の依頼があった。依頼主は企業規模、経営状況等問題なくベトナムからの技能実習生や通訳も既に招へいしており、将来的にベトナムに海外事業部を設置予定でもあるということだった。</p> <p>申請人は、建設技術の専門課程を履修した短大卒者で、関連する職業経験もあり、建設設計エンジニアとしてCAD部における雇用が予定されていたので、その旨を企業の将来的なもくろみとリンクさせて採用理由書を作成し、申請に至った。</p> <p>一見問題点はないように見受けられたが、入管から追加で書類提出を求められた。その内容は、申請人が直近で日本に技能実習生として入国していたのであるが、実習終了後に帰国後、復職していない理由の説明と、技能実習前のベトナムの直近雇用主からの、申請人の退職にかかる証明を求める内容であった。</p> <p>依頼主である企業を通じて取り寄せた証明書は、申請人と直近雇用主との間で少し矛盾があったので、補正を求めたがかなわなかった。そこで、どうすべきか考えたが、依頼主の要請があったので、不本意ではあったがやむを得ずそのまま提出した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果は不交付。提出資料の記載内容に矛盾が認められ信ぴょう性が認められないとの理由だった。入管において念のため不交付理由の確認も行い、依頼主に丁寧に説明し再申請を促したが、依頼主が断念した。その最大の理由が、ベトナムにおける手続きに紹介機関が仲介しており、これ以上事実確認のしようがないし、矛盾点を解消する書類の作成も不可能ということであった。</p> <p>結論として、このような事案で不交付を回避するためには、矛盾を解消できない時点で申請を取り下げるしかないものと考えられ、業務の限界を感じた。</p>							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	ベトナム	年齢	28歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (下水管内のチェックを行うカメラの調整・メンテナンスを現場で行う技術者の許可事例)							
事例の詳細							
<p>従業員9名の法人にベトナムの大卒者2名を雇用したいと当該法人から在留資格認定申請の依頼。</p> <p>電子・電子技術の学位取得者と機械の学位取得者の2名とのことであった。 小規模事業所で上記2名の業務量があるのか確証を得られなかったため、1名は可能性があると思われるが、2名共の認定はやってみないとわからない旨お伝えした。</p> <p>業務上の必要性の説明を丁寧にしたつもりであったが、申請後、1ヶ月を経過した頃、招聘理由書の具体的作業の記載内容についての照会があり、資料の追加提出を求められ、2名採用した場合の具体的活動を詳細に説明との指示があった。</p> <p>特殊なカメラで下水管内のチェック及び修繕の業務に際し、当該カメラが能力を発揮するための調整及びメンテナンスを作業現場にて行う必要があり、そのために上記2種類の技術者が必要不可欠であることを説明。具体的作業にかかる写真等も添付して資料を作成提出した。</p>							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ・その約1ヶ月後、雇用期間1年間で更新する場合があるという労働条件通知書に対して、2名共に1年の在留期間が許可された。 ・従事する業務内容について理由書の文章だけでなく、わかりやすい資料を添付するなど具体的に把握できるような工夫が必要と思われる。 							

単位会名	石川県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	インドネシア	年齢	29歳	性別	男	都道府県	石川県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学（大学院）」から） （カテゴリー2企業への就職、業務の専門性の説明に苦労した事例）							
事例の詳細							
<p>県内大学院修了予定者の就職に伴う在留資格変更許可申請。 数物科学専攻で就職先の業務内容は電力需要予測システムの構築。 就職先企業のカテゴリーは2。 懸念事項は、業務の専門性の高さの説明をどのように言語化するか、申請人の日本語能力の低さ（社内で業務遂行に支障がないことの説明）、修了式後入社までの間に一時帰国を希望していたため出国前に審査結果を確定させるための迅速な申請準備等でした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果は申請翌日に許可の通知（実際の変更許可は修了式後）。 業務の専門性の高さは業務内容の説明に加えて同じ部署で勤務する社員の学歴を提示した。全員が大卒若しくは院卒だったためこの点から業務内容が「一定水準以上のレベル」であることを説明した。 日本語能力については、同じ部署の社員の複数が英語で会話できること、実際に面接等もすべて英語で実施したこと等を説明し、社内で英語で業務に従事することに支障がないことを示した。 審査期間については、高度専門職に該当しうるほどの人材であること、就職先企業の業務内容も専門性が高いこと、関連性についても疑義がないことを理由書等で説明し、審査が迅速に進むよう書類を準備した。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 3月		
国籍	ベトナム	年齢	32歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (元技能実習生が技術者として交付を受けた事例)							
事例の詳細							
<p>2011年から3年間国内の鉄工所で技能実習生として在留していたベトナム人で、帰国後復職することはなかったものの、さらに深く学びたいとの思いからベトナムの技術大学を卒業した方が、今度は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を取得して、技能実習のときは別の機械加工の会社で勤務したいとのことでした。</p> <p>2017年3月に認定申請をしたが不交付だったとのことで、受け入れ企業の社長が当方を頼って来られました。不交付の理由を尋ねると、2011年の訪日前に技能実習の在留資格を得るための申請書類には大学を出たことの記載がなかったのに、今次申請では2007年から2010年まで技術短期大学に在籍し卒業した旨が書かれており、入管から学歴詐称の疑いをかけられているとのことでした。申請人にその話をすると、送り出し機関には技術短期大学を卒業したことを記した履歴書を提出したとのことでしたので、申請人に、過去虚偽の事実を書いたことはないしこれからはないとした誓約書を作成してもらいました。</p> <p>2018年3月1日に再度（当事務所では初めて）申請しました。前記申請人の誓約書の他に、申請人が大学で学んだ科目と受け入れ企業で行う仕事の間の整合性や、学問的素養がなければ全うできない業務内容であることを説明し、また受け入れ企業の決算書、工場内の写真や納入実績表だけではなく、申請人が従事する業務の作業指示書に至るまで詳細な資料を提出しました。ところが結果は不交付でした。理由は、入管の方で申請人が技能実習後に学んだ大学を卒業しているかをインターネットで調べたら名前がヒットしないからということでした。それを伝えると、申請人は卒業大学へ行き卒業したことを証明し、質問も受け付けるとしたメールアドレス入りの証明書を作成してもらい送ってきました。</p> <p>2018年10月の申請では、それらの書類だけではなく、申請人は受け入れ企業を訪問したことがあったので、従業員たちの嘆願書も数枚準備して再度申請したら交付されました。</p>							
事例の結果と考察							
<p>大学発行の証明書を信じず、インターネットで検索したらヒットしなかったというだけの理由で申請後5カ月待たされた挙句に不交付にされるという不条理に耐え、再度申請したことが良かった。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2017年 12月		
国籍	ベトナム	年齢	30歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (業務説明追加資料を提出により交付を受けた事例)							
事例の詳細							
<p>機械加工業務を行う会社の社長から、ベトナム人技術者を採用したので、2017年11月に「技術・人文知識・国際業務」の認定申請をしたところ、入管から何度も質問が来て、どのように回答すればよいか分からないとの相談を受けた。</p> <p>具体的には、申請人が従事しようとしている業務は、「自然科学の分野に属する知識を必要とする業務」及び、「学術上の素養を背景とする一定水準の業務」であることを証明しなさいというものでした。</p> <p>申請人は大学で情報技術に関し広範に学び、その後の就職先では3次元自動CADの仕事に従事し、その資格も得ており、契約会社でもCAD設計を中心に業務をすることだった。それで、CAD設計をすることは、単にコンピュータソフトウェアの操作方法をマスターすることが必要であるだけでなく、後工程の作業に指示を出す立場であり、最終成果物の完成形をイメージし他工程で行うことを理解していなければできない、つまり応用力が欠かせない業務であることを示すとともに、入社当初の数カ月の間は、工場各部門の業務に従事し全体を把握してもらい、その後でCAD設計とネットワーク管理業務に従事してもらうことを説明する必要があった。</p> <p>その上で、「自然科学の分野に属する知識を必要とする業務」に関しては、自然科学とは自然における観測可能な対象やプロセスに関する科学であると理解すれば、素材としての金属はもともと自然界に存在していたものであり、それを対象として自然界に存在する物理法則等の各種法則を利用しての業務であり、そのように言える。さらに、「学術上の素養を背景とする一定水準の業務」であるかについては、上述の応用力の他にトラブルが発生した時に解決するために必要な想像力、仮説検証能力、構想力等が必要な業務であるので、最低でもCAD設計やコンピューターネットワークに関する学術上の素養がなければ、全うできるものではないことを説明する文書を作り提出したところ、認定交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>技人国の業務のうち、「国際業務」では通訳・翻訳・語学の指導業務を除けば実務経験が必要であるのに対し、「技術」「人文知識」では学歴要件だけで足りる。大学で学ぶ間、学問知識を基に想像力、仮説検証能力、構想力等を磨いていると見なされているのだろう。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 10月		
国籍	パキスタン	年齢	34歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (国際業務担当者の職歴内容と実務経験立証の2回目申請で交付された事例)							
事例の詳細							
<p>2018年10月に、中古自動車貿易事業をしている会社社長より、貿易業務を担当するパキスタン人の認定申請を受け、申請人に3年以上の実務経験があることを職歴証明書で確認し、自信を持って申請したが、結果は不交付だった。</p> <p>入管で理由を聞いたところ、職歴証明書にこれまで従事したことがある業務として、「見込み客が望む車種を調べる」「見込み客に車を見せる」「商品価格や支払い条件の説明をする」等の記載はあるが、国際的な貿易業務をしたことがあるとは記載されていないからというものだった。</p> <p>それで、契約機関の社長に申請人に問い合わせさせていただいたところ、国際的な貿易業務に従事していたことが分かり、そのことを明示する職歴証明書を作成してもらった。具体的には「日本から中古車をインターネットで購入する」「税関通貨の書類作成をする」「商品の船積み・輸送業務をする」が記載された職歴証明書を得た。</p> <p>2019年1月にその職歴証明書を添えて申請したところ、間もなく認定交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の中の「国際業務」は文字通り国際業務であり、「外国の文化に基盤を有する思考又は感性を必要とする業務」なので、従事する業務においても、またこれまで従事してきた業務においても、そのことの立証が必要である。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 9月		
国籍	インドネシア	年齢	46歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請 (難民認定申請中「特定活動」から不許可となった事例)							
事例の詳細							
<p>申請人Aは、難民認定申請後「特定活動」を受け取り、他県で勤務していたが、パキスタンで3年以上中古車販売業務に従事していたので、「技術・人文知識・国際業務」への資格変更を希望し、契約会社の代表Bと共に当方を訪れた。</p> <p>会社の決算書を見ると1600万円の債務超過になっており、そのほとんどが直近期の営業損失であることが分かった。売上金の回収ができなかったことが原因とのことだ。ただ、Bが個人として会社に貸し付けをしており、その額が債務超過の額よりも大きかったため、貸付債権を放棄してもらえば債務超過の状態を脱することができる。</p> <p>そのことをBに説明すると、それで良いとのこと、その会社の税理士に依頼して債権放棄通知書と株主総会議事録を作成してもらい、入管に提出した。</p> <p>しかし結果は不許可であった。理由を入管で聞くと、債務超過の額が大きいことと、直近期の決算書では売上高から売上原価を引いた売上総利益すらマイナスであることが指摘され、貸付債権を放棄して債務超過の状態を脱したからと言って、それでよいわけではないとのことだった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>債務超過を脱したのは期中であり、債務超過ではない決算書を提出できたわけではない。そのことが原因で不許可になったのか、それとも貸付債権放棄だけで経営実態に踏み込んだ改善案の提示がなかったことが原因で不許可になったのか、あるいは改善案を提示したとしても直近期の売上総利益がマイナスであることをもって不許可とされるのか、そのあたりは判然とはしない。</p>							

単位会名	滋賀県行政書士会			事例年月	2018年 8月		
国籍	ベトナム	年齢	25歳	性別	男	都道府県	滋賀県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （日本語学校を中退して就職を希望した留学生の事例）							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 2018年7月初旬に日本語学校に在学中の留学生から依頼を受ける。 現在の学校を7月末に中退して、就職を希望。 2. 就職先の建設会社と打合せを行い、在留資格変更許可申請書を作成。 3. 本人（申請人）は、ベトナムの大学卒で土木、建設等の単位を履修しており、建設会社での建設設計図の作成業務に、年収250万円で雇用契約。 職務上の地位は設計技術者。日本語能力はNAT-TEST・5級。 2015年～現在まで日本語学校（3校）に留学。 4. 所属機関は土木工事の管理、施工、設計を主にしており、直近売上高が10億円以上で継続性を望める。外国人材は数名雇用中。本人と知合いである従業員が紹介。 5. 申請書（写真）、履歴書、卒業証明書、成績証明書、在学証明書、雇用契約書、法定調書合計表、登記事項証明書、理由書、在留カード、旅券、通知はがきを準備し、7月31日に申請。 6. 入管からは特に連絡なし。 							
事例の結果と考察							
<p>2018年8月10日付で通知書が送付。後日、在留カードの交付を受け、本人に渡した。</p> <p>在留期限は1年。</p>							

単位会名	京都府行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	ベトナム	年齢	27歳	性別	男	都道府県	京都府
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (技能実習生が一旦帰国して他の就労可能な在留資格を得た事例)							
事例の詳細							
<p>① ベトナム人の技能実習生が在籍する企業より在留資格「技能実習」から他の就労可能な在留資格への変更をして欲しいとの依頼があった。当該技能実習生は、ベトナムで大学を卒業しており、本人の希望で家族も一緒に日本で在留させたいとのことであったので、「特定技能」ではなく、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の取得を考えた。入管への事前の折衝で在留資格変更許可申請でなく、在留資格認定証明書交付申請でしていただきたいとのことであったので、申請人がいったん帰国（2019年3月31日）後に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請（2019年4月5日）をした。</p> <p>② 不交付理由を入管で確認し、再び「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請（2019年7月10日）をした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>① 業務内容について詳細な追加資料を提出したが不交付（2019年6月19日）となった。不交付理由は、業務内容についての専門性が判然としないとのことであった。</p> <p>② 交付（2019年8月29日）。ただし、今後同様の元「技能実習」からの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請は、技術移転なしでは認めない方向となるとのことであった。</p> <p>③ 考察 「技能実習」から「特定技能」への在留資格変更は例外的に認められているものであり、他の在留資格への変更等は、原則どおり、技術移転が必要との考えが現状かと思う。</p>							

単位会名	京都府行政書士会			事例年月	2017年 1月		
国籍	エジプト	年齢	40歳	性別	男	都道府県	京都府
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (会社設立と同時に従業員として招聘することになったエジプト人の事例)							
事例の詳細							
<p>① シリアから帰化した日本人が中古車のパーツ等を中近東へ輸出することを目的とした株式会社の設立の依頼があった。</p> <p>② その海外営業のためにエジプト人を招聘するため、技術・人文知識・国際業務の在留資格認定証明書交付申請を併せて依頼があった。</p> <p>③ 同時に警察からの古物商許可取得も必要であった。</p> <p>④ エジプト人は日本語を全く理解できないが、依頼人と同じアラビア語を母国語としている。依頼人の日本語の会話能力は全く問題ないが、読み書きは難しかったので、依頼人がアラビア語に翻訳を口述して各種書類を作成した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>交付</p> <p>① エジプト人は大学を卒業していなかったが、エジプトで貿易会社を5年以上経営していたことがエジプトの商工会議所で登記されており、その書面の原本をもって、国際業務の要件を満たしていると判断されたと考察します。</p> <p>② 会社設立と同時にエジプト人を招聘するので会社としての実績はなく、経営・管理と同様、アラビア語を母国語とする中近東諸国の特徴（エジプト、シリア、ドバイ）の説明を付した事業計画を添付しました。</p> <p>③ 追加資料として、詳細な工場の見取図と写真を提出しました。</p>							

単位会名	京都府行政書士会			事例年月	2017年 8月		
国籍	ネパール	年齢	46歳	性別	女	都道府県	京都府
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留期間更新許可申請 (8か月間の無職状態と虚偽の届出があった事例)							
事例の詳細							
<p>1 大学院博士課程を修了し貿易会社で働いていたが、ネパール地震で被害を受けた親族支援のための長期間の休職ができないので、15年9月に一旦会社を退職した。2か月後復職を希望したが叶わず、16年6月にアルバイトとして現会社に就職するまで8か月間無職であった。</p> <p>2 前会社を退職したとき、復職の可能性もあると考え入管へ届をせず、そのまま放置した。アルバイト先が決まり届のことが気になったが、3か月以上どこにも就職していないことが知れると不利になると考え、前会社を16年5月に辞め6月に現会社へ就職したという虚偽の届を提出した。</p> <p>3 更新時に前年度の住民税課税証明書から給与の額が著しく少ないことが判明することや、転職していることから自分で申請することに不安を感じ当職に依頼してきた。</p> <p>4 本人の申請理由書を作成するにあたり、以下のようなことに注意した。 状況を詳細に説明し、虚偽の届をしたことに対して心からの反省と謝罪を述べた。 23年間の在留や家族滞在の夫がいて日本での生活と就職を失うことは絶対できないという強い思いから虚偽の申請をしてしまったこと、現在の会社で正職員になったこと、京都府の親善大使に任命され活躍したことなど、プラス面を強調して、3年の在留期間が1年にされても更新を認めてほしいと懇願した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>約2か月後に許可された。入管が最も忌み嫌うことは、虚偽の書類の提出である。また8か月に及ぶ無職状態であったことを考えると、今回3年が1年となったが許可されたのは幸運であった。真摯な謝罪と状況の説明、情状酌量してもらえるような理由書の作成も結果を左右するのではないだろうか。今回の退職理由がネパール大地震という大災害であったことも幸いしたかもしれない。</p>							

単位会名	和歌山県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	大韓民国	年齢	32歳	性別	男	都道府県	和歌山県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (告示に規定する情報処理試験の合格により交付を受けた事例)							
事例の詳細							
<p>申請人は2009年2月 本邦文系大学を中退（本国等においても大学は卒業していない）</p> <p>2019年7月、記載者事務所に就職予定会社（中小企業）から相談。当該会社は本邦のみで営業をしている。また、技術系の会社で、本人を技術者として採用内定した。</p> <p>2019年4月に法務省告示第485号に定める本邦の情報処理技術に関する試験に合格しており、韓国内にて同種の技術系の資格を数種取得していたため、これらの合格証と翻訳書を添付し、採用会社が大手企業に技術者として派遣を予定していることから、派遣業許可と派遣予定会社の会社概要を添付して申請。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2019年9月17日に在留資格認定証明書の交付を受ける事ができました。</p> <p>文系大学を中退であって、理系の仕事に従事するものであったが、本人の所持する合格証明書を添付できたこと、会社は、大手企業の下請けであって、派遣業務も一部していることから、派遣という形態で就労する可能性もあること、派遣元は許可をとり、コンプライアンスを遵守していることを強調できたこと等が総合的に判断されたものと考えます。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2018年 5月		
国籍	韓国	年齢	24歳	性別	男	都道府県	大阪府
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請 (専門学校デザイン学科卒業の専門士が、ナイトレジャー業界を主要顧客とするデザイン会社に内定し、在留資格変更を許可された事例)							
事例の詳細							
<p>勤務先: カテゴリー2 (従業員約100名) のデザイン会社。ホームページの企画立案、ホームページ製作業務などの総合WEB作成業務、スタジオ写真撮影・画像処理・加工、印刷物作成のデザイン業務全般を行い、社内に撮影用スタジオがある。キャバクラ、ホストクラブなどナイトレジャー分野のホームページの作成、運営で多くの実績がある。</p> <p>従事業務 (申請時): WEBデザイン全般、WEB製作業務、グラフィックデザイン業務、付随する写真の撮影および画像処理、加工等の業務、いずれも「デザイナーとして、主体的な創作活動」を伴う業務。</p> <p>当初、経営者から「外国人が、風俗営業店を対象としたホームページ作成、デザイン業務に従事する」ことは入管の印象が悪く在留資格が許可されないのではないか、という相談があった。「風俗営業許可を得ていない事業者・店舗とは契約しない」という社内ルールがあり、無許可営業の事業者・店舗の業務を行うことはないことを、雇用理由書で説明した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>カテゴリー2の会社であるが、事業の適正性を示すためにカテゴリー3と同様の書類を添付し申請した。会社は法令を遵守していること、申請人の従事業務の詳細、勤務予定の職場写真などを添付し、「適正な風俗営業の事業者を顧客とし、そうではない事業者・店舗の業務は請け負わない」という会社の方針を明示した。2018年5月に変更申請。</p> <p>申請後、入管から会社の人事責任者に直接、電話があり、従事業務のうち「写真の撮影 (カメラマンの業務)」は「技術・人文知識・国際業務」に該当しない旨の説明があった。人事責任者は、専任カメラマンが他にいるので、申請人に「写真の撮影」業務は行わせないことを伝えた。申請の5週間後に許可通知。「技術・人文知識・国際業務」許可1年。</p> <p>資格該当性、基準適合性 (事業の適正性、安定性他) が立証されれば、在留資格は許可されることを改めて認識した。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2018年 6月		
国籍	ベトナム	年齢	20代	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (申請人に求められる日本語能力が焦点となった事例)							
事例の詳細							
<p>1. 複数の県に事業展開している養鶏業グループ企業（以下、「甲」という。）では、A県下の事業所において飼育する百数十万羽の養鶏の健康状態チェックやワクチン接種等を担当させるため、ベトナム国の著名B大学(獣医畜産学部)卒の技術者2名(いずれもベトナム国において獣医資格あり)を雇用し招聘することになった。2017年10月、入国管理局(当時の名称。以下、「乙」という)へ在留資格認定証明書交付申請を行った。</p> <p>2. 乙からはとくに資料追加等の要請もなくどんどん時間が経過。甲の要請を受けて当職は何度も乙に対し審査状況を問い合わせたが、「審査中です。申請件数がたいへん多く事務処理が追いついていません。」などと回答されるばかりで、本件申請からついに7月が経過した。結局、資料追加や説明等を求められることはなかった。</p> <p>3. 甲においては、本件申請時までにはほぼ同条件の在留中のベトナム人技術者2名を他社からの転職で受け入れており、これらの者については甲への転職後に乙から在留期間更新の許可を受けている。本件申請時にもこれについて詳しく言及しておいた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2018年6月、乙から不交付処分の通知が届いた</p> <p>1. この報を受けて甲が激怒。当職は甲とともに乙を訪れ不交付処分の理由を尋ねた。理由は、申請人らの「日本語能力不足」の一点のみであった。本件申請人らはいずれも申請時点で「N4」合格にとどまっていたが、甲の申請人らが稼働予定の職場においてはテクニカル・タームは重要であるものの一般的な日本語は特段に重要ではない点について、本件申請時に厚めに説明しておいたところである。これに対し、審査官は「当局では、『技・人・国』の技術者には『N2』以上を一般的に求めています。残念ながら、申請人らはこの要件を満たしません。」と回答した。従来、甲における他局に対する本件同様の在留資格認定証明書交付申請では「日本語能力」が問題になったことはなかった。この点を重ねて質問したところ「他局の審査方針は承知していません。」とのことであった。</p> <p>2. 甲は、社内で協議し、外国から「N2」以上の日本語能力を有する技術者を招聘することはきわめて困難であることから、今後は技術者の招聘に関しては乙に対する在留資格認定証明書交付申請を利用しないことを決定した。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍		年齢	30歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書 (在留期間更新許可申請が複数回不許可、直後の在留資格認定証明書交付申請により 同証明書が交付された事例)							
事例の詳細							
<p>Aさんは、在留期間更新許可申請手続きをB行政書士に依頼したところ、その更新は、不許可となった。Aさんは、B行政書士から、「今回許可されなかったが、別の入管で申請すれば良い。そこにいる行政書士を紹介する。」と言われたため、Aさんは、転居し、B行政書士から紹介されたC行政書士に申請を依頼した。</p> <p>Aさんは、今度は許可されると思っていたところが、依頼したC行政書士による申請は、再度不許可となったため、途方に暮れていた。また、Aさんの更新申請が2回共不許可になったため、Aさんの雇用主も、とても残念に思っていた。</p> <p>Aさんから、前記の申請状況を聞き、行政書士B及びCの行いに憤りを感じるとともに、善良なAさんと、雇用主のAさんに対する思いに動かされ、何とか引き続き日本で働かせてあげたいと思った。出国準備期間満了直前であり、時間はなかったが、急遽申請一件書類を作成し、再々申請を行ったが、結果は不許可であった。期間更新は、難しいとのことであるので、一度帰国して、新たに在留資格認定証明書交付申請を行うこととし、Aさんは、速やかに帰国した。Aさんの在留資格認定証明書交付申請に当たり、雇用主がAさんを絶対に必要とする理由や、Aさんの勤務に影響のある大学の履修科目をはじめ、Aさんの勤務状況及び履歴等細部に亘り分析し、在留資格認定証明書交付申請に必要な十分な書類を作成し申請した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>申請1か月後に許可を頂いた。</p> <p>在留期間更新許可申請が短期間で3回続けて不許可となっても、在留資格認定証明書交付申請を適切に行えば、許可を頂けることがある。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	スリランカ	年齢	24歳	性別	男	都道府県	岐阜県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （自動車整備士2級を所持していないにも関わらず在留資格変更が許可された事例）							
事例の詳細							
自動車整備士資格の資格を目指して、スリランカから日本の自動車学校 A へ留学している申請人が、自動車整備士2級を所持していないにも関わらず、日本の自動車整備会社へ就職する為に在留資格変更手続きを行った。							
事例の結果と考察							
申請の結果は許可となった。理由としては、申請人が留学している自動車学校の自動車整備試験2級の合格率が100%近くあり非常に高いこと。また、就職後も会社から申請人の自動車整備に関するスキルの向上や資格試験の取得に全力でサポートするためのカリキュラムがあることを評価された。							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2018年 5月		
国籍	ベトナム	年齢	33歳	性別	男	都道府県	広島県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留期間更新許可申請 (申請人の業務内容に関する詳細な説明を行って許可された事例)							
事例の詳細							
<p>申請人は広島県内の船舶内装家具製造会社に勤務している。最初の関与は、前年春に自ら「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に在留資格変更許可申請を行った際、入管より要求された追加資料作成に手に負えなくなったことから相談された。会社社長から採用理由を聞き取り、これからベトナムとの貿易を行う計画があり、その業務に従事させる等を説明した資料を作成提出し、許可された。</p> <p>翌年5月に、申請人を採用した企業から在留期間更新許可申請の依頼を受け、申請書類の準備を行った際、社長に事業計画の貿易業務について確認したところ、申請人を採用した直後に、大型の船舶内装工事の受注があり、全社員で取り組む規模であったため、貿易業務については、ほとんど従事させていないとのことであった。不許可の可能性がある旨を説明し、通常の更新許可申請を行ったが、申請受理時に審査官から状況説明書の提出を要求され、作成提出した際、許可の可能性が低いと言われ、その旨を社長にも伝えた。</p> <p>その数日後、入管の審査官2名が同社を訪問し、社長と申請人に訪問理由の説明がされた。社長は、申請人に責任はなく、社長自身の責任であることを釈明し、今年は必ず貿易業務を行い、その具体的な事業計画書を提出することを確約した。社長と事務担当者が自ら事業計画書を作成し、入管に提出した。</p> <p>その後、取次者へ許可通知のハガキが到達し、申請人と同伴して来所するよう付記されていたので指示に従い一緒に入管に出頭した。審査官より、提出された計画書記載の貿易事業に必ず取り組み、翌年の更新申請時に実績報告書を提出するよう要求され、もし再度、貿易事業に取り組まなかった際には、恐らく許可されない旨の注意がなされた。</p>							
事例の結果と考察							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書に添付した事情説明書や追加資料には、社長や申請人から聞き取った事実のみを記載し、後々の追加説明で、齟齬が起きないように努めました。 2. 外国人を採用する企業に採用理由書にそった業務に従事させない場合、期間更新時に不許可の可能性のあることを説明しても、企業が真剣に受け止めず、外国人を別の業務に従事させ、更新時に不許可を眼前に突き付けられ、ようやく本来業務に従事させた事例です。 							

単位会名	山口県行政書士会			事例年月	2019年 6月		
国籍	ベトナム	年齢	29歳	性別	男	都道府県	山口県
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （居酒屋を経営する会社に就職が決まった専門学校生の事例）							
事例の詳細							
1. 申請人	2019年3月 専門学校（4年）卒業、商業実務の高度専門士、日本語能力試験：N2 2018年8月合格、ベトナム人の妻あり						
所属機関	株式会社（役員1名）、業種：居酒屋（1店舗）・鮮魚小売業、 （勤務先）大卒初任給：171,000円、申請人のアルバイト先 従業員：5名（外国人0名）、パート従業員：34名（外国人29名）						
2. 職務内容について近くにある広島出入国在留管理局出張所の職員から言われたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトの延長のような仕事ではだめです。 ・外国人パート従業員が29名いてもそれだけでは翻訳・通訳は難しい。 ・日本語能力試験：N2を取得しているので、居酒屋ではなく語学が活かせる仕事の方がよいのではないか。 ・海外（ベトナム）に出店の計画があるので翻訳・通訳が必要なら、具体的な事業計画が必要です。 						
3. 上記2の助言をふまえ、申請人が専門学校で学んだことを活かせる職務内容を考え話し合った結果、申請書の主たる職務内容：⑳その他（総務事務）	<p style="text-align: center;">他の職務内容：㉓翻訳・通訳 になりました。</p> <p style="text-align: center;">（会計事務については、専門学校での会計の成績がよくなかったので省きました。）</p>						
事例の結果と考察							
<p>1年の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が下りました。</p> <p>備品管理、社内文書作成、電話・メール対応、労務管理、勤怠管理、データ入力・チェック、データ集計等々総務事務の仕事内容は沢山あるので、申請人の能力を発揮してもらいたいと思います。</p> <p>初任給171,000円は少し安いと思いましたが、社長さんから大卒日本人も同じ初任給だと言われました。</p> <p>専門学校卒で居酒屋勤務は初めてなので、正直許可が下りる自信はありませんでした。</p>							

単位会名	福岡県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	ネパール	年齢	20代	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （最終学歴が国際文化科の専門士の事例）							
事例の詳細							
<p>留学生 A：ネパール 28才 男性 留学生 B：ネパール 25才 男性 ホテル X 社：福岡県内の地方都市に本社ホテルが有り、2019年秋 福岡県内に新ホテルを建設予定</p> <p>1) 「専門士」が取得できる専門学校 新設学科「国際文化科 国際ホテル観光ホスピタリティコース」（2年課程）を2019年3月に卒業予定のネパール人留学生 A,B に係るホテル X 社内定に伴う在留資格変更許可申請取次を受任した。</p> <p>2) 2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法改正により創設される在留資格「特定技能1号」には「宿泊業」も含まれていたが申請時は法施行前であり、詳細も不明だった為、「技術・人文知識・国際業務」（以下、「技・人・国」とする。）への在留資格変更許可申請取次でいくこととした。</p> <p>3) ホテル X 社は、外国人雇用の経験がなかった。そのためホテルで外国人を雇用する場合の注意点を伝えた。主たる業務として単純労働とされる業務をさせられないこと、専門学校卒の外国人が「技・人・国」と認められるケースとしては「バックオフィス業務」「フロント業務」があり、特に専門学校卒の場合は「従事する職務内容」と「専門学校で学んだ知識や経験」との強い関連性が求められ、大卒よりも厳しく審査される旨を説明した。</p> <p>4) 専門学校で学んだことが、本当に「専門的な知識」（人文科学の分野）と言えるのかを確認するために、専門学校からカリキュラムを取り寄せたところ、レストラン実務等の単純労働とみなされる内容の割合が多かったが「観光概論」「ホテルマネジメント概論」「インバウンド概論」等の「専門的な知識」と読みとれる内容も確認することができた。</p> <p>5) 2019年2月6日 在留資格変更許可申請取次 入管が求めている提出資料以外で提出したもの・・・「雇用理由書」「新ホテルの図面の写し」「新ホテルの客室稼働率ごとの損益計算書」「新入社員OJT研修スケジュール表」「決算文書に関する理由書（固定資産売却損により赤字）」 ※前述4)の「カリキュラム」は、あえて提出をしなかった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果：2019年2月26日 入管より通知書が到着（留学生 A,B ともに、在留期間1年） 考察：今後、「技術・人文知識・国際業務」の在留期間更新が不許可になる場合に備えて、「特定技能1号（宿泊業）」への在留資格変更も視野にいれホテル X 社には「宿泊業技能測定試験」を案内</p>							

単位会名	佐賀県行政書士会			事例年月	2017年 2月		
国籍	中国	年齢	20代	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格変更許可申請（「留学」から） （スーパーマーケットへの就職、再申請で許可を受けた事例）							
事例の詳細							
事例の詳細： スーパーマーケットへの留学生の就職							
1 地元の大学の留学生であった申請人は、同期の日本人学生数名と同様な待遇、条件で地元のスーパーマーケットへの就職が内定していた。しかし、入管への在留資格申請では該当する在留資格がないと指摘され、申請手続きが難航していた。							
2 申請人は、大学での専攻分野は「科学的に地域・生活文化を見直し、新しい地域文化、生活文化の創造を目指すもの」であり、直接的に当該専攻分野関連の在留資格は見当たらなかった。また、事業所では、同期と同様に、採用後数年間は基本的な研修を受けながら、実際の配置は現場の売場を予定していた。							
3 当事務所では、依頼を受けて、申請人の専攻分野からのアプローチは困難ではないかと判断し、母国語を活用した国際業務で申請することが可能ではないかと事業所と相談した。							
4 事業所では、国際的な取引等の実績はないものの、①申請人が勤務するスーパーマーケットは空港周辺に立地していることから多くの中国人が空港への道すがら買物客として訪れているものの、迎え入れの体制が弱体であること、②オリンピック開催に向けて外国人のおもてなしを進める観点から、本店及び支店の従業員の外国人接遇のノウハウ等の研修活動をより充実していく必要があるが、その研修を企画立案・実行できる人材がないこと、③今後必要となってくるグローバルな事業、外国人材受け入れ等の業務を中心となって推進していく部署、体制が必要となってくること等から、本社総務課に「国際係」を新設し、申請人を併任で配置することを決定した。							
5 以上の内容を持って入管に再度申請を行い、数次の説明・協議を経て、許可を戴いた。							
事例の結果と考察							
入管の在留資格基準も、時代の流れ、変化に応じて適切に運用されていく必要がある。このためには、申請人サイドにおいて、申請事案が新たな時代の要請・需要に対応していくために必要なものであること、在留資格の基本的な考え方とも一致するものであることを実際の現場での活動イメージを持って説明することが重要であると考え。							
なお、本件のような事例は、令和元年5月策定「留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン」で認められた活動として運用されることとなったのではないかと考える。							

単位会名	熊本県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	ベトナム	年齢	31歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「技術・人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請 (過去に「技能実習」の在留資格で実習を受けたことのある者を採用しようとする事例)							
事例の詳細							
<p>在留資格認定証明書交付申請において、以前その企業に技能実習生として来日していた彼女を「技術・人文知識・国際業務」として採用したいとの相談。</p> <p>ベトナムでの学歴もあり、業務内容も適合性があると判断したが、本人が作成している履歴書と技能実習時に提出している履歴書に齟齬があることが判明した。</p> <p>本人、企業、監理団体、送り出し企業に確認を取り、齟齬の理由を第三者も含めた形で書面化できれば認定証明書交付申請を行うことで話がまとまった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>不交付になった場合、2度目の申請のハードルは上がる。</p> <p>技能実習生で来日経験がある場合、その時の資料と今回提出する資料と併せて審査されるので内容を確認することは重要である。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2019年 8月		
国籍	台湾	年齢		性別		都道府県	
事例の要旨							
「企業内転勤」在留資格認定証明書交付申請 (外国子会社からの給与支給を受ける転勤者が交付された事例)							
事例の詳細							
<p>業務内容：商品の開発計画の立案・商品ラインアップの整備・販促計画の立案 売り場の展開案の立案と実施・販売計画の立案・予算の管理</p> <p>事例の詳細：台湾国籍者</p> <p>2013年4月 台湾の子会社 入社 2019年3月 日本の親会社に転勤命令 2019年5月 不交付通知書受理 2019年8月 再申請 同月 在留資格認定証明書交付</p> <p>不交付理由：月額給与が最低賃金を割っていたこと。</p>							
事例の結果と考察							
<p>不許可後、すぐに再申請を行うにあたり、給与額が前回の申請と異なる点について詳細に説明をしたことが許可に繋がったと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1度目の申請中に昇給していたが、入管に説明・報告をしていなかった ・ 年2回 賞与があることを説明していなかった ・ 改善点：月額給与+賞与の年収で説明した ・ 給与は全額台湾子会社から支給されるので、台湾ドルを円に換算し記載して審査官がわかりやすいように作成した。 							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2015年 12月		
国籍	韓国	年齢	20代～ 30代	性別	男 女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「興行」在留資格認定証明書交付申請 (タレント活動の興行の在留資格認定証明書交付申請の事例)							
事例の詳細							
<p>韓国のタレントの日本全国公演（2月間程度）に関わる招へい。日本の興行プロモーターからの依頼。</p> <p>複数の公演施設の内、1つの施設が飲食提供可能な施設であったため、3月の在留期間を得ることが出来る興行2号二に該当しない。公演が迫っていたため、興行1号で申請するには準備が間に合わないと判断。飲食提供可の施設を含む公演期間（前半）については、興行2号ホ（在留期間15日）で認定申請し、その他の公演期間（後半）に関しては興行2号二（在留期間3月）で認定申請する方針とし、それぞれ交付を受けた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>公演期間中も数回韓国へ帰国する予定であったため、前半と後半に分けて対応することが可能であった。</p> <p>今回の様に、同じ申請人に関わる複数の申請を行う場合の注意点。</p> <p>同一人物については、認定申請の二重申請は不可。前半の認定証明書が交付された後に、後半の認定申請をする必要がある。</p> <p>また、後半の認定証明書交付は、前半の認定証明書が効力を失ってから（上陸時に在留資格認定証明書を回収されてから）交付される。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2019年 4月		
国籍	アメリカ	年齢	20代	性別	女	都道府県	関東
事例の要旨							
「興行」在留資格認定証明書交付申請 (プロスポーツ選手の興行に係る在留資格認定証明書交付事例)							
事例の詳細							
<p>○プロソフトボール選手の在留資格について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請人はアメリカ籍の女子ソフトボール選手でアメリカ代表にも選出されている。 2. 申請人の日本での活動は、日本女子ソフトボールリーグ1部での選手としての活動で、受入機関は一般企業のソフトボールチーム。申請人は受入機関とプロ契約を締結し、プロソフトボール選手としての活動のみを行い報酬は、同チームのプロ契約ではない日本人選手と比べ数倍以上。既にプロ契約で所属している選手は1名のみ。 3. 申請人は、プロソフトボール選手としてプロ契約に基づいて活動するので「特定活動（告示6号）」で定める活動に該当するのか？ 4. 受入機関は一般企業でスポーツの試合を事業として行う機関でないので、「興行」のその他芸能活動として認められるのか？ 							
事例の結果と考察							
<p>○結果 「興行」の在留資格で申請し、COEの交付</p> <p>・受入機関が一般企業でスポーツの試合を事業として行う機関では無かったので、審査担当官から「特定活動（告示6号）」に該当するのではないか？と電話で問合せがあったが、審査要領第12編「興行」の説明に「実業団チームの様に企業の広告塔としての活動の対価として会社から選手に報酬が支払われる場合には、専らチームにおける選手としての活動が予定されるプロ契約を行っているものを除き、原則として「特定活動」に該当する。」旨の記載がある事を伝えたところ、無事「興行」でのCOEが交付された。</p> <p>なお、審査要領には「スポーツ選手の在留資格の区分」の「興行」に該当するものとして取り扱う基準に申請と契約を締結する機関について「当該機関がスポーツの試合を事業として行う機関であること」と記載されているので上記の除外規定とどちらが優先か迷う（審査官も迷っていた）ところである。</p>							

単位会名	北海道行政書士会			事例年月	2018年 11月		
国籍	中国	年齢	50代	性別	女	都道府県	北海道
事例の要旨							
「技能（外国特有の料理の調理師）」在留資格認定証明書交付申請 （「技能（調理師）」の実務経験内容の確認と申請後の受け入れ機関の事情対応について）							
事例の詳細							
<p>1) 中国人女性Hは、中学校を卒業した後、料理店やホテルなどで料理人として勤務し、通算20年以上のキャリアを持つ調理師であった。</p> <p>2) 中華料理店を経営する日本人からの依頼により、当該料理店に料理人として招聘する為、在留資格認定証明書交付申請「技能」をすることとなる。</p> <p>3) 各種提出資料とともに申請をし、特に問題もなく受理されたが、後日、入管からの資料提出通知書を受け、料理人として勤務していた料理店やホテル等での詳細な業務内容を、依頼人を通じて本人に確認。そのうち1か所において調理以外の業務であったことが判明。それでも10年以上の実務経験があったので、追加提出資料として入管に報告。</p> <p>4) しかし、その後、経営者と中華料理店を営む店舗（賃貸物件）のオーナーとのトラブルにより契約更新に失敗。移転する目途も立たず、このままでは在留資格認定証明書が交付されても勤務先がない状態に陥る為、依頼人及び本人と協議し、入管に対し速やかに申請取下げ書を提出。</p>							
事例の結果と考察							
<p>最初に相談を受けたのが2018年9月。2018年11月下旬に申請し、結果が出る前の2019年1月上旬に申請の取下げを行なった事例である。当該中華料理店は結局移転先が決まらず廃業してしまった。</p> <p>その後、中国人Hが来日して料理人として働いているか定かではないが、なんらかの形で中国人シェフとして活躍していることを望む。</p> <p>個人的な反省としては、料理店やホテルのレストランで勤務していたとしても、必ずしも調理にたずさわっていないこともあるので、勤務先のみならず、業務内容についても精査しなければならないと新ためて認識した。</p>							

単位会名	長野県行政書士会			事例年月		
国籍	フランス	年齢	28歳	性別	男	都道府県
事例の要旨						
「技能（基準省令8号）」在留資格変更許可申請（「特定活動」から） （スポーツ指導者に係わる技能（スノーボード）について 三年以上の実務経験を立証した事例）						
事例の詳細						
<p>「特定活動」告示5号（ワーキングホリデー）から「技能」（スノーボードのインストラクター）への在留資格変更許可申請。スノーボードはウィンタースポーツなので1年のうち4～6ヶ月しか活動できない。したがって3年（36ヶ月）の実務経験を有するまでには少なくとも6年以上を要する。申請人は大学生活を5年間送っているため、単純に計算すれば28歳までに3年（36ヶ月）の実務経験は達成できない。実務経験はフルタイムで従事した期間を通算するものであり、パートタイムのアルバイト期間などは算入できない。申請人は学生時代に休暇をフルに活用し、また授業を効率よく受講することにより、フルタイムの実務経験を積み重ねてきた。このことを詳細に説明し、申請時において実務経験38ヶ月を立証することができた。</p>						
事例の結果と考察						
<p>*結果：「技能」1年の在留資格変更が許可された。</p> <p>*考察：ポイントは実務経験の詳細な説明と立証とインストラクターの有資格。</p> <p>基準省令 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動 申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>「八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者若しくはこれに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの」</p> <p>※基準第8号は、外国の技能レベルが高い産業分野に属する業務の活動。 ※スポーツとは「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」の両方が含まれる。 ※スポーツ指導に係る技能について三年以上の実務経験を有すること。</p> <p>在留資格 技能 スポーツ分野許可のポイント</p> <p>①競技スポーツに限らず、生涯スポーツも十分に「技能」の対象となる。 ②当該技能の周辺の資格や免許を取得していることは審査上有利に働く。 ③実務経験証明書と履歴書の内容が整合していることを確認する。</p>						

単位会名	長野県行政書士会			事例年月			
国籍	英国	年齢	28歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技能（基準省令8号）」在留資格変更許可申請（「特定活動」から） （スポーツ指導者に係わる技能（ツリークライミング）について 三年以上の実務経験を立証した事例）							
事例の詳細							
<p>「特定活動」告示5号（ワーキングホリデー）から「技能」（ツリークライミングの指導員）への在留資格変更許可申請。ツリークライミングとは、ロープやサドルを利用して大木に登り、木や森、自然との一体感を味わう体験活動である。1983年にアメリカで Tree Climbing International（TCI）が設立されてから活動が始まったもので、知名度は低い。しかし話を聴き、資料を調査すると、明らかに生涯スポーツに分類される。申請人は、大学で Arboriculture（樹護学）を修めている。申請人は Arborist（樹護士）として活動しながらツリークライミングの指導員として従事してきた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果： 「技能」1年の在留資格変更が許可された。</p> <p>考察： ポイントは、ツリークライミングがスポーツであることを力説。</p>							

単位会名	長野県行政書士会			事例年月			
国籍	英国	年齢	29歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「技能（基準省令8号）」在留資格認定証明書交付申請 （スポーツ指導者に係る技能（ロッククライミング）について 三年以上の実務経験を立証した事例）							
事例の詳細							
<p>ロッククライミングの指導員としての在留資格認定証明書交付申請。申請人は18歳からアウトドアー・インストラクターとして活動してきた。それはロッククライミング、登山、キャンプ、探検などである。1年を通じて活動してきたのでその活動期間は通算して約10年になる。その中でロッククライミングについての実務経験期間を仕分けして49ヶ月を立証した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果：「技能」1年の在留資格認定証明書が交付された。</p> <p>考察：ポイントは、実務経験証明書とアウトドアーに関する各種の有資格。申請人の雇用主が作成する実務経験証明書は非常にアバウトな表現で、的確な「技能」の説明をしていないことがある。「技能」に着目した本人作成の説明書を添付した。</p>							

単位会名	岐阜県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	中国	年齢	40歳	性別	男	都道府県	岐阜県
事例の要旨							
「技能（基準省令1号）」在留期間更新許可申請 （転職希望であった中華料理店の料理人の事例）							
事例の詳細							
<p>中華料理店Aより、新しく雇った料理人Bの在留期間更新許可申請の依頼を請けました。料理人は元々中華料理店Cの料理人でしたが、激務で体調不良となり、また社長から暴行を受けた経緯もあり、Cを抜け、治療を兼ねて一時帰国。その後再入国しましたがCに戻る意思はなく、縁があってAに雇われることとなりました。</p> <p>更新申請にあたり退職証明書をCから貰うようBに話しましたが、Cの社長と会いたくないと言い張るので、B了解の下、退職証明書を発行していただけるようCの社長に話をしました。Cの社長曰く「Bとは雇用契約が続いているのに勝手に店を抜け出されて迷惑している。退職証明書は発行するが、その前に本人に会って意思を確かめたい。」との事。</p> <p>数日後、意を決してBはCの社長と面談。丸め込まれたのか、それとも脅されたのか、BはCに戻る事となりました。</p> <p>Aは料理人を失うこととなり、あわてて次の料理人を探す羽目になりました。</p> <p>Aの社長からは、退職証明書を要求したことを責められ、何とも気まずい雰囲気になっています。</p> <p>問題なのは正式な退職手続きを取らなかったBと、確認することなく雇用契約に至ったAの社長だと思のですが・・・。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 業務受託に至らなかった。</p> <p>考察 : 顧客のために良かれと思い頑張った事が逆に仇になってしまいました。必要書類は当事者の責任で取得させるべきだと痛感しました。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2017年 3月		
国籍	中国	年齢	44歳	性別	男	都道府県	広島県
事例の要旨							
「技能（基準省令1号）」在留資格認定証明書交付申請 （申請人の職歴確認によって結果が分かれた事例）							
事例の詳細							
<p>帰化した者（元中国国籍）が経営する中華料理店からの依頼で、中国人調理師の在留資格認定証明書交付申請（技能）の依頼を受ける。この店はスポーツ選手の来店も多い人気店である。また、国際交流団体の運営なども手伝っており、様々なイベントも行っていった。</p> <p>受任時には、一部不足はあったものの、申請に必要な公的証明書類は十分準備されており、申請まであまり時間はかからなかった。</p> <p>結果は、同時に2名の申請を行なうが、1名交付で、もう1名は職歴詐称で不交付となる。</p>							
事例の結果と考察							
<p>入管職員からの説明では「不交付となった者は、約10年前に在留資格認定証明書交付申請を行なっており、交付されたものの、その後入国をしていない」とのことだった。続けて「その際に申請した職歴と今回申請した職歴が全く異なっており、一致するものは皆無であった」と説明を受ける。</p> <p>2名分とも同種で同レベルの書類を準備されていたが、今となっては交付されたもう1名の職歴の真偽も不明である。</p> <p>依頼者である中華料理店経営者に今回の不交付理由の説明を行った際「次回申請をする時は、代理人として申請人に十分職歴の確認を行った旨をご自身で書面にして、申請書と一緒に提出しましょう」と伝えたと、その後依頼は一切なくなった。</p> <p>当時、経験が浅かったこともあるが、このようなケースにおいても、虚偽の見極め、依頼を回避する術を身に着ける必要があると痛感した。</p>							

単位会名	高知県行政書士会			事例年月	2018年 3月		
国籍	中国	年齢	不明	性別	男	都道府県	高知県
事例の要旨							
「技能（基準省令1号）」在留資格認定証明書交付申請 （外国人本人の事情により申請を断念せざるを得なくなった事例）							
事例の詳細							
<p>個人で料理店を新規オープンする予定の方から中国人シェフの在留資格認定証明交付申請の相談。</p> <p>在留資格認定証明書交付申請手続きを入局管理局出張所に相談しながら申請準備中。オープン予定日に対して申請準備が遅れている。</p> <p>後日、面談し、資料等で相談者の経歴や事業計画を確認し在留資格認定証明書「技能」取得可能性はあると判断したのでお手伝いすることとなった。</p> <p>しかし、準備をすすめる中、当の中国人シェフが諸々の事情で日本に来られないことになり、申請を断念した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>当該シェフありきの事業計画であったので、計画がとん挫した。</p> <p>相談される前にすでに多くの投資がされていたので、どうすることもできないが、事業主にとっては気の毒なことである。</p> <p>外国人を主要とする事業計画の場合、当該外国人が来られなくなる場合又は不在になるリスクを考慮する必要があると感じた。</p>							

単位会名	大分県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	ネパール	年齢	24歳	性別	男	都道府県	大分県
事例の要旨							
「特定技能（飲食業）」在留資格変更許可申請（「留学」から） （特定技能第1号技能測定試験に合格し、許可を受けた事例）							
事例の詳細							
<p>1. 2018年11月、県内の飲食店から留学生を卒業後も採用したいと相談があった。しかし、お店の規模、本人の卒業した学部などから、「技術・人文知識・国際業務」への変更は難しいと思われた。そこで、2019年4月から始まる「特定技能」への変更をすることにした。</p> <p>2. 2019年3月の卒業生だったため、4月の第一回「外食業特定技能1号技能測定試験」の試験を受験することにした。すでに本人は、学校の授業を修了していたが、学校の計らいで、試験対策カリキュラムを組んでもらうことができ、無事合格することができた。</p> <p>3. 5月末に合格発表があり、6月頭には在留資格変更許可申請を行ったが、数度の書類修正が入るなどした結果、9月頭に変更の許可がでた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>従来の就労系在留資格と違い、出入国管理庁以外の省庁の審査も行われていると思われる。</p> <p>従来のスケジュール感で手続きをしていると、3月卒業でも4月に在留資格変更の許可が出ず、本人たちが就労を待つという状況が発生することが考えられる。</p>							

単位会名	三重県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	中国	年齢	54歳	性別	男	都道府県	三重県
事例の要旨							
「短期滞在」査証申請添付書類作成 疾病治療中の永住者の依頼により、婚約者（上陸拒否事由該当者）を招聘する事例							
事例の詳細							
<p>婚約者を日本に招聘するための短期滞在</p> <p>中国人（永住者）の女性が肺がんを患い手術入院するため看病のための短期滞在の書類作成依頼</p> <p>中国人の女性は、以前飲食店を経営していたが肺がん治療に専念したいため飲食店を閉めた。所得はゼロだが持ち家で、残高証明書も今後二人が生活するためには十分な金額があった。</p> <p>通常のケースなら結婚手続きをして認定証明書を取得するが、自分の身体の余命が手術をしてみないと分からない状態のため、結婚にも踏み切れない。</p> <p>そのため、とりあえず短期滞在で招聘しその後、認定証明書を申請する予定でした。</p> <p>よくよく聞き取りをしたら男性は30年ほど前に日本に留学生の在留資格で滞在中に強盗の罪で強制退去している経緯があった。その後は入国歴無。</p> <p>短期滞在の書類には正直に全てを記載し病院からの診断書も提出しました。</p> <p>30年前の罪であったためどうなるのかという不安のもとでの申請でした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在中国日本大使館に申請をして1週間後に発給拒否のお知らせを頂きました。</p> <p>発給拒否の理由はわからないままです。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月		2017年 10月	
国籍	中国	年齢	19歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「留学」在留資格認定証明書交付申請 (大学の休学により帰国した留学生から復学により交付された事例)							
事例の詳細							
<p>出席率が悪かったため、「留学」の在留期間更新をしたものの、許可されなかった。そのため、在籍していた大学を休学し、帰国した。</p> <p>その後、どうしてもその大学に通学して卒業したかったので、在留資格認定証明書交付申請をした。実父が経費支弁者となり、実父の口座残高証明書などを入管に提出。申請人本人は、反省文を含めた理由書を入管に提出。</p> <p>入管からは、追加で、受入機関（大学）から申請人本人に対する「指導計画書」を提出するように求められた。</p>							
事例の結果と考察							
指導計画書提出後、「留学」の在留資格認定証明書が交付された。							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2018年 9月		
国籍	タイ	年齢	12歳	性別	女	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「留学」在留資格認定証明書交付申請 (人道上の理由により、小学生に留学の在留資格認定証明書が交付された事例)							
事例の詳細							
<p>「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請</p> <ol style="list-style-type: none"> タイ人の配偶者がいる日本人男性より「妻の妹の子ども(婚外子)で、育児放棄にあっている姪っ子を日本に呼び寄せて面倒を見たい。教育をきちんと受けさせたい。」との相談を受ける。年齢的に養子縁組を経て「定住者」として呼び寄せる案は無理。そこで、入管に相談したら「留学」という選択肢があることを知る。その後、市教育委員会に相談するも「中長期在留者でないから無理」と断られ、地域の外国人支援窓口を経由して行政書士に辿り着く。 横浜入管に小学生で留学の在留資格を取得できるケースを確認したところ、基準省令で定められている在留資格「留学」の要件を満たすことに加えて、スポーツ留学などでない場合は、人道的な理由等が必要と言われる。また、「神奈川県では横浜、川崎で1年に1件程度発生しているので、不可能ではない。人道的な事情もあるので、教育委員会と交渉して入学許可を出してもらえるよう働きかけては。」と前向きで強力なアドバイスを受ける。 相談者夫妻とともに教育委員会と面談。2015年1月から「留学」の在留資格については、小学生も対象になったことを知らないのかと詰め寄るも、「前例がない」と取り合わない。そこで、入管から伺った「他の市区町村で、年1件程度前例がある」という事実を伝えて粘り強く交渉したところ、「人道的な事情を考慮して検討しましょう。本人に短期滞在で来日してもらい、教育委員会の日本語コーディネーター、そして学区の〇〇小学校の校長と面接し、校長が許可を出したら、教育委員会としても入学許可を出します」と言ってもらう。 その後、短期滞在で本人が来日。面談を受け、即入学許可が出た。そこで、既成事実を作るためにも、短期滞在中から通学を開始。その後、直ちに在留資格認定証明書交付申請を行った。留学審査部門からは「間に合わない場合は、短期滞在を更新するので、相談ください。」と事前にアドバイスもいただいた。 							
事例の結果と考察							
<ol style="list-style-type: none"> 短期滞在の期限までに在留資格認定証明書交付申請の結果が出なかったため、短期滞在を期間更新。この直後に在留資格認定証明書が交付され、短期滞在→留学の変更申請を行った。なお、この時点で本省伺いが不要となり、横浜支局だけの判断で認定証明書が交付されたとの説明を受けた。 人道的な事情を考慮し、入国・在留手続きだけでなく、教育委員会との交渉という事前準備もサポートできたことが成功のカギ。風穴を開けるのも、行政書士の仕事! 子どもの呼び寄せについては、その後の進学・就職を考慮して来日のタイミングを決める必要があることを痛感。高校入試における特別受験などの制度も知っておく必要がある。 							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	マレーシアほか	年齢	20代	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「留学（大学院）」在留資格認定証明書交付申請 (都内大学の修士課程に入学する留学生の事例)							
事例の詳細							
<p>● 同学が外注した背景は以下のとおり。</p> <p>① 担当職員（黄色カード所持者）の人事異動に伴い、対応できる職員が不在となったこと。</p> <p>② 留学生は秋入学（9月中旬）を予定しており、後任者の育成が間に合わなかったこと。</p> <p>③ 当該留学生らは日本語が理解できないことより（講義は英語で行われる由）、在留資格・査証取得にかかる手続きを英語で理解し、かつ留学生からの質疑に応じる必要があること。</p> <p>● 本申請自体の難易度は高くないもの、同学としては適任者不在という理由だけでなく、今後のアウトソーシングの可能性を模索すべく発注した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果：</p> <p>● 7月中旬、東京出入国在留管理局へ当該申請書を提出し、約2箇月後に在留資格認定証明書が交付された。</p> <p>考察：</p> <p>● 一部留学生は同学から奨学金が授与されるところ、当該奨学金にかかる適当な説明資料がなかったため、同学国際センター長との協議を踏まえ、急遽、概要資料を作成した。</p> <p>● 自費留学の学生に対しては、経費支弁書を作成した。</p> <p>● 大学の場合、春入学が大きな山場であることに変わりはないものの、今般のように秋入学や、時期を問わず海外姉妹校所属教員による中長期在留も少なくなき、潜在的需要は少なくないように思える。</p>							

単位会名	宮城県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	スリランカ	年齢	32歳	性別	女	都道府県	宮城県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請 (家族滞在の認定証明書が不交付になるも就職後に再申請して交付された事例)							
事例の詳細							
<p>2018年6月 日本在住のスリランカ人男性（専門学校1年生）が、本国で結婚したばかりの妻と一緒に暮らしたいので、仙台入管に在留資格認定証明書交付申請（在留資格は家族滞在）を行うが、「妻を扶養するだけの安定継続した収入があるとはいえない」との理由で不交付となった。「本国からの送金+アルバイト収入だけでは安定した扶養ができるとは認められない。妻を働かせるために日本によぶ可能性も否定できない・・・」</p> <p>2019年3月 専門学校を卒業して、就職のため在留資格変更許可申請を行い許可</p> <p>2019年7月 最低でも三ヶ月の勤務実態は必要と説明して、申請準備</p> <p>2019年9月2日 在留資格認定証明書交付申請手続き</p> <p>2019年9月20日 認定証明書交付</p>							
事例の結果と考察							
<p>安定継続した収入がなければ、家族滞在の扶養者にはなれないという当たり前の事例でした。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	ベトナム	年齢	29歳	性別	男	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格変更許可申請 (事業継続困難となった会社経営者が許可された事例)							
事例の詳細							
<p>留学生のとき、日本で起業したいと考え、複数の方々に相談。綿密な事業計画を立て、提携先を見付けて、一部出資もしてもらい、日本で合同会社を設立した。その後、2018年5月、「経営・管理」の在留資格を得て、貿易業・販売業を営んでいた。日本で食品、日用品、雑貨などを購入し、ベトナムへは、インターネットショップを通じた販売と友人を介した販路で、販売していた。また、ベトナムからは、友人知人を通じて情報を入手し、主に自分で買い付けしていた。そのため、「経営・管理」の在留資格を得て、貿易業・販売業を営み始めてから1年間で、500万円超の売上があった。</p> <p>ところが、本人が、結婚するため一時的に帰国していて、日本に戻って合同会社に出社していたところ、合同会社に強盗が押し入り、本人はナイフで首を切り付けられ、カバンや会社内に保管していた現金を奪われた。本人は出血していたが、何とか妻に連絡することができ、妻が救急車を呼び、救急医療センターで治療を受けた。</p> <p>治療のおかげで命を取り留めた。しかも、殺人未遂容疑で犯人（ベトナム籍）は逮捕され、裁判にかけられた。しかし、本人は、ナイフで切り付けられたショックで、合同会社を経営していく意欲をなくしてしまった。</p> <p>幸い、妻が就職して、扶養能力があったことから、本人は、妻の扶養を受けて「家族滞在」へ在留資格変更許可申請することとした。しかし、本人が合同会社を設立したときに、出資をしてくれた提携先の会社の代表者や、提携先を紹介してくれたはずのベトナム籍の友人とは、連絡が取れなくなっていた。とりあえず、提携先の会社の代表者には内容証明郵便を出し、本人が経営していた合同会社については休眠会社として、会社の活動を休止した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>本人は、在留資格「家族滞在」への変更申請が許可された。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2018年 12月 (2019年 3月)		
国籍	中国	年齢	28歳	性別	女	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格変更許可申請 (在留期間満了後の特別受理により許可された事例)							
事例の詳細							
<p>夫が経営していた合同会社が経営危機に陥り、自分の持分の全部を「日本人の配偶者等」の在留資格を有する友人に譲渡し、「経営・管理」から、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請をしていた。その審査中、妻の「家族滞在」の在留期限の満了日が近づいていた。</p> <p>ところが、この夫婦には生後約1年の赤ちゃんがいて、発熱したりして、妻の在留期間更新の申請に必要な書類がなかなか集められずにいた。ようやく書類が揃ったのが在留期間満了日で、その日に在留期間更新許可申請をしようとしたが、赤ちゃんが急に発熱し、妻は在留期間満了日までに、在留期間更新許可申請ができなかった。</p> <p>在留期間満了日を過ぎてしまっことから、その日の夜、行政書士に相談し、翌日、行政書士とともに入国管理局に行った。</p>							
事例の結果と考察							
<p>入国管理局でオーバーステイになってしまった理由書を記載し、短期滞在への在留資格変更許可申請をしたところ、特別受理してもらえ、90日が付与された。そして、短期滞在の在留期間内に、在留資格変更許可申請をして、再び「家族滞在」の在留資格が得られた。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2017年 4月		
国籍	パキスタン	年齢	50歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請 (偽造文書提出により不交付となり、再申請で交付された事例)							
事例の詳細							
<p>パキスタン人男性A(50歳)は20年以上日本で経営者として仕事をしており、収入も多いにもかかわらず、15年間以上にわたり、母国の妻と子を「家族滞在」の在留資格で呼び寄せるための認定申請を6～7回してきたが、いっこうに交付されない。</p> <p>聞いてみると、パキスタンの妻と結婚したときは日本にも妻がいた時であり(その後離婚)、最初の申請の時に、正直に書くと重婚が認められない日本では許可されないと思ひ込み、パキスタンの妻とは日本の妻と離婚後に結婚したこととし、子どもたちは妻の前夫との間の子であるとする偽造文書を作成し、それを提出したとのことだった。</p> <p>2017年4月の申請(私が担当した初めての申請)では、そのことを踏まえて事実を説明する理由書と謝罪文を提出したが、これまでと同様不許可だった。不許可理由を入管に質問すると、不許可理由は以前と同様で信ぴょう性が問題とされていた。その際、保有個人情報開示請求の制度があり、入管内部に存在する以前の提出書類を開示請求する際には、その時の申請年と月まで分からないと探せないとのことで、その旨を申請代理人である依頼者に報告したが、分からないとのことで、同年8月の第2回目の申請も不許可でした。</p> <p>その後、申請年と月が分かったとのことで、年末に保有個人情報開示請求をしたところ、書類は申請人自身が入管窓口に来ないと発行することはできないとのこと。数か月後にパキスタン在住の申請人が名古屋の入管窓口へ行き、20年ほど前に入管に提出した書類の写しを得ることができました。</p> <p>2019年5月の3回目の申請では、その書類を添付し、その中の虚偽の部分特定し、虚偽文書作成の理由と深い謝罪を表明し、交付されました。</p>							
事例の結果と考察							
<p>謝罪するには具体的にしなければならぬことを学んだ。この文書のこの部分が虚偽であり、虚偽作成・提出の理由はこうであり、そのことに対して深く反省していることを表明するという謝罪の流儀に則った謝罪の仕方をしなければ、国家の威信が背景にある役所には謝罪は受け入れてもらえない。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	中国	年齢	33歳	性別	女	都道府県	広島県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請 (留学生妻の家族滞在による在留資格認定証明書交付申請の許可事例)							
事例の詳細							
<p>① 2017年11月、当時、大学1年であった中国人留学生が妻を家族滞在中と呼び寄せようと本人申請で在留資格認定証明書交付申請をしたところ不交付となる。</p> <p>本人が不交付理由を入管で確認すると、扶養者たる留学生のアルバイト収入が現金渡しとなっており、収入を立証できる証拠がないからだと説明を受けたと言う。</p> <p>※本件留学生は日本語能力が低く、不交付理由がそのことだけだったのか、また、その時の入管の説明の内容を本当に理解していたかについては不明であり少々疑問。</p> <p>② それから2年後、再度、妻を呼び寄せようと友人の紹介で当職へ依頼。</p> <p>③ 通帳を確認したところ、2年前に妻を呼び寄せようとした時に約150万円、その後、半年に1回のペースで20万円から60万円が留学生の親から定期的な送金されていることが確認できた。留学生のアルバイト代は、今は現金渡しではなく、通常は10万円前後、長期休暇中は15万円前後が通帳に振り込まれていた。</p> <p>④ 日本に他に身元保証できる知人がいないか確認すると、留学生の実姉が神奈川県に居ると言うので(在留資格・技人国)実姉にも身元保証を依頼した。</p> <p>⑤ 今回の妻の来日に備え、留学生の親、妻の親、そして留学生の日本在住の姉から合計260万円を定期的な送金とは別に送金してもらい申請を行った。</p> <p>⑥ 追加書類の要求などもなく、申請から1ヵ月半で認定証明書が交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>家族滞在中の呼び寄せは、直前に多額の送金がされたとしても不交付となることが多い。これは、留学生は、本来、就労することができず、留学の在留資格の申請時には経費支弁者を親としているにも係らず、在学中に親からの定期的な送金が一切なく、約束を守っていないからだと入管側の主な主張である。</p> <p>外国人に「急がば回れ」を理解させるのは難しいが、まずは定期的な送金実績を作ってから申請の方が確実だと言える。</p> <p>なお、家族滞在中だけでなく、認定が交付されるか不交付となるか、入管の担当者による温度差が大きい。本来、在留資格認定証明書交付申請は羁束行為で裁量の余地はないはずだが、変更・更新と同じく「相当性」の判断をしているのが実情である。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2019年 8月		
国籍	中国	年齢	28歳	性別	男	都道府県	広島県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請 (留学生妻の呼び寄せに関し本国からの送金者の生活実態が焦点となった事例)							
事例の詳細							
<p>○相談者は今年の春に日本語学校を卒業し、大学に入学したばかりの留学生で4年前に結婚した中国在住の妻を呼び寄せるため、「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請を行いたいとの依頼であった。相談者は本国の父親から定期的に生活費の送金を受けており、今後も相談者が大学を卒業するまで仕送りが可能とのことであったので、その旨の報告書及び本国の父親の預金残高証明書、送金証明などを添付して申請したが、追加資料を求められることもなく、不交付となった。</p> <p>○担当審査官に不交付理由を確認したところ、「父親の年収が少なすぎる(年収134万円)。この年収で仕送りをしていたら、自分たちの生活ができなくなるのではないか。留学で来日する際にも、父親の年収が134万円で申告しているが、よくこれで留学の許可が出たものだと思う。再申請しても無駄だと思います」との回答であった。</p> <p>○依頼者の父親は農業を営んでおり、米・芋・野菜・鶏肉・卵は自給自足であり、持ち家のため家賃もかからない生活をしており、たまに魚や豚肉を購入する程度なので、夫婦二人の生活費は、月額2～3万円程度。現在の父親の年収は148万円となっていることから依頼者へ年額100万円程度の仕送りをしてしても生活に支障はなく、また預貯金額が300万円あるので、特別の支出が発生した場合でも問題なく対応が可能。審査官は、日本と中国の地方都市での生活レベルを同様に考えている節があったので、上記立証資料とともに、中国の生活レベルに関する報告書を添付して再申請をした。</p> <p>結果は、3週間で交付となった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>定期的な送金実績もあり、預貯金も十分にあることの証明を出していたので、中国側での生活状況までは報告書に記載しなかったが、今後は、すでに入管が知っている情報も含め詳細な報告が必要であると実感した。</p>							

単位会名	熊本県行政書士会			事例年月	2017年 10月		
国籍	ネパール	年齢	0歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格取得許可申請 (在留資格「技能」で在留する者に子が出生した事例)							
事例の詳細							
<p>在留資格「技能」と「家族滞在」の夫婦に子供が生まれた。 子供に在留資格を取得させるため、在留資格取得申請を行った。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在留資格取得は難しい問題では無いが、元々夫婦に関しては、在留期間更新手続きを行っており、行政書士は外国人の日本で歩む人生に貢献し大切なパートナーになる仕事であると誇らしく思った。</p>							

単位会名	鹿児島県行政書士会			事例年月	2019年 5月		
国籍	ネパール	年齢	8歳	性別	男	都道府県	鹿児島県
事例の要旨							
「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請 (本邦の小学校入学を理由として「家族滞在」の在留資格認定証明書が交付された事例)							
事例の詳細							
<p>2019年5月、申請人の父親は、「家族滞在」で在留する子供の期間更新許可申請を行ったが、子供の年間滞在日数が少ない（年間の多くの日数を本国で過ごしている。）ことを理由に不許となった。そして、出国準備のための在留（30日）が許可された。</p> <p>本件は、父親（「技能」・3年で在留中）と妻、子供二人の4人家族で、妻と子供二人（就学児童と未就学児）は「家族滞在」で在留中であったが、長男の在留期限到来により、期間更新許可申請を行ったもの。</p> <p>父親は、子供の滞在許可が得られないことを不憫に思い、また、家族が分散して生活しなければならないことに不安を感じて悩んだ。結果的には、長男を日本の小学校に入学させることにした。住居地の小学校への入学手続きを取り、教育委員会から入学許可書の発行を受けた。これをもとに、改めて、「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請を行い、出国準備期間中に同認定証明書が交付された。</p> <p>父親は、交付された在留資格認定証明書を添付して資格変更の申請を行い、子供を出国させないまま「家族滞在」の在留許可を得ることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>本件は、申請人の意に反して、家族の中で一人の子供（児童）だけが在留許可を得られない事案である。</p> <p>父親が、関係当局に相談して、短期間に小学校入学手続きが完了したことが、良い結果を導いたと考えられる。</p> <p>不利益処分となった在留申請案件について、処分後の対処方針を検討する際の参考になるものと考えられる。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月		2017年 3月 (更新2017年10月)	
国籍	中国(香港)	年齢	40歳	性別	男	都道府県	東京都
事例の要旨							
「特定活動」在留資格認定証明書交付申請 (観光・保養を目的とするロングステイ「告示40号」の交付及び更新の事例)							
事例の詳細							
<p>香港で、日本の玩具輸入専門会社を経営する経営者。過去数年間にわたって、月1回ペースで来日しており(日本への入国歴40回以上)、観光したり、商談、各種イベントに出席したりしていた。香港の会社の業績は順調に伸びており、日本に子会社を設立しようと考えた。しかし、この経営者は、日本語があまり理解できず、日本の事情にも精通しているとはいえないため、日本の事情をリサーチしたり、勉強をしたりしようと考えた。移動のための拠点を置こうと、日本国内にマンションも購入した。</p> <p>香港は、ビザ免除国・地域の者で、本人は年齢が18歳以上で、同行者はいなかったため、邦貨換算3000万円以上の預貯金があることを預金残高証明書によって証明し、死亡、負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険の医療保険の保険証券を提出し、日本での滞在予定表とともに、在留資格認定証明書交付申請をした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在留資格「特定活動(告示40号)」で、在留期間6月が付与された。</p> <p>その後、在留期間更新許可申請をして、更新が認められたので、1年間にわたって日本に滞在し、各種イベントに参加したり、観光したりすることができた。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2017年 5月		
国籍		年齢	20代～ 30代	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「特定活動（42号）」在留資格認定証明書交付申請 （「特定活動（42号）」の在留資格認定証明書交付申請の事例）							
事例の詳細							
<p>既に技能実習生を実習実施者として受け入れている製造業者からの相談。技能実習生の枠がいっぱいであったため、別の方法で工場で労働するマネージャークラスの者数名を1年程度受け入れたいとのこと。</p> <p>海外において既に関連企業が稼働していたことも有り、経産省の製造業外国従業員受入事業制度を製造業者へ提案。経産省と協議、製造特定活動計画認定申請を行い、認定証の交付を受け、さらに入管へ特定活動42号の認定申請を行い、認定証明書（在留期間6月）の交付を受ける。</p>							
事例の結果と考察							
<p>製造特定活動計画認定申請には、制度の趣旨にあった申請内容であることは当然であるが、国内のマザー工場から海外の生産拠点へ「海外生産拠点でまだ導入されていない技術の移転」について、多くの時間をかけて経産省へ説明する必要がある。</p>							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年 1月		
国籍	インド	年齢	52歳	性別	男	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「特定活動（難民認定申請中）」在留期間更新許可申請 （就労可能な「特定活動（6月）」で在留しているインド人の事例）							
事例の詳細							
<p>依頼当時、埼玉県北部の某病院に入院中。意識不明の重体。知り合いのインド人を通して「特定活動」の在留期間更新が必要か質問があった。</p> <p>難民審判部門へ申請取次行政書士が受任可能かどうか相談をし、相談対応をして頂いた担当者名を聞く。</p> <p>『難民認定申請については必ず本人申請だが、「特定活動」の在留期間更新許可申請の受任は可能。できるだけ私たち（難民調査部門）が理解できるように詳細に事情説明をして頂ければありがたい』との回答を得る。</p> <p>病院の主治医及び社会福祉士、並びに市役所国民健康保険課、同生活支援課にヒアリング。心臓発作で入院時に、市役所より職権で国民健康保険に加入し、限度額適用認定も済んでいて、医療費の大半は保険より支払われている。しかし病衣や食事代等の支払いは行われず、病院側の100%負担となっている。</p> <p>国民健康保険は、正規在留者のみが支給可能。（出国準備や、オーバーステイ等で住民票がなくなれば直ちに打ち切られる）なんとしても「特定活動」の在留期間更新をし、正規在留を継続するとともに、本人の状況を報告し、難民認定申請の審査結果が出るのを遅らせるしか方法がない（止めることはできないとのこと）。在留期間更新許可申請時に文書を取りまとめ、事情説明書を提出した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果： 「特定活動（6月）」の在留期間更新許可。</p> <p>考察： 市役所生活支援課からは、「定住者」の在留資格ならば生活保護受給は可能だが、「特定活動（難民認定申請）（6月）」は就労可能な在留資格の為、受給することはできないと言われていた。「定住者」への在留資格変更を考えていた（非常に難しい）が、次回の在留期間更新の前に死去。</p> <p>死亡手続き及び難民審判部門への報告及びインド大使館への死亡報告を行い、遺骨を本国に友人が移送した。葬祭費については、生活保護費より支払われた。</p> <p>病院負担代等の請求は、依然残されたまま。私自身も報酬はなし。</p>							

単位会名	岐阜県行政書士会			事例年月	2016年 3月		
国籍	ブラジル	年齢	74歳	性別	女	都道府県	岐阜県
事例の要旨							
「特定活動（告示外 老親扶養）」在留資格変更許可申請 （「永住者」が本邦で老親を扶養するための事例）							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. ブラジル人男性（51歳）より、母国の母親を日本に移住させたい旨の相談を受理。親の呼び寄せは難易度が高く、条件として、①高齢であること。②単身で生活することが困難であること。③母国に面倒を見る親族がないこと。④子供に扶養能力があり日本において母親の面倒を見ること。等の人道的な理由が必要。 2. 該当する在留資格は、「特定活動」であり告示外活動となるため、一般的な在留資格認定証明書交付申請での呼び寄せは不可能で、「短期滞在（親族訪問）」で来日後、在留資格変更許可申請により、「短期滞在」から「特定活動」へ変更する手続きとなる。 3. 申請人である母親については、年齢74歳で日系2世との結婚歴（申請時は離婚が成立）があり、母国において面倒をみてくれる親族もなく、両変形性脊椎症骨粗鬆症により正常な歩行が困難とのことであり、また、相談者である息子については、日本在住歴が10年以上（永住者）で、会社員として定職に就き、素行も良好で扶養能力有りと認め、本手続を受理することとした。 4. 申請人については、来日後、日本の病院で膝の手術を行うとのことであったため、手続きについては、「短期滞在（90日間）」で入国後、入院・通院のための在留期間更新許可申請をし、その後在留資格変更許可申請（特定活動）を行った。 5. 申請人は、「短期滞在（90日）」で入国後、在留期間更新許可申請により更に90日延長した後、その間に在留資格変更許可申請を行った。疎明資料として、在留資格変更の理由書、診断書、外国人患者に係る受け入れ証明書、滞在中活動表、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料、滞在中の経費を支弁できることを証する資料等を添付した。 							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 在留資格変更が許可となる。</p> <p>考察 :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可に至った理由として、前述の条件のとおり、申請人が、高齢であること。膝の病気を患っており、単身での生活が困難なこと。母国に面倒を見てくれる親族もないこと。日本において面倒を見てくれる子供に扶養能力が認められること、など総合的に判断されたと思われる。 2. 申請人については手術をした結果、膝が回復したため、その後は「特定活動」の在留資格で1年毎に在留期間更新しているよう。 3. その後、申請人の息子については帰化したため、母親（申請人）の在留資格を「特定活動」から「定住者（告示外）」へ変更希望があったが、子供が帰化して日本国籍を取得しても母親（申請人）が日本における定着性を欠き、「定住者」（告示外）の在留資格変更許可は困難であるとし、現在も申請に至っていないもの。 							

単位会名	三重県行政書士会			事例年月		2019年 3月	
国籍	フィリピン	年齢	36歳	性別	男	都道府県	三重県
事例の要旨							
「特定活動」在留資格変更申請（「技能実習2号」から） （特定技能1号への変更予定者への特例措置の許可事例）							
事例の詳細							
<p>在留資格「特定技能1号」への変更予定者に対して特例措置（2019年9月までに在留期間が満了する者に限る）により特定活動への変更申請を行った。</p> <p>本人は3年目の技能実習生で4月10日に帰国予定の者。</p> <p>2019年3月19日名古屋入管へ特定活動への変更申請を行った。</p> <p>添付書類として</p> <p>変更申請の理由書</p> <p>技能実習生のための雇用契約書</p> <p>賃金台帳</p>							
事例の結果と考察							
<p>4月に特定活動8月25日までの許可を受け、現在特定技能1号への在留資格変更許可申請中である。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	中国	年齢	28歳	性別	女	都道府県	兵庫県
事例の要旨							
「特定活動（本邦大学卒業者）」（告示46号） 在留資格変更許可申請（「技術・人文知識・国際業務」から） （コンビニエンスストア運営会社への就職による在留資格変更許可事例）							
事例の詳細							
<p>「技術・人文知識・国際業務」（5年）で就労中の中国人女性が、従前の勤務先を2019年6月に退職。コンビニの店長業務に従事するため（入社時は店長代理として雇用）、翌7月に「特定活動（本邦大学卒業者）」への変更申請を行い、3週間後に許可（1年）された。</p> <p>申請人は日本の大学 経営学部卒業。日本語学校在学中に日本語能力試験N1に合格。</p> <p>勤務先：「大手コンビニのフランチャイズ加盟店」としてコンビニ4店舗を運営する株式会社。職場：コンビニエンスストア店舗。地位：社員、店長代理</p> <p>従事業務：コンビニ店舗運営全般、アルバイトスタッフの労務管理・教育、中国語による来客対応およびアルバイト従業員の教育・指導（通訳・翻訳）</p> <p>2017年7月に同じ人物を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」へ変更申請を行ったが、不許可であった。その後2019年7月に、本人の学歴、保有資格や会社側の状況、従事業務はほぼ前回と同じ内容で「特定活動（本邦大学卒業者）」への変更申請を行い、許可された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>平成29年7月4日付け入国管理局 事務連絡「専ら店舗要員として業務に従事する場合における「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性について」（入国在留審査先例集17-14）により、1店舗のみを管理するコンビニ店長業務は「技術・人文知識・国際業務」に該当しない旨が明示された。なお同資料には、複数店舗において管理職的立場から在庫管理、人事管理、予算管理などを行う場合（いわゆる統括店長の立場）は、「技術・人文知識・国際業務」の資格該当性を認めていることが記されている。</p> <p>今回、在留資格「特定活動（本邦大学卒業者）」の新設により、1店舗のみを管理するコンビニ店長業務の就労が可能になった。</p> <p>許可時に入管から「将来、統括店長に就くことになった場合は、「技術・人文知識・国際業務」に変更するように」という説明があった。これは、上記の事務連絡に基づく2つの在留資格の区分（使い分け）と思われる。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2018年 6月		
国籍	台湾	年齢	23歳	性別	女	都道府県	大阪府
事例の要旨							
「特定活動（告示外）」在留資格変更許可申請（「留学」から） （同性婚パートナーの日本への呼び寄せに関する事例）							
事例の詳細							
<p>アメリカにおいて、女性同士の婚姻（同性婚）が成立し、台湾では同性婚を認める法律がないため法律上の婚姻が成立していない事案。</p> <p>但し台湾の役所（戸政事務所）より、婚姻に関する戸籍謄本は発行されていないが、同性伴侶証明書の発行あり。</p> <p>その後、申請者は、留学で日本に在留していたが、退学。留学の在留資格該当性がなくなる。</p> <p>なお、女性パートナーは、日本で英語（在留資格：技術・人文知識・国際業務）を教えているため、日本において同居し、在留したい、という事例であった。</p> <p>この場合、平成25年10月18日発行の法務省管在第5357号において、</p> <p>「本国で有効に成立している同性婚の配偶者から、本邦において、その配偶者との同居及び扶養を受けて在留することを希望して「特定活動」の在留資格への変更許可申請がなされた場合は、専決により処分することなく、人道的観点から配慮すべき事情があるとして、意見を付して本省あて請訓願います。」</p> <p>との記載があるが、当該「本国に関して、双方の国（地域）において同性婚が成立しているか否か」不明瞭であったため、実際に（告示外）特定活動への変更許可申請をした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>不許可。</p> <p>理由、両国（地域）において有効な婚姻が成立している必要がある。</p> <p>なお、現時点において台湾では同性婚が法律上認められていることを付言しておく。</p>							

単位会名	大分県行政書士会			事例年月	2015年 4月		
国籍	中国	年齢	29歳	性別	女	都道府県	大分県
事例の要旨							
「特定活動（告示外）」在留資格変更許可申請（「短期滞在」から） （独り暮らしの母を本邦で扶養するために申請した事例）							
事例の詳細							
<p>申請人の子は大学卒業後、大分県で働いていたが、ある時父親が病気で他界した。そのときから、申請人が精神的に不安定となったので、短期滞在大分に来ていた。申請人には兄弟が多くいたが、子供は一人っ子政策の時期であったため、一人だけしかおらず、兄弟は遠く離れた場所に住んでいたため、一人暮らしの状態であった。</p> <p>申請人の子は、母（申請人）の面倒をみようと思ひ、入管を訪れたが、書類の受理はおろか、話もろくに聞いてくれないとのことであったので、知り合いを通じて当方に来た。</p> <p>話を聞くと、特定活動の許可をもらうのはかなり難しい気がしたので、二度断ったが、せめて書類の受理だけでも入管にしてもらいたいと涙を流して話すので、母親の健康状態がわかる診断書等の必要書類が揃えば受理はしてもらえ旨の話をし、無事揃えることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>1週間程度で不許可の通知が出た。 冷たい印象を受けたが、仕方ないと思うほかなかった。</p>							

単位会名	島根県行政書士会			事例年月			
国籍		年齢	23歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「特定活動（出国準備）」在留資格変更許可申請（「技能実習」から） （技能実習の在留期間間際で失踪した技能実習生の在留手続に関する事例）							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 日系3世の男性で定住者（A）より、外国人との結婚の相談があり、面接をした。 2. 相手女性（B）は外国人であるが在留資格は技能実習2号（ロ）であり、よく話を聞くと、実習期間は終了しており、数日前に帰国予定であった。帰国予定日（約2か月前）の前日に失踪していることがわかり、在留期間を見ると、残りが7日残っていたので、急遽出入国在留管理官署に連絡し、指示を仰いだ。早急に監理団体に連絡をし、事情を話すように指示を受けたので連絡を取った。監理団体はすでに警察署に失踪届を出してあり、急急にBに面会したいので同席を依頼された。出入国在留管理官署からは監理団体が出入国在留管理官署に事情説明をすべきだと言われ、その旨を監理団体に伝えたが、契約期間が終わっているので、出入国在留管理官署の対応はしないと譲らないので、出入国在留管理官署と協議の上、本意ではないが本職が出入国在留管理官署の対応をすることとした。 3. 在留期間が残り4日となった状態で、至急帰国の航空券を取得し、Aと出入国在留管理官署に出向き、Bが出国するまで本職がAと連絡を密にとり、出国時には確認をして報告書を本職が提出するというので、更新手続きを行った。Bは体調を悪くしていたので、医師の診断書を添付し「特定活動」で在留資格変更許可申請をした。 							
事例の結果と考察							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「特定活動」で20日の在留資格変更許可を受けた。 2. 一週間後、本職は空港まで同行し、出国を確認、出入国在留管理官署に報告し、この業務を終えた。 <p>[感想]</p> <p>監理団体及び受け入れ事業所の最後まで管理責務を望む。 出入国在留管理官署におかれては、極めて人道上、温かみある対応をしていただいた。</p>							

単位会名	山形県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	韓国	年齢	52歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「永住者」(「日本人の配偶者等」から) (年金保険料の未納付で不許可になった事例)							
事例の詳細							
<p>1) 申請人Aは、2011年12月に町会議員(他に不動産業を経営)を務めるBと結婚し、「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在し、7年目を迎える。在留期間は5年である。</p> <p>2) Aは、2019年9月に選挙を迎える夫Bの選挙に落選し議員報酬が途絶え生活に支障を来すことを不安に思い、その前に永住権を取得することを決意し行政書士に手続きを依頼する。</p> <p>3) 夫Bの収入については、議員報酬317万円のほかに不動産業の所得326万円があるため二人暮らしの生活収入としては充分余裕がある。また市県民税、国保税等の納税義務(口座より自動振替)も履行しており、永住許可の要件(出入国管理及び難民認定法第22条第2項)は具備している。</p> <p>4) ところが追加書類で年金の被保険者記録照会回答票の提出を求められ、夫のBについては期日通り納付しているものの申請人であるAについては、外国人だからという理由から義務とまで考え及ばず未納のまま現在に至っている。</p> <p>5) Bは仙台出入国在留管理局の審査官に問い合わせ、Aの納付義務があることを確認し、翌日遅れ分全額を納付し領収書の写しを仙台出入国在留管理局に送付する。</p> <p>6) 2019年7月にAは永住許可申請の不許可通知を受領する。理由は永住許可申請の際、Aに年金の未納があったためである。</p>							
事例の結果と考察							
<p>永住許可に関するガイドラインが令和元年5月31日に改定され、1の法律上の要件(3)イの「納税義務等公的義務」の記載が「公的義務(税金、年金及び保険料の納付義務・・・)」と改正された。昨年の申請であれば許可が出た案件である。「特定技能」の在留資格が新設されたことで日本人と同等の権利を認める代わりに日本人と同等の義務も履行する必要がある。今回の案件については、担当審査官より、再申請については、正常な納付状況が2年続いたら受理するとのことである。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2017年 11月		
国籍	ナイジェリア	年齢		性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「永住者」(「定住者」から申請) (会社経営する定住者の永住申請が不許可となった事例)							
事例の詳細							
<p>事例の詳細：</p> <p>定住者でも会社経営者は決算書も重視する！</p> <p>2006年4月 日本語学校入学</p> <p>2008年3月 同校 卒業</p> <p>2008年4月 日本の大学 入学</p> <p>2010年6月 日本人男性より胎児認知受ける</p> <p>2010年9月 第1子 日本で出生</p> <p>2012年2月 株式会社設立 代表取締役に就任 (社保加入)</p> <p>2012年3月 大学卒業</p> <p>2013年4月 日本人男性より胎児認知受ける</p> <p>2013年7月 第2子 日本で出生</p> <p>2016年1月 日本人 (子の父) と日本で婚姻</p> <p>家族構成 日本人夫・日本人の子2名・家庭円満</p> <p>年 収 夫は840万円・妻は300万円</p> <p>申請人 違反なし</p> <p>2017年11月 永住申請行ったが、申請人が経営する会社の決算書記載の繰越利益が約300万円マイナスであり、経営状況が不安定なので永住申請は不許可となった。 (2018年8月末 不許可通知受領)</p>							
事例の結果と考察							
<p>定住者からの永住申請につき要件は足りていると判断した。夫婦での収入も高額であり、経済面でも心配はなかった。資産は3千万円ほど預貯金あり。されど、会社を経営している以上、会社の決算書が求められ事業状況も審査しているとのこと。その点に気が付かなかったことが、今回の反省点である。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2018年 4月		
国籍	タイ	年齢	46歳	性別	女	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「永住者」(「日本人の配偶者等」から申請) (永住許可申請で固定資産税の納税状況の説明が求められた事例)							
事例の詳細							
<p>「日本人の配偶者等」の永住許可申請 10年以上前の過去が問題に。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ人女性は、2001年に「短期滞在」で入国後、不法残留。2002年9月、現在の夫である日本人男性と婚姻。2003年夫との間に長女誕生。同年、在留特別許可にて「日本人の配偶者等」の在留資格が決定された。 2. 2014年 本人が永住許可申請するも不許可。不許可理由は、夫の住民税・固定資産税の滞納があった点、夫の扶養家族が13名で、そのうち在外扶養家族(タイの妻の親族)が12名だったことによる。 3. 2018年4月 直近3年分の夫の扶養家族は長女だけであり、妻の扶養家族はなし。夫妻共に、現在税金の滞納はないとのこと。また、現在不動産は所有していないことを確認。年金・健康保険共に問題なし。扶養家族を大幅に減らした理由も聴取。2度目の永住許可申請。これらの経緯を、申請理由書と夫の上申書として提出。 4. 2018年12月 入管から資料提出通知書にて、2005年～2009年の夫の住民税の納税証明書及び2005年以降の夫の固定資産税の納税証明書の提出を求められる。また、申請理由書に記載した扶養家族が大幅に減少した理由について、再度説明を求められた。 5. 同月、夫妻が当時住んでいた市に相談。地方税法施行令により、過去3年分しか納税証明書を発行できないが、現在督促や差押え等がないことから、税金は完納していると考えて良いとのこと。名寄帳を出してもらい、それを元に土地建物の履歴事項全部証明書を取得し、2008年に夫が競売により不動産を手放していたことを証明。扶養家族の大幅減の理由について再度夫から聴取し、これらをまとめて入管に説明。 6. 2019年1月 永住許可 							
事例の結果と考察							
<p>確かに固定資産税の滞納は国益要件に関わる。</p> <p>しかし、2019年7月からの永住許可申請の必要書類の中にも、固定資産税の納税証明書は求められていない。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	ベトナム	年齢	20代	性別	女	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「永住者」(「永住者の配偶者等」から) (永住許可申請中の婚姻破たんによる処理の事例)							
事例の詳細							
<p>ギリギリのところ、妻の永住許可を阻止した夫</p> <ol style="list-style-type: none"> ベトナム人永住者の男性は、ベトナム人女性と婚姻し呼び寄せ、妻は「永住者の配偶者等」として夫婦で暮らしていた。 2019年5月 本邦での夫婦の同居期間が3年経過し、妻が3年の在留期間を有していたため、妻の永住許可申請。なお、夫婦間に実子なし。 2019年8月 妻の浮気疑惑が浮上。目撃情報があるうえに妻自身も白状した。妻は、仕事を辞めて、逃げるように本国に帰ってしまった。夫は、妻との離婚を決意。離婚調停申立。 2019年9月16日 第1回の調停期日が決まる。夫から当職の元に、もう夫として責任を取れないので、妻の永住許可の身元保証人を降りたいと相談があった。 2019年9月23日 入管宛に、8月以降の夫婦の状況について説明の上、夫が身元保証人を辞退する旨の書面を作成し、家裁の調停期日通知書の写し及び夫の別居後の住民票をレターパックプラスにて入管に郵送。 2019年9月24日 上記書類が入管に到着。同日付で、入管の結果通知はがき(結果を知らせるので、8千円の収入印紙を持って来庁を求める旨の、通常なら許可になる通知)が発行された。 2019年9月27日 日本に戻った妻が、自宅に届いた上記のはがきを持参して入管に来庁すると、永住許可申請が不許可となった。 							
事例の結果と考察							
<p>あと数日、入管への書類提出が遅ければ、妻は「永住者」となっていた。 入管が、審査結果を変更することをいとわず、追加書類を迅速に処理して適正に扱ってくれたことに感謝している。</p>							

単位会名	茨城県行政書士会			事例年月	2017年 7月		
国籍	バングラデシュ	年齢	28歳	性別	男	都道府県	群馬県
事例の要旨							
「永住者」(「技術・人文知識・国際業務」から) (偽造旅券で入国した外国人家族が不許可になり帰国した事例)							
事例の詳細							
<p>申請人となる外国人(在留資格:技術・人文知識・国際業務、在留期間:3年、2004年来日)の在留期間更新許可申請を2014年6月から依頼を受けて取次を行っていた。</p> <p>2014年11月に申請人一家(申請人・妻・子)の永住許可を申請したが、2015年4月に不許可となった。</p> <p>再度、2016年8月に申請人一家の永住許可申請を行ったが、2017年6月にまたも不許可となった。</p> <p>その後、2017年7月に在留期間更新許可申請を行ったが、入管から呼び出しがあり、不許可の通知を受けた。</p> <p>理由は、永住の審査過程で、改めて申請人の在留状況について確認を行ったところ、来日時に偽造パスポートで入国していたことが分かったためであった。反論等は行わず、申請人は一家でバングラデシュに帰国した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>永住許可申請を出すことの怖さを初めて知った事案であった。永住の審査過程で今まで明らかになっていなかった事実を入管サイドが認識し、現在の在留自体が継続できなくなる可能性があるということを示してくれた。この事案後は、永住許可申請を希望する外国人に対して、今回の事案を示し、よく考えて判断するよう促している。</p>							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年 6月		
国籍	中国	年齢	33歳	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「永住者」(「技術・人文知識・国際業務」から) (休職・転職・低収入などの理由により不許可になった事例)							
事例の詳細							
<p>就労資格「技術・人文知識・国際業務」からの永住許可申請(本人+妻+子供3人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来日歴13年、2013年3月本邦の大学卒 ・2013年4月 カテゴリー3企業で就労(正社員:通訳翻訳) ・2015年10月 在留期間3年となり2016年11月に永住許可申請(1回目) ・2017年2月 妊娠・出産のため退社 ・2017年2月～2017年7月 出産のため中国帰国 ・2017年7月 カテゴリー2企業に就職(契約社員:中国人従業員の指導管理) ・2017年9月 永住許可申請不許可(1回目) ・2018年7月 同社正社員となる ・2018年10月 永住許可申請(2回目) ・2018年11月 在留期間5年となる 							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 2019年6月、永住許可申請不許可</p> <p>考察 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回(2017年9月)の不許可理由説明で担当者が明かしたこと <ul style="list-style-type: none"> ①永住許可申請時までの在留実績には全く問題なし ②永住許可申請中の休職・転職はやはり慎重に判断してしまう ・今回(2019年6月)の不許可理由説明で担当者が明かしたこと <ul style="list-style-type: none"> ①休職期間の収入がないため年収が低い ②家族滞在の夫の収入は世帯収入としては加算されない ③それ以外には問題はない <p>一生懸命に生活しているのだが、計画性がなく永住許可は難しいとの印象 現在はカテゴリー2企業のため保険・年金も問題ない 未納期間を可能な限り遡って解消し、転職は我慢してもらって3回目の申請に備える。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	中国	年齢	46歳	性別	女	都道府県	兵庫県
事例の要旨							
永住者（「技能・家族滞在」から） （申請中の被扶養者数の変動への対応事例）							
事例の詳細							
2018年7月	中国人女性（46歳・技能5年）とその娘（23歳・家族滞在5年）が永住許可申請。						
2018年11月	不許可 その理由として3年前の被扶養者5名（本国の父母・義母・夫・同居の娘）に対して収入（280万円）が少なすぎると指摘される。申請人は2年前に本国の夫と離婚し、その後は本国の父母の経済的支援・身の回りの世話を申請人の他の兄弟姉妹がすることとなり、2年前からは被扶養者が1名（同居の娘）になっていることから、1年後の再申請を検討する。						
2019年6月	2度目の永住許可申請 直近3年分の課税・納税証明書（被扶養者1名）を提出し、被扶養者の氏名・続柄、被扶養者数の変動（4年前5名から3年前1名に減少）の詳細や今後の扶養の予定を説明。						
2019年9月	許可						
事例の結果と考察							
2019年6月申請のため直近3年分の課税・納税証明書を提出して扶養能力を審査されたが、2019年7月からは直近5年分の課税・納税証明書を提出することに変更されたため、より長期間の扶養能力・経費支弁能力を審査されると思われる。また、その期間中に被扶養者数に大幅な変動があった場合はその内容を説明する必要があると思われる。							

単位会名	北海道行政書士会			事例年月	2018年 1月		
国籍	モーリシャス	年齢	30代	性別	女	都道府県	東京都
事例の要旨							
「日本人の配偶者等」からの在留資格変更申請に関する相談 (日本人の配偶者等の在留外国人のDV事由による婚姻関係破たんの対応事例)							
事例の詳細							
婚姻関係が破たんした女性からの相談 (2018年1月)							
〔相談の主旨〕							
相談者は住民票上の住所は関東圏であるが、札幌の支援者の知人宅に仮住まいをしていた。相談の主旨は、現在日本人男性と婚姻をして日本人の配偶者の在留資格であるが、DVがあり、現在別居をして札幌に滞在している。このまま婚姻関係が修復することもないであろうから、離婚を考えている。ただ、日本の文化(アイヌ文化)に興味を持っており、今後も日本(北海道)にいたいということであった。							
〔検討した事柄〕							
まだ現在婚姻中であるが、本人が婚姻活動を続ける意思がないので、このまま日本に滞在するのであれば、日本人の配偶者等以外の在留資格に該当することを検討する必要がある。							
相談者は、概ね3年以上正常な婚姻関係・家族関係が継続していたと認められ、日常生活に不自由しない程度の日本語能力を有しており、またDVが婚姻生活破綻の主要素になっているので、告示外の「定住者」の在留資格が一番現在の状態に合致していると判断した。ただ1点、現在定職についておらず、生計に営む生活基盤がおぼつかない状態であったので、支援者と相談しながら、しっかりとした就職先を見つけ、その目途がたった状態で、手続きに移行していく必要がある旨を説明した。							
その他、「永住者」「文化活動」の在留資格も検討したが、婚姻関係が破たんした状態での永住者への移行は無理があることと、文化活動はアイヌ生活を学ぶための在留資格であり、継続的・安定的に生活したい目的とは合致しないと判断した。							
事例の結果と考察							
後日就職活動の進捗状況でのやり取りで、札幌の風俗店での面接を行っている旨の報告を受け、告示外定住の審査上好ましくないのではというお話をしたところ、相談者の感情が害されてしまい、以後連絡がとれなくなり、申請に至ることなく相談終了となった。							

単位会名	岩手県行政書士会			事例年月	2018年 7月		
国籍	中国	年齢	67歳	性別	女	都道府県	岩手県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等」 (中国人配偶者が結婚公証書なしで不動産の相続登記手続きができた事例)							
事例の詳細							
<p>日本人男性（以下夫という）と当該中国人女性は2006年に結婚した。（お互いに再婚）子供なし。婚姻に至る経緯は、当該中国人女性の妹が日本に住んでおり、その妹の紹介で夫と知り合うこととなった。婚姻手続は、当該中国人女性が短期滞在で来日し、その滞在期間中に日本方式で進めた。夫は不動産を持っており、2016年に死亡した。当該中国人女性が不動産を相続することとなり、当該中国人女性と夫＝被相続人との関係を証明する中国側の書類として「公証書」が必要となった。しかし、在日中国総領事館では日本方式で婚姻手続を進めた今回のケースでは公証書は発行できないという回答であった。当該中国人女性が本国へ帰国する用事があったので、その機会に本国の行政機関にも交渉してもらったが、同様の回答であった。中国側の役人曰く「日本方式で進めた婚姻なのだから、日本の行政機関が発行する書類だけで手続は進められるはずだ。中国政府側が証明する必要はない」とのこと。結果、この二人の婚姻を証明する書類は日本の市町村が発行する婚姻届受理証明書しかないこととなった。この事情を担当司法書士に説明し、不動産の相続登記手続を進めてもらったところ、無事手続が完了した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>外国人と外国で結婚する中国人については、中国民法の「反致」規定により婚姻挙行地の法が適用されるため、日本方式で婚姻を進めることは何ら問題はなく実質的な婚姻も成立しているわけだが、その後、中国法に基づく婚姻登記を行うことができなかったため、今回のような事態になったと思われる。</p>							

単位会名	岩手県行政書士会			事例年月	2015年 11月		
国籍	フィリピン	年齢	43歳	性別	女	都道府県	岩手県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等」在留資格認定証明書交付申請 (出入国記録と申請書記載内容が異なり不交付になるも再申請して交付された事例)							
事例の詳細							
<p>1. 2015年11月26日、所定の立証資料を揃えて申請した。夫（日本人、当時64歳）、妻（フィリピン人、当時43歳）であった。交際のきっかけは、夫が懇意にしている飲食店（日本の）で働いていたフィリピン人の紹介であり、知り合ってから婚姻までの期間は約1年であった。</p> <p>2. 2016年2月1日付、在留資格認定証明書不交付通知書が送達される。理由は、「提出資料の信ぴょう性に疑義が認められ、申請内容に信ぴょう性があるとは認められません。」との内容であった。当該事由について、夫に確認したところ「全く心あたりがない。何も嘘はついていない。」とのことであった。そこで、夫の依頼を受けて2016年2月に仙台入管に赴き、不交付の理由を確認したところ、概ね下記の回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請人の過去の出入国歴について、本人の申告内容と入管で把握している内容が異なる。 ○ 申請人は、過去のことで夫に話していないことがあるのではないか。自分にとって不利益になるようなことを隠しているのではないか。 <p>3. 上記回答を夫に伝え、再度、妻に確認するよう申し向けたところ、妻から「実は過去にオーバーステイで退去強制の処分を受けたことがある。」との話が出た。このことから、次の措置を取り再申請をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妻にフィリピン共和国司法省入国管理局に出向かせ、同局で把握している出入国記録を入手させた。1回目の申請の際、過去の日本への出入国は3回として申請していたが(パスポートの記録から)、実際には10回あることが判明した。なお、同局発行の出入国記録の証明書を添付資料として提出した。 ○ 妻に、「1回目の申請内容と再申請の申請内容が異なる理由」、「オーバーステイの事実を隠していたことの反省及び今後の法令遵守を誓う内容」の文書を自筆で作成させ、添付した。 ○ 夫に、「事実と異なる申請をしたことの反省及び今後の法令遵守を誓う内容」の文書を作成させ、添付した。 							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 結果 2016年5月、在留資格認定証明書が交付された。現在夫婦には子供が生まれ、幸せに暮らしている。 ○ 考察 <ul style="list-style-type: none"> 1. 当該事案は当職にとって初めての「日本人の配偶者等」にかかる申請であり、結婚に至る経緯や結婚の真実性のほうばかりに目が向いていたと思う。「犯罪を理由とする処分を受けたことの有無」については、聴取はしたものの、夫の申し立てを鵜呑みにしてしまった。「仮に不利に働く内容があったとしても、絶対に隠さないでください。」と強く説明すべきであった。 2. 過去の出入国歴について、妻が所持していたパスポートの証印及び妻の申し立てを基に「3回」と記載をしたが、実際には誤りであった。当時、妻は「古いパスポートは捨ててしまったが、過去の日本への入国は3回で間違いない」という申し立てであったため、そのとおり記載してしまったが、もっと徹底した確認をすべきであった。 							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	フィリピン	年齢		性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「日本人の配偶者等」在留資格認定証明書交付申請 (5回目の申請で交付されたフィリピン人妻の事例)							
事例の詳細							
<p>フィリピン国籍者</p> <p>2008年10月 日本人男性A氏と婚姻</p> <p>2009年05月 A氏 死亡</p> <p>2010年11月 日本人男性B氏と再婚</p> <p>2011年10月 1度目の在留資格認定証明書交付申請→不交付</p> <p>2013年04月 2度目の在留資格認定証明書交付申請→不交付</p> <p>2016年08月 3度目の在留資格認定証明書交付申請→不交付</p> <p>2016年12月 4度目の在留資格認定証明書交付申請→不交付</p> <p>2019年03月 5度目の在留資格認定証明書交付申請→交付</p> <p>不交付理由</p> <p>1度目：申請人が重婚の疑義あり</p> <p>2度目：不交付通知書紛失のため、不交付理由聞かず</p> <p>3度目：知り合った場所が二転三転している</p> <p>4度目：夫婦の交流が不明</p> <p>・夫婦の交流は深くあり、年に数回、夫がフィリピンに行っていた。</p> <p>・申請人も幾度か短期滞在で来日し、その間日本において夫婦で同居していた。</p> <p>・夫は定期的に生活費を海外送金していた。</p> <p>・夫婦はラインで交流していた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>入国管理局に提出した書類の個人情報開示請求を行い、提出した全ての書類の内容を精査し、入管が指摘した内容を詳細に1つずつ説明し、疎明資料を提出した。</p>							

単位会名	東京都行政書士会			事例年月	2019年 6月		
国籍	ネパール	年齢	25歳	性別	男	都道府県	東京都
事例の要旨							
「日本人の配偶者等」在留資格認定証明書交付申請 (同居立証不足により不交付からの再申請で交付された事例)							
事例の詳細							
<p>留学の在留資格で滞在していたネパール人男性（25歳）は、日本人女性（41歳）と結婚し、留学から日配への在留資格変更許可申請を行ったが、留学に付随する資格外活動の時間オーバーと退学後も留学のまま残留していたことが原因で不許可となった（本人申請）。出国準備のための特定活動に切り替えられたため、夫はネパールへ帰国し、妻は宇都宮の実家で母親と同居を始めた。その後、他の行政書士に依頼し認定証明書交付申請を行ったが、これも不交付となった。不交付理由は、婚姻の事実が疑わしいということであった。疑われた原因は、同居していた間、住民票上の住所が夫も妻も居所とは別のところにあったことから、同居の事実疑義が生じたものであった。同居にかかる立証資料としては、賃貸借契約書の写しが提出されていた。</p> <p>また、本件の特殊事情として、扶養者である妻が継続治療の必要な疾患をもつため、長時間働けず、就労による収入を十分に確保できないという事情があった。</p> <p>このような事情のもと、認定証明書交付申請の再申請を当職が受任した。</p>							
事例の結果と考察							
<p>最大のポイントは、実際に同居していたことを立証することであった。具体的には、すでに提出していた賃貸借契約書の写しに加え、次のものを提出した。①自宅で撮った写真（できるだけ生活感の見えるもの）②郵便物の宛名部分の写し③水道光熱費の請求書、支払い記録④家計簿代わりの生活費メモや領収書のコピー⑤住民票を移さなかったことを詳細に説明する理由書</p> <p>また、前回の申請時には東京に居住していたが、その後宇都宮の実家に転居したため、新たな住居や就労先の確保についても新たな立証資料が必要になると考えられた。そこで、自宅の登記簿謄本（母親名義）と娘夫婦と同居する旨の母親の簡単な陳述書を提出した。また、妻には、宇都宮でアルバイトを探してもらい、その在職証明書と1か月分の給与明細を用意してもらった。</p> <p>さらに、経済的な側面を補強するために、妻の母親にも身元保証書を書いてもらった。母親は無職であったが、不動産と年金収入、まとまった預貯金があった。そこで、住民票、不動産の登記簿謄本、非課税証明書、年金の入金記録、預金通帳の写しなどを提出してもらった。また、夫と母親とが並んで笑っている写真を提出し、母親の援助が受けられる可能性の高さをアピールした。</p> <p>最終的に入管から資料提出要求があり、申請人本人の自署による理由書を提出した。内容として求められたのは、①留学中のオーバーワークの理由、②退学後も日本に居続けた理由、③来日後の就職先の見込みについてであった。</p> <p>理由書を作成し提出したところ、その後まもなく認定証明書が交付された。</p> <p>本人の自署による理由書は、内容が多少不十分であっても信憑性の高い有力な資料であるようだ。本人の理由書で概要をとらえ、行政書士の理由書において細かく説明を施すことで、よりよい結果を導くことができると考える。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2018年 9月		
国籍	ベトナム	年齢	20代	性別	1女 2男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 「永住者の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （再婚した母親の偽装結婚が判明し、「定住者（告示6号）」の在留期間更新が 不許可となった2つの事例）							
事例の詳細							
<p>入管の判断が異なるのはなぜなのか。</p> <p>事例1. ベトナム人女性（定住者告示6号）は、母親の再婚に伴い2013年に入国したが、2016年に母親の偽装結婚が判明し、在留期間更新が不許可となり、帰国した。なお、母との親子関係は真正である。</p> <p>事例2. ベトナム人男性（定住者告示6号）は、母親の再婚に伴い2012年に入国したが、2015年に母親の偽装結婚が判明したうえ、親子関係も偽装だったことも明らかとなり、在留期間更新が不許可となり、帰国した。</p> <p>事例1の女性は、2016年に日本人男性と知り合い、交際に当たっては、男性が7回渡航しており、スナップ写真や毎日のSNSの履歴も膨大にあった。2018年4月に婚姻した。婚姻後も夫が渡航し、夫婦間交流は多い。</p> <p>事例2の男性は、2018年に親族訪問で兄家族を訪ねた際に、永住者ベトナム人女性と知り合い、同年に再来日した際に婚姻届を提出した。夫婦間交流は、事例1より少ない。</p> <p>どちらの事例も2018年に在留資格認定証明書交付申請。どちらも、本人自筆の謝罪文を提出。</p> <p>事例1は、1度目不交付処分。理由は、退去強制処分されるくらい悪いことをしているのに、すぐに許すことはできないとのこと。2度目の申請で交付。追完あり。</p> <p>事例2は、1度目の申請後、追完なしで10か月後、交付。</p>							
事例の結果と考察							
<p>事例1の定住者は、母親主導でよく分からないまま来日して、更新不許可となり事の重大さに気づいたものである。事例2は、親子関係自体、虚偽であった。事例2の方が、やってしまった罪が大きいのではないか。かつ、夫婦間の交流状況も収入も、圧倒的に事例1の方が多。すぐに許すことができないのは、むしろ事例2だと思え、もやもやしている。入管の判断基準がよく分からない。申請先は同じ入管である。</p>							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年 8月		
国籍	中国	年齢	45歳	性別	女	都道府県	愛知県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 (在留資格認定証明書の交付を受けるも領事館で査証拒否となり再申請した事例)							
事例の詳細							
<p>① 招へい人（夫）は、名古屋市居住の60歳タクシー運転手（日本人・初婚） 申請人（妻）は福建省在住の45歳（中国人・離別再婚） 2012年知人の紹介で知り合い、2013年1月結婚（中国+日本）</p> <p>② 2013年3月26日に名古屋入管より在留資格認定証明書の交付を受けるも2013年4月に広州領事館で査証拒否</p> <p>③ 2018年10月名古屋入管に「保有個人情報開示請求」、11月全部開示決定</p> <p>④ 2019年2月に再申請に備え交流実績確保のために夫が訪中</p> <p>⑤ 2019年5月23日在留資格認定証明書交付申請</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 7月18日追加書類提出指示→8月10日在留資格認定証明書交付 2019年9月3日広州日本国総領事館で査証発行</p> <p>考察 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請人は来日経験なし。 ・2013年の申請は在日中国人（知人？）の指導で本人申請。 ・2013年の申請関係書類は在留資格認定証明書のコピーが1枚残っているのみ、、、 ・そこで、名古屋入国管理局に保有個人情報開示請求することから始めた。 <p><拒否理由の調査> 開示された申請書は生年月日の間違い等々が散見された。 旧質問書を基本に、出会い～婚姻経緯を厚く作成 理由書で今回の再申請の経緯を申述するが5年間の交際ブランクが非常に気になった。</p> <p><追加資料指示書への対応> 予想通り、前回申請～今回申請までの交流状況についての詳細な説明を求められた。 すべて正直に！！ないものはない！！ 2019年2月の訪中以降は毎日 WeChat（スマートフォンのSNSコミュニケーションアプリ）の記録をさせていたのが効果的であったかも。</p> <p><領事館への査証申請についての対応> いい加減な申請をさせないように査証申請時の申請書・質問書の記入見本を添付 最後に、申請人及び配偶者をいい加減な気持ちにさせないことも我々の仕事だと痛感した。</p>							

単位会名	埼玉県行政書士会			事例年月	2019年 7月		
国籍	米国	年齢	98歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （日本人配偶者が高齢（102歳）で経費支弁者が申請人の孫の事例）							
事例の詳細							
<ul style="list-style-type: none"> ・日本人の夫（102歳）の妻としての「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書交付申請を行い在留資格認定証明書が交付され、「短期滞在」から「日本人の配偶者等」への在留資格変更許可申請を行い許可された。 ・補足：依頼者は、女性の孫にあたる男性（日本国籍で埼玉県に在住） <ol style="list-style-type: none"> 1. 米国籍の女性（以下「A女」という。）は、もともと日本国籍であったが、家族（A女の両親・兄弟）と共に米国に移住し、米国籍になった。 2. A女は、日本語の勉強をするために日本に来日し、そこで現在の配偶者と出会い、その後2人で大連に渡り、現地で結婚した。 3. 終戦後、大連から引き揚げ、日本に一時帰国したのちに家族（A女・配偶者・大連で生まれた子（1人））で米国に渡り、生活の拠点を米国に移した。 4. A女の孫（※子はすでに死亡）である男性から「A女夫婦が日本に居住するためにはどのような手続きをすればよいか。」の相談を受け、その希望を叶えるために本件の申請を行った。 							
事例の結果と考察							
<ul style="list-style-type: none"> ・結果：「日本人の配偶者等」（3年） ・考察：本件の相談を受けた時点において、上記A女夫婦来日（在留資格は「短期滞在」）までの期間に猶予がなかったため、依頼者が収集した資料を基に補足しつつ、来日前に「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書交付申請した。その際に留意した事項は以下の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> ①滞在費の支弁方法について <ol style="list-style-type: none"> (1) 身元保証人（依頼者）及び経費支弁者の資力の明示 (2) A女が米国で年金を受給していたので、その書類及び納税申告書の写しを提出 ②日本での居所を証明する資料として <ol style="list-style-type: none"> (1) A女夫婦が入居する予定のサービス付高齢者住宅のパンフレット及び当該入居に関する仮契約書の提出 ③婚姻及び同居を証明する資料として <ol style="list-style-type: none"> (1) 現時点において入手可能な戸籍謄本を提出 (2) 同居を証明する資料として、夫婦各自に発送された住所が同じの年金受給通知書や納税証明書等の公的書類の写しを提出 <p>結婚が77年前ということに加え、A女が記憶を頼りに記入した質問書の内容も戸籍の内容と異なる場所があったことから、理由書でそれらの事柄を説明した。結果として、追加書類の提出もなく許可を受けることができた。</p> 							

単位会名	群馬県行政書士会			事例年月		2019年 1月	
国籍	フィリピン	年齢	40歳	性別	女	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （退去強制処分を受けたことがある外国人について交付された事例）							
事例の詳細							
<p>2000年 2月： 妻が来日（妻の姉の名前を使い、偽造パスポートを使い、その後、不法滞在となる）。 当時、夫は先妻・子がおおり、夫は弟の名前を使用して交際開始。</p> <p>2001年 1月： 夫は先妻と離婚（妻との交際が原因ではない）。</p> <p>2002年 2月： 夫と妻の真剣な交際開始（2007年まで継続）。</p> <p>2007年 5月： 妻が収監、強制退去（全く夫は知らないまま）。 その後、フィリピンにいる妻から電話で、上記事実が判明。</p> <p>2007年 9月： 夫がフィリピンを訪れ、婚姻手続きを取り、日本にも届出。</p> <p>2007年11月： 在留資格認定証明書交付申請をしたが、不交付。不交付の理由を確認し、その後も3回申請するも不交付。</p> <p>2018年 1月： 相談を受ける。短期滞在で来日していた妻と夫とともに不交付の理由を聞き取るため、入管へ出向く。 担当官から理由を伝えられ、対応方法、具体的な書面等を詳細に確認する。</p> <p>2018年 2月： 書面を準備するため、妻は帰国。</p> <p>2018年 8月： 書面が準備できたため、再申請する。</p> <p>2018年11月： 5回目の申請で無事に在留資格認定証明書が交付。</p> <p>2019年 1月： 「日配」ビザで妻が再来日。</p>							
事例の結果と考察							
<p>妻の偽装パスポートで入国、その後、不法滞在があり、日本人の夫も定職に就くも長続きせず、非正規の派遣社員やアルバイトが長く、収入が安定せず、税金の滞納もあり、1つずつ解決をしていきました。</p> <p>初回の相談が3時間程度、入管で不交付理由と対応方法の確認が2時間程度、その後の再申請まで7ヶ月程度掛かりましたが、無事に在留資格認定証明書の交付を受け、夫婦は泣いて喜んで、御礼を伝えられました。</p> <p>改めて、手間や時間を掛けることも必要だと感じた事例でした。</p>							

単位会名	長野県行政書士会			事例年月	2018年 1月		
国籍	フィリピン	年齢	27歳	性別	女	都道府県	長野県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留期間更新許可申請 （日本人Aと死別し、日本人Bと再婚をした事例）							
事例の詳細							
<p>（今回入国前） 「就学」（日本語学校留学生の旧在留資格）→「留学」→「人文知識・国際業務（技術・人文知識・国際業務の旧在留資格）」への在留資格変更許可申請が不許可→「特定活動」（出国準備）→「特定活動」（就職活動） →風営店でアルバイトをして嚴重注意を受ける→「特定活動」（就職活動）の在留期間更新→A男（婚姻時63歳）と結婚→「日本人の配偶者等」への在留資格変更許可申請が不許可→「特定活動」（出国準備）→帰国</p> <p>（今回入国後）</p> <p>2013年2月 A男との結婚により「日本人の配偶者等」1年で入国。その後、在留期間更新。 2015年2月 「日本人の配偶者等」3年に伸長（在留期限：2018年2月）。 2015年8月 A男が「心筋梗塞」で突然死亡。 3日後 「配偶者に関する届出」を送付。 2016年8月 「定住者」への在留資格変更許可申請。 2016年11月下旬 在留資格変更許可申請、不許可。 2017年1月5日付 出入国及び難民認定法 第22条の4第1項（7号該当）同条第2項に基づく「意見聴取通知書」が届く。 2017年1月11日 B男と共に東京入管へ行き、B男が「利害関係人参加申出書」を提出。 2017年1月18日付 B男宛に「利害関係人参加申出不許可通知書」（立会人として認めない主旨） 2017年1月19日 B男と結婚。同日、東京入管へ「婚姻届受理証明書」を送付。 2017年1月27日 東京入管にて10:00～16:30まで「意見聴取」。この間にB男には「質問書」を記載させ、その後、B男にも30分程度の事情聴取。 2017年2月3日 フィリピン大使館へ「結婚報告」。 2017年3月9日 東京入管より「在留資格を取り消さない旨の通知書」が届く。 2017年3月20日 B男の名字のパスポートが発行される。 2017年6月27日 在留カードの氏名をB男の名字に変更。 2017年12月20日 B男との結婚による「日本人の配偶者等」の在留期間更新許可申請。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 2018年1月10日 「日本人の配偶者等」1年の在留期間更新許可。</p> <p>考察 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで東京入管では出入国及び難民認定法第22条の4第1項の7に該当する取消は行っていないと高をくくっていたため、この「通知書」が届いたことには驚いた。（似たような事案には「通知書」が届いていなかったが、今回入国前の在留状況も良いとは言えず、今回入国後は3年に伸長となった半年後に「日本人の配偶者等」の在留資格該当性を失ったことが原因かも知れない。） ・ 「意見聴取」は亡前夫との結婚について詳しく聞かれたというので、前婚を疑っていた可能性大。 ・ A男死亡により5年間のみ支給される「遺族年金」があったためB男との再婚を躊躇っていたが、駆け込み婚とは言え、入管はB男との交際については疑っていない様子だったので、「在留資格を取り消さない旨の通知書」が届いたと思われる。リセットを要求するかも知れないと覚悟していたが、「日本人の配偶者等」在留期間更新の許可が出た。 ・ A男とは死別であり、B男とは「婚姻要件具備証明書」の発行も受けて正式に結婚していること、「東京フィリピン大使館」への「婚姻報告」も済ませているため、取消になっても在留資格認定証明書交付申請が可能だと考えていた。 							

単位会名	静岡県行政書士会			事例年月	2019年 8月		
国籍	フィリピン	年齢	30歳	性別	女	都道府県	静岡県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留期間更新許可申請 （身元保証人を知人に依頼し期間更新を許可された事例）							
事例の詳細							
<p>日配更新時期が迫っているが、夫と仲違いしており、身元保証書に押印してくれない。同居はしている。</p> <p>また、フィリピンパブに勤務しているが、課税証明書を取得したところ、収入がゼロ円であった。店の給料からは、源泉徴収税額が引かれていた。</p> <p>夫婦共通の知人である日本人A氏が、双方から事情を聴き修復を図るも期限に間に合いそうになく、A氏が身元保証人となって更新申請。</p> <p>理由書で同居の事実を述べた。勤務先については、今後、納税義務を果たしているA氏経営の店に移ることとした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>日配1年の更新許可がでた。</p> <p>仲違い中ではあったが、理由書とその他証拠書類により、同居の事実を証明することができた。</p> <p>引き続き、A氏が夫婦仲の修復を図るべく、双方から事情を聴いている。</p>							

単位会名	静岡県行政書士会			事例年月	2014年 2月		
国籍	中国	年齢	40歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （30歳の年齢差がある婚姻における許可事例）							
事例の詳細							
<p>1. 2014年2月28日 在留資格認定証明書交付申請書に所定の立証資料を添えて申請・夫が75歳妻は40歳で年齢差は30歳、夫は高齢の上、主な収入源は年間96万円の年金（老齢基礎年金+老齢厚生年金）と年間60万円程度のパート収入の他は、貯蓄等もない状況であった。所得証明については、直近2年間の課税証明書、年金振込通知書の写し、現状の給与明細書の写しを添付することとし、納税義務を履行していることの証明については、市県民税については非課税であったため、国保税の納税証明書を添付することとしました。その後申請時点で提出した資料等の他は追加資料の提出依頼が無かったため審査結果の通知を待つこととしました。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2014年4月24日付け不交付の通知を頂いたため、入管窓口にて行政相談を行い、不交付となった以下の理由を伺うことができました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請人が2004年3月に研修の在留資格にて来日、いじめによるストレスから2006年9月に研修先の会社を抜け出し、2008年8月25日に中部国際空港から退去強制により出国した経緯の説明がなされていない。 2. 婚姻後の交流を示す資料が少ない。 3. 収入の安定性（収入は年金の他、パート収入となっているが、現状で勤務している事業所に今後も継続して勤務することができ、一定の収入を得ることができるか。）再申請に向け、不法滞在により退去強制となった経緯については、中国にいる申請人に理由書の作成を依頼して訳文を添付し、婚姻後の交流を示す資料については、メールの他電話でのやりとりがあったため通話明細書の写し、所得の証明については、最新の直近2年間の課税証明書、直近3月分の給与明細書等を添付して2014年10月9日に2回目の申請、2014年12月16日不交付の通知を受けたため、入管の窓口申請人の夫（日本人）と行政相談に行き理由を伺ったところ、高齢の夫が、今後も現状のパート勤務ができ、収入が安定しているかどうかの問題との指摘を受けました。課税証明書、給与明細書の写しの他どんな書類を提出したら良いかと具体的に伺ったところ、雇用契約書等の写しとの返事を頂いた。2015年1月29日に入管に3回目の申請に伺ったところ、受付をしてくださいました。そして、2015年2月20日に念願の交付を頂くことが出来ました。事前の準備及びヒヤリング不足であったことを痛感しました。 							

単位会名	三重県行政書士会			事例年月	2018年 11月		
国籍	ネパール	年齢	31歳	性別	男	都道府県	三重県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格変更許可申請（「特定活動（難民申請中）」から） （本人申請で不許可となり2回目の申請（取次）で許可を受けたもの）							
事例の詳細							
<p>難民申請中のネパール人男性と日本人女性の結婚</p> <p>1. 47歳日本人女性（離婚歴あり・子供一人あり） 31歳ネパール人男性（初婚）</p> <p>職場で知り合った歳の差（16歳）の結婚でもあり本人申請で不許可であった。 不許可の原因は本人もわからないとの事でしたが聞き取りをしていたら説明不足が原因であったかのように思われた。</p> <p>結婚に至った経緯を詳しく説明し付き合っているときの写真やラインのやりとりなどを提出し詳しく説明しました。</p>							
事例の結果と考察							
<p>歳の差の結婚でもあり難民申請中でもあるためより綿密な打ち合わせと立証となる書類が必要です。</p> <p>申請人である二人と話をしているととても純粋な恋愛をしている事を感じ取られて何とかしてあげたいと思って書類を作りました。</p> <p>申請から約1ヵ月で在留資格変更許可を頂きました。</p>							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2016年 9月		
国籍	ベトナム	年齢	25歳	性別	女	都道府県	福井県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留特別許可 （「技能実習」で在留中、実習先から失踪、日本人と婚姻、自主出頭の後許可）							
事例の詳細							
<p>1. 技能実習生として2011年来日したが、実習先とのトラブルで本国への帰国を強制されそうになったことから失踪した。</p> <p>2. その後知人を頼りながら各地を転々とし、2015年福井で飲食店店員として働くようになった。そこで、日本人男性と知り合い、数か月の交際期間を経て婚姻することとなった。しかし、国際結婚に必要な婚姻要件具備証明書がベトナム領事館の実質的な発給拒否（実際は発行に法外な手数料を要求された、とのこと）で取得できず、本人が独身であることを別の手立てで証明する必要に迫られた。そこで、本国の親族に頼んで独身であることの証明ができる書類を取得することを本人に依頼した。その後、送付された書類と翻訳文および申述書（当初任意形式で作成したが事前確認で市役所から指定のものに作成するよう指示を受けた。）を婚姻届とともに市役所に提出したが、正式な証明書ではなかったため受理伺い扱いとなり、1週間待つこととなった。そして、市役所より受理の連絡が届き、ようやく婚姻届記載事項証明を取得することができた。</p> <p>3. 在留特別許可の願出（入管では「申請」ではないとしている。）においては婚姻の信憑性が第一に問われるがその証明をいかにするかが課題となるところ、この件においては当方に相談に訪れた際には既に妊娠していた。提出書類を揃え名古屋入管本局へ出頭申告する時は本人の体調を気遣いながら福井より出向くこととなった。取り調べ時には審査官も本人の状況を気遣っている様子が窺え、想定より早く終えることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>数か月後、本人に在留特別許可がなされ、晴れて合法的に本邦に在留できることとなった。数日後、審査結果が出るまでの間に誕生したお子様を連れてご夫婦が当方まで訪ねてこられ、ご家族の幸せそうな様子を見て私も一つの役目を終えた充実感に浸ることができた。</p> <p>今回の件では婚姻要件具備証明書が発行されない事態に見舞われたが、代替案を慎重に考え冷静に対処したことで乗り越えることができた。今までも何件か「在留特別許可」案件を手掛けてきたがその都度何かしら障害があり大変な思いをした経験が今回生きたのだと思う。</p>							

単位会名	滋賀県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	タイ	年齢	28歳	性別	女	都道府県	滋賀県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （日本人夫の扶養能力と交際状況を詳細に説明し、再申請で交付された事例）							
事例の詳細							
<p>(1) 在留資格認定証明書交付申請が不交付になった日本人（夫）から再申請の相談（妻は、タイ国籍者）に応じる。相談者が所持していた不交付通知書を確認したところ、「本邦で安定的・継続的に日本人の配偶者等の在留資格に該当する活動を行うものとは認められない」と記載があった。※2018年11月26日に申請を行い、2019年2月18日に不交付通知。</p> <p>(2) そのため、日本人（夫）に対して、所得の状況についてヒアリングを行ったところ、最新年度の課税（所得）証明書には19万2千円の給与収入のみが記載されていること、2019年11月1日に会社員として勤務を開始したばかりであること、申請書の経費支弁者欄には夫ではなく、夫の会社の上司の氏名・年収（600万円）を記載していたこと等が判明した。また、夫が提出した質問書及び結婚に至った経緯の写しを確認したところ、実際に夫婦間のコミュニケーションの状況が上手く伝わる書面ではなく、誤解を招く表現（通訳機で会話をします等）があることが判明した（実態が適切に書面に反映されていないことを確認した）。</p> <p>(3) 補足：日本人（夫）の年齢は32歳であり、夫婦ともに初婚である。また、交際期間は、約1年であり、日本人男性（夫）がタイに旅行中に知り合っている。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2019年4月3日に再申請を行い、2019年5月24日に在留資格認定証明書の交付を受けた。</p> <p>「日本人の配偶者等」の在留資格該当性の要件においては、当該活動の安定性及び継続性が求められるため、再申請にあたっては、その立証資料として、在職証明書、年間賃金台帳の写し（5か月分の給与額が記載されたもの）、銀行の預貯金残高の写し（約160万円）等を提出し、理由書において、毎月会社員として一定の収入（約30万円）を継続して確保していること、約160万円程度の預貯金残高があること、具体的な生活費を支弁することができる旨を説明した書面等を根拠に、婚姻生活を営むための経済的基盤が余りにも欠如しているとはいえず、活動の安定性及び継続性が認められると説明を行った。また、婚姻の信憑性に関して、夫婦の交際期間に係る交際写真、LINEの履歴等に基づいて、日本語と英語を使用して、円滑に意思疎通が図れている点を理由書で詳しく説明を行った。日本人（夫）の月収が30万円を超えていたこと、預貯金が160万円程度あることが在留資格認定証明書の交付に繋がった要因だと思われる。</p>							

単位会名	岡山県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	中国	年齢	33歳	性別	女	都道府県	岡山県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格変更許可申請（「特定活動（難民認定申請中）」から） （難民申請中に日本人と婚姻した事例）							
事例の詳細							
<p>難民申請中（在留資格：特定活動）に、日本人男性と懇意になり結婚、日本人の配偶者等への在留資格変更許可申請を行った。難民申請中の日配への変更という珍しいパターンであったため、入管の受付担当官も戸惑っていたが無事受理された。</p> <p>審査の内容は、通常の日配と同様である。申請人と配偶者は当初、「結婚しているのは事実だから大丈夫だろう」と甘く考えていたようであった。審査官から、配偶者の自宅へ電話があり、同居中の配偶者の高齢の実父（90歳代）が受け答えをしたが、実父は耳が悪く、申請人と配偶者の婚姻の事実について質問された際、面倒くさがつて「知らん、知らん」と受け答えをした。結局、このやりとりが徒となり、「当該申請が不許可となる旨の通知」を受け、当該申請の取り下げと特定活動の期間更新をした。</p> <p>その後、本人の強い希望により、再び日配への変更申請を行った。今回は、申請人も配偶者も危機感を持って対応してくれ、婚姻が実質を伴ったものであることの証明資料もしっかり用意してくれた。審査は通常よりも長期に及んだが、その間にも、任意で追加資料を提出する等の手当を行った。結果、無事に申請が許可された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>今回の申請は、典型的ではないパターンであったが、結果的には許可となった。</p> <p>申請人とその関係者には、「審査される側である」という意識を持ってもらうことが大事であると、改めて認識させられた事例であった。結婚している当人にとって、「婚姻が実質を伴ったものであること」は当たり前でも、審査官に積極的に証明する必要があるということを理解してもらう必要があり、少なくとも審査中は、そのような自覚を持って生活をしてもらうことも必要である。</p>							

単位会名	高知県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	中国	年齢	40代	性別	女	都道府県	高知県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （過去二度の本人申請で不交付になった事例）							
事例の詳細							
<p>中国人女性と結婚した日本人男性より相談。</p> <p>2017年に中国人女性と結婚し、男性が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行ったが不交付。</p> <p>その際、不交付の根拠となる事実として</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 提出資料からみて、本邦で安定的・継続的に「日本人の配偶者等」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められません。 ▶ また、提出資料（質問書等）の信ぴょう性に疑義が認められ、申請内容に信ぴょう性があるとは認められせん。 <p>三か月後、男性が再申請したが同じ理由で不交付。</p> <p>男性は今回三度目の結婚で過去二度の相手も中国人女性。過去二度の在留資格認定証明書交付申請も男性が代理人として申請し問題なく交付され今回なぜ不交付になるのかわからず困惑し当事務所に相談。</p> <p>面談し、過去二度の離婚理由や現在の婚姻に関する本人の考えや妻の来日状況（短期滞在）、参考資料を確認した。結果信ぴょう性に疑義があるとも思えず協力することとなった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>現在対応中につき結果は不明。</p> <p>依頼人が前回、前々回の申請において、審査にプラスになりそうな資料や情報を提出していないことから、今回は質問書に誤りがないか再度確認し、可能な限り、婚姻の事実等を疎明する資料を添付して申請する予定。</p>							

単位会名	愛媛県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	ウガンダ	年齢	40代	性別	男	都道府県	愛媛県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留特別許可 （長期に渡る収容と数度の仮放免申請の後に在留特別許可された事例）							
事例の詳細							
<p>1) ウガンダ人男性 A は、2005年に短期滞在の在留資格で入国した後、不法に残留。逮捕され退去強制令書が交付された。その後、A は難民認定申請を行ったが、難民不認定処分を受け、難民認定処分の取消訴訟を提起した。</p> <p>2) 裁判を進めながら、A は仮放免中の2016年に日本人 B と結婚し、同年二人の間に子 C が出生した。</p> <p>3) A の取消訴訟は棄却され、控訴、上告を行っていたが、2017年に最高裁が棄却する決定をした後、仮放免の更新が不許可となり、収容された。</p> <p>4) A 及び B は、2016年に退去強制令についての再審情願を行っていたが、最高裁で棄却されれば、A が収容されるであろうと心配であったため、2017年に2度目の再審情願書の作成を行政書士に依頼した。</p> <p>5) 行政書士は、A が遠方の収容所に送られる前に A と面会し、在留継続の意思等を確認した。行政書士は A 及び B の依頼により仮放免申請書類を3回作成した。</p> <p>6) 収容が1年を超えた頃から B は心身の不調を行政書士に訴え、C のために仕事ができないこと等を相談した。生活保護については、A の仮放免が難しくなるのではないかという心配から希望しなかった。行政書士が B の児童扶養手当申請の手続きのため、市役所に同行すると、刑務所に収監されている者の配偶者は受給資格があるが、入管の収容所は該当しないと説明を受けた。</p> <p>7) A は、約1年半の収容の後、3回目の仮放免申請の約1か月後に仮放免の許可を受けたと行政書士に連絡をしてきた。NPO の支援で仮放免の手続きをしていたところ、A は仮放免予定の当日に入管から在留特別許可により「日配」の在留資格が得られたとの説明を受けた。現在は家族そろって生活している。</p>							
事例の結果と考察							
<p>1) 行政書士に依頼があった時点では、退去強制・難民申請ともに異議申立等は終了しており、再審情願を支援してほしいとの話であった。</p> <p>2) 難民支援の NPO から現在の仮放免等の情報を得ながら手続きを支援した。</p> <p>3) 収容が長期化している事例として A の記事が地方紙に掲載された。</p> <p>4) 3回目の仮放免申請時には、理由書の中で A の収容により差し入れや電話代等で生活が困窮している B,C の状況と、児童扶養手当制度が利用できないこと、生活保護については、育児分担ができず仕事ができない B の状況等について記載した。</p> <p>5) 家族に対する支援が必要であることを痛感した。</p>							

単位会名	福岡県行政書士会			事例年月	2015年 4月		
国籍	米国	年齢	61歳	性別	女	都道府県	福岡県
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（日本人の実子）」在留資格認定証明書交付申請 「定住者（日本人実子の配偶者と子）」在留資格認定証明書交付申請 （日本人の子として出生した者とその配偶者及び子の同時申請の事例）							
事例の詳細							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請者は、日本で出生し日本人の母親の戸籍に入る。父親はアメリカ軍人だが戸籍に記載なし。生後3か月でアメリカ人夫婦の養子となり渡米。3歳でアメリカに帰化する。2013年に実の母親を探しに来日し、少ない資料を頼りに母親を探し出し一緒に生活することを希望する。 2. 日本にある出生時の申請人の名前とアメリカの資料に記載されている名前が異なっており、名前を変更した記録を探すも見つからずその他の個人情報（生年月日や養子縁組年月日等）で当人と相違ないことを疎明する。 3. 生計に関しては、日本人の母親は高齢で年金のみ。申請人及び夫のアメリカ人男性もリタイヤしており収入は無い状態だがアメリカの銀行に十分な貯蓄があったので資産状況を表す資料を添えて申請する。 							
事例の結果と考察							
<p>結果： 2015年5月に在留資格認定証明書の交付を受ける。</p> <p>申請人「日本人の配偶者等」、夫「定住者（告示5号イ）」（日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者）、2人の子供「定住者（告示3号）」（日本人の孫）</p> <p>考察： 申請人は日本語を話せず、日本人の母親も英語を少し聞き取れるようだが話すことは出来ない。申請人の夫が片言の日本語を話せる程度だったので、日本に上陸した後も日本での役所の手続き、運転免許の切替、病院の手続き等でサポートをする。</p> <p>日本人の母親と娘である申請人との繋がりを戸籍で証明することが出来ない為、相続が発生したときに手続きが煩雑若しくは出来ないことが予想されるので、公正証書遺言を作成する。</p> <p>在留資格認定証明書で「3年」の在留期間をもらっていたこともあり、2018年10月に家族全員で永住許可の申請をして許可される。</p>							

単位会名	福岡県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	米国	年齢	58歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留期間更新許可申請 （日本人と婚姻し「日本人の配偶者等」で在留中に離婚し、日本人と再婚した事例）							
事例の詳細							
<p>1) 米国人男性Aは、日本人の前妻Bとの婚姻後、「日本人の配偶者等」の在留資格で2015年3月来日しBとの生活を開始。1度の在留期間更新許可を経て、行政書士との面談時の在留期限は2019年4月。</p> <p>2) 婚姻生活2年日以降徐々に夫婦関係が悪化していき、2018年4月、AはBとの離婚を決心、その後離婚協議を行いつつ、単身者向け1Kマンションに転居、同年7月より別居生活開始。</p> <p>3) Aは引っ越し作業中、転居先マンション内で下階に居住していた現在の妻Cと偶然出会い、その後交流を続け意気投合し、2018年9月、Cとの交際を開始。</p> <p>4) 2018年10月、Bとの離婚手続き完了。同年11月Cへのプロポーズを経て、2019年3月に婚姻届出受理。</p> <p>5) AとCは交際開始時、同マンション内の1Kの居室にそれぞれ居住していたが、交際を開始した2018年9月以降、Aの居室で同居を開始するものの、スペースの関係上Cの居室を収納用として残す生活形態のまま、2019年3月に在留期間更新許可申請を行った。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 許可</p> <p>考察 :</p> <p>夫婦の同居生活の事実関係について、夫婦が同マンション内の単身用居室をそれぞれ賃借している状況で、その同居事実が認められた背景には、二人が出会った時及び交際時の事情、Aの居室で同居生活の事実を写真等で証明した事並びに以後世帯向け居室への転居を予定している事実、以上が考慮された結果と思われます。</p>							

単位会名	熊本県行政書士会			事例年月	2014年 6月		
国籍	中国	年齢	38歳	性別	女	都道府県	
事例の要旨							
「日本人の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 （過去に退去強制を受けたことのある妻を招聘する事例）							
事例の詳細							
<p>2009年に退去強制で帰国した後、結婚した妻を日本に呼び共に生活したいとの相談。</p> <p>退去強制帰国後5年は経過しているので、結婚に至るまでの経緯、身元保証人の経歴、収入、住まい等を証明していく為資料を準備した。</p> <p>特に、出会いは妻が日本に適法に在留している時から始まっており、帰国する際も夫が金銭面でも全て対応したことを詳細に記載し、「入国する」為の申請ではなく「夫婦で共に暮らす」為の申請であることを説明した。</p> <p>結果は、認定証明書が交付され今も熊本で家族仲良く暮らしている。</p>							
事例の結果と考察							
<p>退去強制手続後の入国の為、夫婦の関係性、身元保証人の証明を入国管理局（当時）と打合せをしながら詳細に書面化したことが良いと考える。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2017年 11月		
国籍	フィリピン	年齢	33歳	性別	女	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「永住者の配偶者等（婚姻）」在留特別許可 （日本人の配偶者等で在留する者が不法残留後、 永住者の配偶者等の在留特別許可が認められた事例）							
事例の詳細							
2015年3月6日	日配で来日。福島県某市に夫と居住。						
2015年4月	夫が、本人の従妹がいる某市に住所登録をしようとと言い、夫と一緒に某市管轄市役所を訪ね、従妹の住所に住所登録をする。						
2015年6月	夫の暴力と性行為におけるいじめに耐えられず家出。従妹を頼って某市に移動。 従妹とは同居できず困っていたら、たまたま通りがかった人に助けられ、その人の家に住まわせてもらうようになる。						
2016年初め	在留期間更新許可申請のために夫の戸籍謄本を取ったところ、2015年4月14日付で離婚の記載が戸籍謄本にあることを発見。 ※本人は離婚届には署名をしていない。 →帰国せず、フィリピン人宅に住み込み、ベビーシッターをして暮らす						
2017年9月14日	日系ブラジル人男性（永住者）と再婚						
2017年10月5日	入管出頭						
2017年11月20日	在特許可						
事例の結果と考察							
<p>本人はフィリピンの裁判所から離婚認証判決を得ていないので、フィリピン法に基づく婚姻が不可能だった。したがって、フィリピン大使館に婚姻の届出ができず、フィリピン大使館発行の婚姻証明書を入管に提出できなかった。夫も、妻の姓が前夫の姓のままであることから、ブラジル大使館の婚姻届に妻の氏名を記入することを嫌い、ブラジル大使館に婚姻の届出をしなかった。入国管理官署には、フィリピン、ブラジル双方の国の婚姻証明書を提出しなかった。しかし、日本の市役所での婚姻成立の証明だけで在特が許可された。</p>							

単位会名	山梨県行政書士会			事例年月	2018年 12月		
国籍	中国	年齢	38歳	性別	男	都道府県	山梨県
事例の要旨							
「永住者の配偶者等（婚姻）」在留資格認定証明書交付申請 (過去の申請書記載内容との相違で不交付になるも訂正して交付された事例)							
事例の詳細							
<p>中国人永住者と技能実習生修了者との婚姻による在留資格「永住者の配偶者等」 2018年6月、中国人配偶者が在留資格認定証明書交付申請をしたところ、同年9月に不交付決定。</p> <p>同年10月に当事務所に相談の電話がありました。とりあえず、入管に行って不交付理由を聞いてくるように指示しました。その不交付理由には何点かありましたが、最大の問題は、申請者が技能実習生として認定・変更・更新許可申請併せて3回の申請書に「配偶者あり」と記入されていたことです。当然申請人と配偶者は知りませんでした。そこで、申請人が今回の結婚当時独身であったこと、及びそれまでも結婚歴がなかったことの双方を立証する必要があると考えました。</p> <p>必要な立証資料として以下の書類を揃えました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請人の謝罪と知らなかったことの経緯の説明（日本語訳添付。以下同じ） 2. 単身証明書（地区の公安・居民委員会発行） 3. 婚姻登記未登録（公正証書） 4. 技能実習先の会社の雇用予定証明書 5. 配偶者の上申書 6. 私の補足説明書 7. 願出書（前回申請時に提出した質問書・写真の転用願） 8. 通常必要書類 							
事例の結果と考察							
<p>2018年11月16日申請。2019年1月10日在留資格認定証明書交付決定。</p> <p>技能実習生の場合、入管への申請には本国の送り出し機関、日本での監理団体が関与するため、本人たちの知らない誤った記載が多々あるようである。今回の事例もよくあることだとも聞いている。</p> <p>今後、特定技能への変更や元技能実習生を招聘する場合に、こうした過去の杜撰な申請書がネックにならないのか、心配である。また、監理団体が特定技能への移行申請に関して、受入企業に誤った情報を提供している団体もあった。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2019年 6月		
国籍	中国	年齢	50歳	性別	男	都道府県	富山県
事例の要旨							
「永住者の配偶者等（婚姻）」在留資格変更許可申請 （難民申請中「特定活動6月」から許可された事例）							
事例の詳細							
<p>依頼人Aは日本人男性の妻として日本で生活後永住者となり、その後7年前に離婚して以来ずっと独身である中国人女性。申請人である中国人男性Bと出会い結婚した。</p> <p>Bは観光の短期滞在で来日し、2017年11月に難民認定申請をし、現在は「特定活動」（6月）の在留資格で在留中。「特定活動」を得て半年後から岐阜県の中華レストランで働き始め、昨年度の年収が114万円あり、Aの年収は47万円だった。Bは岐阜県の会社を退職し富山県で住み始め、収入が安定する保証がなかったので、Aの預金残高証明書を準備していただき、それを添えて「永住者の配偶者等」への変更許可申請をしたものの、結果は不許可だった。</p> <p>A、Bとともに入管で不許可理由を教えていただいた。Aの預金は、Bが来日する前に働いてためたお金でAの兄に預かってもらっていたものを、AがBから受領したものであることの説明や、中国から日本へと振り込んだ時の証明書をすでに提出していたのだが、Aが働いていたことの証明がされておらず、3回に分けて振り込んだうち2回分の証明書しか提出されていないことが不許可の理由だった。</p> <p>Bの在留期限は2019年6月だったが、不許可の知らせが来たのは2019年8月だった。A、Bとともに入管へ行くと、出国準備のための「特定活動」へと在留資格の変更を勧められ、それに同意し、Bが日本にいられるのはあと30日間となった。</p> <p>ただ、この期間においても再度「永住者の配偶者等」への変更申請は受理してもらえない（ただ、30日間の在留期間の申請人には2カ月間の特例期間は与えられないので、入管が審査に要する期間をとってあげて、早急にしないと申請が受理してもらえない）ので、Bが働いていたことの証明として中国から営業許可証を取り寄せ、残りの1回の振込書類を見つけ出し、1週間以内である9月初旬に申請し、無事に許可を得ることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>特定活動から永住者の配偶者等への資格変更申請が不許可でも、いったん中国に帰り認定申請をするという道は残されている。しかし、夫婦は途切れることなく一緒に生活することを希望しているので、執念深く申請し許可されれば、帰国せずずっと一緒にいれる。</p>							

単位会名	北海道行政書士会			事例年月	2018年 3月		
国籍	アメリカ	年齢	61歳	性別	男	都道府県	北海道
事例の要旨							
「定住者（告示3号）」在留資格認定証明書交付申請 (在留資格「定住者（告示3号）」に係る在留資格認定証明書交付申請に必要な日系人の立証について)							
事例の詳細							
<p>米国ハワイ州出身の日系3世Aからの定住者の申請依頼。</p> <p>Aの祖父母CDは日本国籍であったが、既に2人とも他界している。祖父母の資料はほとんど残っていないが、Aの父B（既に他界：米国籍）の米国の出生証明書の記載からCDの氏名、生年月日、日本国籍であることが確認できた。また、Aの米国の出生証明書の記載からBの氏名、生年月日等が確認できた。</p> <p>昔CDが日本に住んでいた場所が「沖縄県〇〇村」ということはわかったが、CDの本籍がわかる資料がなく、本籍がその村であるかもわからなかった。戸籍／除籍謄本を調べる手段がなく、直接上記役場に問い合わせしてみたが、外国の出生証明書があったとしても本籍がわからない限り戸籍謄本等を取得できる方法がないという説明であった。</p> <p>入管に以上の事情を説明し、定住者の認定申請をしたところ、担当者の方が事情を汲み取って親身に調べてくださった。他の管轄でも同ケースがないか確認したもののなかなかないケースとのことで結論が出ず、直接役場にも問い合わせてくださった。役場ではCDが年代的に太平洋戦争前の戸籍となるが、戦争で大半焼失している可能性もあり、もし残っていたとしても本籍がわからない限り氏名だけでは戸籍の有無を教えることができないとの説明であった。結果的に戸籍謄本その他国籍を明確に証明できる日本の資料がないと現時点では日系3世の在留資格認定は難しいとの返答を受けた。</p> <p>数日後Aより親戚から裏面にメモがついた祖母Dの写真をもたらすと連絡が入った。Aは日本語が読めずメモの内容がわからないため写真を送ってもらった。写真の裏面には当時の写真を撮ったときの思い出のような内容と沖縄県〇〇村の特定の地番が書かれていた。本籍かどうかはわからなかったが戸籍／除籍謄本の請求をしたところ、CDの本籍と合致しており、（諸事情あり除籍ではなく）戸籍謄本を取得することができた。結果、定住者の在留資格認定証明書も交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>今回は運もよく本籍の手がかりが見つかったため交付されたが、日系3世も高齢の方が増えてきているため、その祖父母の戸籍謄本を調べるのが容易でない状況が今後増えてくるのが懸念される。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2017年 2月		
国籍	ベトナム	年齢	10歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「定住者（告示6号）」在留期間更新許可申請 (定住者に認知された子が「定住者」として在留期間更新が許可された事例)							
事例の詳細							
親の事情に振り回される子ども							
1. A君（ベトナム国籍・定住者）は、2006年にB女（ベトナム国籍・定住者告示6号ニ）とC男（ベトナム国籍・定住者）との間に誕生した。なお、当時Bは既婚者であり、A君を夫D（ベトナム国籍・定住者）と自らの間の子として出生届出した。							
2. 2012年 BとDが離婚 A君はBが監護養育							
3. 2016年9月 B及びBの母（ベトナム国籍・定住者）は、Bの母の偽装結婚で入国在留していたことが判明し、B及びBの母の在留期間更新が不許可となる。出国準備のための特定活動30日に。							
4. A君の今後について話し合ったところ、日本の小学校に通学し、日本語の理解度が高く、ベトナム語の読み書きができない点、本人の希望などを考慮し、身分関係を整理してCが監護養育することに。							
5. 2016年10月 AとDの親子関係不存在確認調停申立							
6. 2016年12月 家裁の判断で、当事者の準拠法であるベトナム婚姻家族法によりDの嫡出否認調停に切り替わり、嫡出否認調停が成立。							
7. 2017年2月 A君の出生届の追完届出 A君の在留期間更新許可申請							
8. 2017年3月 CがA君を任意認知届出							
9. 同月 A君の在留期間更新許可「定住者」1年							
事例の結果と考察							
<p>上記3の入管の説明の際に当職も同席していたが、入国審査官の説明を聞いたBの母親が激しく取り乱し、「自殺してやる！」と叫び、自らのベルトで首を絞め始め、テーブルにあったボールペンで喉を刺そうとした。入国審査官とBと当職の3人掛かりで止めたが、その間、通訳者は母親の発言を冷静に通訳し続けた。シュールな光景であった。</p> <p>その後のA君は、少し不安定になったものの、無事に小学校を卒業した。卒業式には、母親であるBも短期滞在で来日して出席することができた。</p> <p>A君が、もうこれ以上、大人の事情に振り回されることがないように願うばかりである。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2018年 4月		
国籍	ベトナム	年齢	24歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留期間更新許可申請（「定住者（告示6号）」から） （出生証明書に疑義がある理由で） 「定住者」の在留期間更新が不許可となった事例）							
事例の詳細							
<p>本人の知らぬ出生証明書の偽造？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A男とB女は共にベトナム国籍の年子の兄妹である。ABの実父は死亡。その後、兄妹の母が本邦に在留するベトナム人永住者の男性Cと再婚。 2. 2013年6月 母及びABの在留資格認定証明書交付後、査証発給される。 3. 同月 ABの母が体調不良を訴え、自らは数日休んで後から日本に行くと言い、先にABを先に入国させた。ABは、義理の父Cと同居開始。 4. 2013年7月 ABの母がベトナムで死亡（病死）。葬儀・役所関係の手続のためC単身でベトナムに。 5. その後、AB共に就職。在留期間更新では、毎回在留期間が1年しか認められなかった。 6. 2017年2月 AB共にCから独立。 7. 2018年4月 在留期間更新許可申請 8. 2018年8月 入管呼び出し。在留期間更新不許可。特定活動（出国準備）。入管がベトナム政府に照会したところ、ABの出生証明書は真正ではないとのことだった。なお、何をもって真正ではないのかは不明とのこと。在日本ベトナム大使館から何等かの証明書類をもらったら、結果は覆るか聞くも、無理とのこと。 9. 2018年9月 AB帰国 							
事例の結果と考察							
<p>上記8の入管の説明の際に当職も同席していたが、ABが出国準備への変更許可申請書にサインするまで、約5時間かかった。AB共に、自分の出生証明書が真正ではないというアイデンティティーに関わる事実と、親戚等の身寄りがない本国に戻らなければならないことを、なかなか受け入れられなかったためである。</p> <p>ABの出生登録地の人民委員会に聞いても、当時の登録官は死亡しており、20年以上前のことで分からないとのこと。ABに経済的な余裕や協力者がいれば、訴訟等検討するところであったが、悔いの残る結果となった。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月		2019年 9月	
国籍	フィリピン	年齢	35歳	性別	女	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留期間更新許可申請 (生活保護受給中の定住者の在留期間更新が許可された事例)							
事例の詳細							
2009年2月5日	フィリピンにて結婚						
2009年11月25日	来日。日配1年						
2018年4月23日	離婚						
2018年8月16日	定住者への在留資格変更許可						
2018年9月	妊娠、出産準備のために退職→生活保護受給開始						
2019年1月8日	長女出産（父は前夫ではなく、フィリピン人男性）→出生届不受理（前夫の子としての嫡出推定のため）						
2019年3月	前夫に対し、親子関係不存在調停申し立て						
2019年8月2日	定住者の在留期間更新許可申請						
2019年9月6日	在留期間更新許可						
事例の結果と考察							
離婚後の定住者への在留資格変更の許可要件の一つは、独立生計であるが、生活保護受給中でも、1年間の在留期間更新が許可された。							

単位会名	群馬県行政書士会			事例年月		2018年 8月	
国籍	ベトナム	年齢	40歳	性別	女	都道府県	群馬県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「永住者の配偶者等」から） 「定住者（告示6号ロ）」在留期間更新許可申請（「定住者（告示6号ニ）」から） （離婚後に妻子とも許可された事例）							
事例の詳細							
2014年	3月	日本に滞在している永住者であるベトナム人の男性と婚姻し、妻（永配）と妻の連れ子（定住者）が来日。 （日本に住む妻の妹の紹介で出会い、交際、結婚に至る）					
2015年	3月	妻、子の更新許可。その後も更新許可。					
2016年	7月	夫妻が子のことで喧嘩が多くなる。					
2017年	1月	夫が帰宅しない回数が増える。					
2017年	5月	交際しているベトナム人女性がいることが発覚。					
2017年	7月	夫が交際しているベトナム人女性と暮らし始め、帰宅しなくなる。					
2017年	10月	在留資格変更許可申請するも不許可となる。					
2018年	4月	妻の定職が決まる。					
2019年	1月	妻と子の在留期間更新許可申請をするも、在留期間「6月」しか認められない。					
2019年	3月	子が小学校を卒業。と同時に夫から離婚調停を申し立てられる。					
2019年	4月	離婚調停が成立。					
2019年	5月	離婚調停調書の謄本の交付を受け、居住地の市役所に提出し、離婚の申出、届出が受理される。					
2019年	7月	妻（母）は在留資格変更許可申請、子は在留期間更新許可申請をする。					
2019年	8月	妻（母）の在留資格変更許可が認められ、「定住者」を取得。子の在留期限は「1年」と長期間となる。					
事例の結果と考察							
婚姻期間と同居期間が短かったこと、また、夫婦間に子がいなかったことから、在留資格変更許可が下りるかどうか不確定であったが、各入管の相談窓口や直接審査官に相談しました。その返答の内容は異なっており、自己の判断だけでなく、相談の重要性を感じられました。							

単位会名	山梨県行政書士会			事例年月	2019年 9月		
国籍	タイ	年齢	48歳	性別	女	都道府県	山梨県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「日本人の配偶者等」から） （配偶者死亡後の定住者への変更が不許可になった事例）							
事例の詳細							
<p>定住者への変更許可申請が不許可になった方からの再申請依頼。申請人は2013年に短期滞在で入国し、そのまま不法残留。2016年に日本人と結婚し、2018年に在留特別許可をもらって日本人の配偶者等の在留資格を取得。2019年4月に日本人の配偶者が死亡し定住者への変更許可申請をしたが不許可。</p> <p>ヒアリング時には、入管の審査官から行政書士に依頼すれば許可になるかもしれないと聞いたそうで弊所に依頼。前回、申請人が作成した書類を見ると、今後の収入面の部分がうまく立証されていなかったため、それを立証する書類と、死亡した日本人配偶者の家族とは本当の家族のように受け入れられていたことから、嘆願書や日本への定着性を疎明したが不許可であった。</p>							
事例の結果と考察							
<p>事例の結果：申請人は2016年に結婚の手続きを終えているが、2018年に在留特別許可をもらうまで在留資格はなかった。今回の案件では在留特別許可をもらってからの婚姻期間を審査された。</p> <p>また、不許可理由を申請人と聞きに行った際に、審査官から日本人配偶者が亡くなった時にタイにいたこと、タイに家を持っていることを聞かされた。申請人本人が前回申請した際にそのことを審査官に伝えていたのだが、ヒアリング時に申請人からそのことを聞いていなかったのが驚いた。</p> <p>今回の不許可理由は、どんなに日本人配偶者の家族と仲良くてもそれをもって日本に定着性があるとは判断されない。タイに生活基盤があるため日本に在留する必要性がないと判断された。</p> <p>2013年に申請人が短期滞在で入国した際に、日本の空港で口頭審理を受けていたことを審査官から聞かされた。口頭審理を受けての不法残留だったので今回の審査では在留特別許可はもらっているとはいえ、マイナス要素だったと思う。今回の再申請の際にマイナス要素は隠さずに全て出したつもりだったが、マイナス要素はさらにあったようだった。また、タイに家を持っていることには驚いた。ヒアリング時に申請人のことを詳しく聞くべきであった。</p>							

単位会名	愛知県行政書士会			事例年月	2018年 8月		
国籍	中国	年齢	52歳	性別	女	都道府県	愛知県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「家族滞在」から） （離婚後の定住者への変更が不許可になった事例）							
事例の詳細							
<p>家族滞在（17年間日本に滞在）から定住者への在留資格変更許可申請 申請者は、2001年11月に調理師（技能）の配偶者として来日。 2004年に娘も来日。娘は日本の学校で教育を受け、大学卒業後就職。2014年に技術・人文知識・国際業務の男性と結婚し、一女を儲け、2016年に永住者の在留資格を取得。</p> <p>元夫は娘が高校に進学した頃から、学費が高いとの理由で妻、娘に暴力を揮い始める。2015年に入ると元夫の暴力が激しくなり、包丁等を持ち出すこともあり、命の危機を感じたため、警察に通報し、娘のところに一時的に避難した。</p> <p>2016年12月、元夫の暴力に耐えられず娘家族の家に転居する。</p> <p>2017年8月、元夫と離婚。その後元夫と連絡が取れない。日本に滞在しているか帰国したかも不明。</p> <p>申請者は来日後、専業主婦として家事等を行い、約15年間元夫に仕えた。その間、永住許可申請について夫に打診したが、取り合ってもらえなかった。</p> <p>17年間日本で暮らし、中国の両親はすでに死亡し帰る家もなく働く場所もない。申請当時は娘夫婦と暮らし、生活費等は娘夫婦が捻出し、孫の世話をしていた。娘夫婦は安定した収入があり、今後も申請者と共に暮らし子どもの面倒を任せたいと希望していた。</p> <p>滞在期間が17年にもおよび、日本以外に生活基盤もないため、定住者への在留資格変更許可申請を行うことにした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2018年10月23日 不許可</p> <p>不許可理由：担当者の話では、許可にしたい気持ちがあったが、名古屋入管では決めかねるため、本庁に問い合わせた。しかし、前例がないため（以前大使館で勤務、14年滞在の人が定住者への変更を申請したが不許可としたため）不許可とした。</p>							

単位会名	愛知県行政書士会			事例年月	2019年 4月		
国籍	中国	年齢	40歳	性別	女	都道府県	岐阜県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「日本人の配偶者等」から） （配偶者死亡後の定住者への変更が許可された事例）							
事例の詳細							
<p>申請人は40歳の中国人女性。</p> <p>3年前に日本人男性（60歳）と結婚し「日本人の配偶者等」資格を取得し、1年目は定年退職直後の夫と幸せに暮らしていた。しかし、2年目になると、夫の肝臓癌が見つかり、結局、1年余りの闘病の末、夫は半年前に亡くなった。</p> <p>申請人は在留期限前に相談のため当事務所に来所。申請人は「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更を希望していた。しかし、①いわゆる死別定住で子供がいない場合、「おおむね3年以上の婚姻関係・家庭生活の継続」が必要とされるところ、申請人の婚姻関係は2年半で途絶えてしまっていること、②現在の在留期間は3年ではなく1年であることから、「定住者」への変更許可は容易ではない旨を伝える。その上で、申請人の強い希望もあり、在留資格変更許可申請を行う。</p> <p>今回の申請に当たっては以下の点を主張し、「定住者」変更の必要性・許容性を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①亡夫の癌告知を機に、申請人はアルバイトを全て辞めて亡夫の看病に専念した。 ②結婚当初から同居していた亡夫の父（義父）の面倒もみていた。夫亡き後も義父の面倒をみるつもりでいる。 ③亡夫の兄弟や近所との付き合いも良好であった（兄弟の嘆願書を提出する） ④亡夫が生前に書いた自筆証書遺言が見つかり、そこには「自分の自宅及び預貯金を妻に相続させる。これからも周りの人みんなで見守って欲しい」との記述があった（遺言の写しも提出する）。 							
事例の結果と考察							
<p>申請から2週間で無事「定住者」への変更許可を頂いた。</p> <p>入管の審査要領では「3年以上」ではなく「おおむね3年」となっていることから生前の結婚生活や親族とのつながり等を説明できれば許可の可能性はあると思っていたので、変更許可を頂いて安堵した。</p>							

単位会名	福井県行政書士会			事例年月	2017年 2月		
国籍	ブラジル	年齢	43歳	性別	男	都道府県	福井県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更 （「定住者（日系3世の配偶者）」から定住者（告示外）へ在留資格変更した事例）							
事例の詳細							
<p>A（ブラジル国籍 40代男）は、12年間に亘って日系ブラジル人3世の配偶者として在留してきたが、未だに1年の在留期間。</p> <p>理由は明白で、妻は東京、Aは北陸の地方都市と別居生活。</p> <p>Aには日本に長男と孫も居る。</p> <p>当職が東京在住の妻と数回連絡を取り合い、離婚手続きも済ませたうえで、「定住者」に在留資格変更申請した。</p> <p>なお、本件では、当職の「理由書」に加えて、本人直筆（ひらがな書き）も添えた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2年前に似たようなケースで不許可の憂き目を見たが、今回は「定住者」の許可が出た。</p> <p>当職の実感として、日配や定住者の配偶者から定住者への変更に関しては女性の方が許可が出易いように感じている。</p>							

単位会名	富山県行政書士会			事例年月	2018年 10月		
国籍	中国	年齢	13歳	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「定住者」在留資格認定証明書交付申請 (提出立証資料の信ぴょう性に疑義…3回目の申請で交付された事例)							
事例の詳細							
<p>申請人A(中国人、13歳)の母親Bは、Aの父親と離婚後来日し、申請人Aの姉(定住者)と3人で住んでいる。母国に一人残してきた息子のことが心配で、早く「定住者」の認定を得ようと、2018年6月28日に自分たちで申請したが、結果は不交付であった。</p> <p>Aの姉の認定申請のときにも依頼した当方を頼り、認定の再申請を依頼された。Bによれば、不交付の理由は、中国において発行された複数の民事調解書、出生医学証明書の、前夫との離婚年月日や年齢や身分証番号が異なっており信ぴょう性がないとのことだ。</p> <p>それで、民事調解書を発行した中国の裁判所や、出生医学証明書を発行した病院あてに、間違った番号、年月日、年齢を修正し正しい書類を発行してほしい旨を記した「要望書」を作成し、その翻訳をBが中国へ持参し幸いすべての正しい書類を入手することができた。</p> <p>2018年10月2日にそれら正しい書類を添えて「定住者」の認定申請をしたところ、またも不交付であった。</p> <p>その理由を尋ねると、本来1通であるべき出生医学証明書が3回異なるものが提出され、本来各1通であるべき2種類の民事調解書が各2通提出されており、どちらが正しいものであるか不明である、との説明を受けた。</p> <p>それで、2019年1月15日に、中国の裁判所や、出生医学証明書を発行した病院あてに作成した「要望書」を添付資料の中を含め、間違い文書をこのような活動によって正しい文書を得ることができたことの経緯説明をし、やっとのことで交付を得ることができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>最初に提出した書類が間違いであると指摘されたので、不備を修正し間違いのない文書を得て次の申請でその文書を提出しても、その訂正活動を説明したり、こちらが正しい文書ですと明示しないと、どちらが正しいか分からないと言われてしまう。そのような感性は、予断を許さず厳正な審査をするうえでは必要なものなのかもしれない。</p>							

単位会名	福岡県行政書士会			事例年月		2013年 12月	
国籍	フィリピン	年齢	25歳	性別	男	都道府県	福岡県
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「短期滞在」から） （内縁関係の日本人との間に日本人の子をもうけた事例）							
事例の詳細							
<p>1 案件の概要</p> <p>短期滞在者として来日中の相談者（フィリピン国籍）は、比国生まれ、サイパン育ち、サイパンにて就業していた。サイパンで出会った日本人婚約者との婚姻を希望しているが、母親の未婚の子であること、母親がサイパンで実父でない男性と結婚し、相談者がその男性と養子縁組したことが原因で、出生証明書に記載の氏名と旅券（在サイパン比国領事館発行）に記載の氏名に齟齬があり、在日本比国総領事館から、出生証明書に氏名が変わったことの追記がない限り婚姻要件具備証明書が発行されない（※在日本比国総領事館は、そもそも追記なしにその旅券が発行されていること自体がおかしいという見解）と言われ、日本国内における婚姻手続が進まなかった。また、同じ理由で、日本の役所での胎児認知届についても不受理となった（※婚姻要件具備証明書が発行されない理由を役所側が知っており、旅券以外の書類を求められ、その確認がなされたため）。</p> <p>養子縁組証明書にて、その氏名が変わった原因及び氏名が変わった事実の立証を試みた（※在比国日本大使館は、それで短期滞在のビザを発給している）が、役所側は「出生証明書は比国の発行、養子縁組証明書は北マリアナ諸島の裁判所発行で比国本国のものではないため、齟齬の解消にはならない（福岡法務局見解）」ということだった。そのため、本来なら『日本人の配偶者等』の在留資格への変更手続を行いたいところだが、法的婚姻関係が成立していないということで、該当する在留資格がないという案件であった。</p> <p>2 在留資格の申請に当たって</p> <p>該当する在留資格がないが、日本に滞在すべき理由が十分に備わっている場合には『定住者』の許可がおりる可能性があることを考えた。『定住者』の許可を得るためには、「本邦への定着性」が求められる。本案件ではその「定着性」とその定着性の「正当性」が立証すべきテーマであると考えた。</p> <p>「定着性」として、日本人の婚約者と実質においてはすでに婚姻状態であること、そして婚約者との間に子を授かっており、日本国籍の「子」と親子関係であるということと考えたが、どちらも日本の役所では法的にそれを成立させる手続を行うことができなかった。</p> <p>婚姻については比国で先に手続を行い、本邦で報告的届出をするという手段も考えられるが、出生直後の子を置いての比国渡航は費用的にも精神的にも負担が大きいことは明らかであった。そこで、せめて法的に親子関係があることを立証できないかと考え、『法の適用に関する通則法』を調べた結果、フィリピン家族法が適用されることが分り、自筆認知書に公証を受けることで、親子関係の立証資料とした。</p> <p>定着性の「正当性」として、・日本でも比国でも法的に婚姻する要件が備わっているにも関わらず、前述の事情のみで婚姻要件具備証明書の発行が受けられないということだけが法的婚姻を結ぶ障害となっていること。・出生証明書への追記手続を進めるなどの障害を取り除く努力をしていること。・日本人である実子を認知する意思表示をしていること。・そして何より質問書やスナップ写真からは、婚姻に等しい「実態」があることが確認できることが挙げられる。</p>							

在留資格変更手続きとしては、「定住者」への資格変更申請であったが、「日本人の配偶者等」と実質同じ申請であることを考え、「日本人の配偶者等」への変更手続きに必要な書類を一式提出することにした。それに加え、実子と法的親子関係があることの立証資料を提出した。

また、本案件で希望する「定住者」の在留資格は、あくまで比国出生証明書への氏名変更追記に時間を要し、婚姻手続きが進まないことへの特例処置を希望しているだけで、追記手続きが完了し婚姻要件具備証明書の発行を受けた後、直ちに婚姻手続きを行い、「日本人の配偶者等」への在留資格変更手続きをすることの約束を嘆願書にも明記した。

3 提出書類

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ①申請書 | ⑬身元保証人の残高証明書 |
| ②写真 | ⑭身元保証人の納税証明書 |
| ③パスポートのコピー | ⑮申請人の出生証明書 |
| ④独身証明書 | ⑯申請人の養子縁組証明書 |
| ⑤質問書+スナップ写真 | ⑰進捗状況説明書 |
| ⑥婚約者のサイパンの研修修了書 | ⑱行政手続き受領書 |
| ⑦申請人のサイパンの在職証明書 | ⑲婚約者の戸籍 |
| ⑧婚約者のサイパンに行った際のビザのコピー | ⑳認知届不受理証明書(実際に届出した際の、添付書類等記載のもの) |
| ⑨申請人の日本での免許証のコピー | ㉑法の適用に関する通則法 29 条コピー |
| ⑩婚約者の住民票 | ㉒フィリピン家族法 172 条、175 条が記載の書籍のコピー |
| ⑪身元保証書 | ㉓公証済み認知届私文 |
| ⑫身元保証人の在職証明書 | ㉔嘆願書 |

4 立証すべきと考えたこと

- ・申請人と婚約者が法的に婚姻できる要件を備えていること
- ③記載の生年月日と④で立証
- ・申請人と身元保証人でもある婚約者が、実質婚姻関係にあるということ
- ⑤⑥⑦⑧⑨で立証
- ※⑥⑦⑧は⑤の記載内容を立証する資料。⑨は日本で申請人が婚約者と同居していることの立証資料
- ・日本人の配偶者と同質と考えた場合の、日本での生計の支弁について
- ⑩⑪⑫⑬⑭で立証
- ・日本における婚姻手続、認知手続きが進まない理由と、その障碍となっていることを取り除く努力をしていること
- ⑮⑯⑰⑱で立証
- ・日本人の実子が誕生したと法的に親子関係であること ⑲⑳㉑㉒㉓で立証

事例の結果と考察

結果 : 許可

考察 : 本案件で非常に気になった点の一つある。それは、胎児認知届の不受理である。届出をした役所以外の役所に問い合わせたところ、「外国人による認知においては、基本的には出生証明書の提出も求めるが、取得に時間と費用を要することも考慮して、一般的には旅券だけで身分確認を行い受理している」という回答を得た。

本案件においては、役所が、婚姻要件具備証明書が発行されない理由を知っていたため、旅券と出生証明書の齟齬を確認の上、認知届を不受理とした。では、順番が逆だった場合、旅券だけでも認知届が受理されていた可能性が非常に高い。そして、それ(認知届不受理)によって戸籍の「父」の欄は空欄になっている。このことは、父である外国人ではなく、「日本人」である子供の権利を侵害する結果となっている。

本案件においては、「定住者」の在留資格の許可がおりたことで満足することなく、そのことを改善していく動きをすることを、今後の課題としなければいけないだろう。

単位会名	滋賀県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	トルコ	年齢	36歳	性別	男	都道府県	埼玉県
事例の要旨							
「定住者」 在留資格変更許可申請（「日本人の配偶者等（婚姻）」から） （外国人夫が日本人妻と離婚後、子を養育するために日本での在留を希望した例）							
事例の詳細							
<p>依頼人は、短期滞在で上陸後、不法残留となったが仮放免許可を得て在留していたところ、2012年、日本人女性との婚姻に至った。翌年、長女が生まれ、婚姻から3年後に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得した。婚姻当初から日本人の妻には感情の起伏の激しいところがあった。夜中に突然泣き出したり、些細なことで喧嘩になったりしたが、依頼人は妻の性格だと思って婚姻を継続していた。2018年頃から夫に暴力を振るうようになった。自殺を仄めかすようにもなり、病院で診察を受けたところ、鬱病と診断された。娘への影響を考え、妻の父親とも相談した結果、離婚に至った。依頼人が娘の親権者となり、今後、養育していくこととなった。</p> <p>「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更許可申請を2018年12月に行った。離婚並びに子の親権者を証する戸籍謄本の他、妻の診断書を添付。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2019年2月に許可。夫が子を引き取り離婚定住の申請を行ったケースであったが、親権を取得し、戸籍にその旨の記載がなされていたことと、妻の病気にかかる医師の診断書が取得できたので、追加書類の指示もなく許可に至った。</p>							

単位会名	佐賀県行政書士会			事例年月	2018年 2月		
国籍	スリランカ	年齢	30代	性別	男	都道府県	
事例の要旨							
「定住者（告示外）」在留資格変更許可申請（「日本人の配偶者等」から） （申請に至らなかった事例）							
事例の詳細							
<p>1 留学生であった申請人は、留学生時代に日本人の女性と結婚し、その後は日本人の配偶者等の在留資格で工場で働いてきた。日本人の妻との間に女兒1人をもうけた。しかし、その後離婚し、日本人の配偶者ではなくなったため新たな在留資格への変更が必要となった。結婚期間は2年間であった。</p> <p>2 申請人が働く事業所では、申請人のまじめな勤務態度に満足しており、今後とも継続して勤務してほしいとの希望であり、申請人の許可申請に全面的に協力することであった。</p> <p>3 当事務所は申請人から、①日本人の配偶者に代わる新たな在留資格への変更、及び②娘には養育費は支払っているものの面会交流ができないことへの対処についての相談の依頼を受けた。</p> <p>①については、入管に確認したところ、日本人との結婚生活が3年以上であれば定住者の資格が認められる可能性があるが、2年では難しいのではないかと回答であった。しかし、子供が日本におり養育費も支払っていること等を説明したところ、ともかく関係資料（特に養育費の支払い状況）を用意して申請してみたらどうかとのことであった。</p> <p>②については、当事務所が家庭裁判所まで案内するので、家庭裁判所に面会交流の調停を申し出て解決を図ることとしたらどうかと助言した。</p> <p>4 その結果、申請人も同行して、入管への説明・申請を行い、また家庭裁判所で所要の手続きを行うこととなり、日程も確定したが、その後も、申請人から当事務所に対し、入管の資格審査は大丈夫なのか、認められなければ日本にいらなくなる、認められるか認められないかはっきりしてほしいなどの電話が頻繁にあり、当事務所としては、許可の可否は断言できない、ともかくも入管と家裁に行ってみようと説得したが、理由は不明のまま申請人は当日待ち合わせ場所に現れず、当方からの電話は受信拒否されており、その後の連絡はできていない。</p>							
事例の結果と考察							
<p>申請人の立場に立つと、日本に居られる期間は刻一刻と短くなってきており、結果が不透明な手続きの結果を待つだけでいいのだろうかとの思いが強かったと思われる。待ち合わせ場所に来なかったことから、別の決断をしたと思われるが、どのような決断をしたのかは不明である。</p> <p>当事務所では、申請人の切迫した気持ちを十分汲んでいなかったのではないだろうか、せめて過去の事例等を研究し、このような場合等は許可されている等の情報を与えることはできなかったのか反省しているところです。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2016年 8月		
国籍	中国	年齢	33歳	性別	男	都道府県	東京都
事例の要旨							
出入国管理及び難民認定法違反（法3条違反）の退去強制手続における裁決 （不法入国者が、出入国在留管理官署へ自ら出頭し、在留特別許可された事例）							
事例の詳細							
<p>在留特別許可（配偶者案件）最近の典型例か？</p> <p>2004年7月 不法入国（密航）</p> <p>2007年1月 当時中国籍の妻（その後、妻は帰化して日本国籍に）と交際開始</p> <p>2008年・2013年 妻との間に実子2人（共に中国籍）誕生</p> <p>2015年10月 妻と婚姻届出</p> <p>2016年8月 出頭申告（東京入管）・違反調査</p> <p>2016年10月 違反審査</p> <p>2017年3月 口頭審理・仮放免。保釈保証金30万円を支払う。 以後、指定日に出頭。</p> <p>2018年1月 夫婦間に第3子出生。</p> <p>2018年4月 口頭審理</p> <p>2018年6月 在留特別許可「日本人の配偶者等」1年</p> <p>在宅事案であっても、仮放免許可時に保証金を求められるケースが増えている。 仮放免が出てから結果が出るまでの期間も長期化しているか。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2014年頃までは、日配の在特は2か月～6か月程度で許可されていた印象。 なお、妻の帰化許可申請時には、夫がいたことを鑑みると、妻の帰化許可について問題となることを心配したが、結果的には杞憂だった。</p>							

単位会名	岡山県行政書士会			事例年月	2019年 2月		
国籍	中国	年齢	7歳	性別	女	都道府県	秘匿
事例の要旨							
外国籍の孫との養子縁組 (日本人夫による単独の養子縁組と、外国人妻が日本国籍を取得し離婚した後に養子縁組した事例)							
事例の詳細							
<p>中国人児童Aは、中国人祖母Bの孫であり、Bは「日本人の配偶者等」を得て日本人男性Qの妻として日本で生活していた。平成27年にAはQと養子縁組をした。このとき、AとBの養子縁組の準拠法は中国法になると判断され、養親としての要件（中国養子縁組法第6条第1号・子供がないこと）を欠くため、AとBの養子縁組はしていない。AとQの養子縁組については、受け付けた市役所は準拠法が日本法にあると判断し、本来ならば夫婦で養親縁組しなければならない（民法795条）ためQも要件を満たさないとと思われるところ、Aが在留資格「定住者」を得て入国後はAの常居所地が日本となるため、中国涉外民事関係適用法28条により養子縁組の準拠法が日本法となり、事後的にBもAと養子縁組できることになることから、Bもあとで養子と縁組する見込みであれば795条があってもAとQとの単独親権を認めてもよい、とする運用があり（「戸籍」88号81ページ、「涉外戸籍のための各国法律と要件VI」426ページ）、それに従いAとQの養子縁組を受理したと思われる。</p> <p>Aは平成28年に来日し、在留資格「定住者」を得てB、Qと生活していた。平成29年にBは日本国籍を取得。平成30年11月にBとQは離婚。その後も同居を続けていたが同年12月にQがAに性的虐待をしていたことが発覚し、児童相談所が介入してAとBは別の家に引っ越した。BはAの代理人としてAを養育するためAとの養子縁組を望み、相談に来た。</p>							
事例の結果と考察							
<p>Bは日本人になっており、Aは日本に常居所があるので準拠法は日本法。孫との養子縁組なので、平成31年2月に届出により縁組が成立した。養親であるQにAの代諾の署名をもらうことができたのが重要なポイントだった。親権は最新の養親へ移るため、Aの親権も同時にBが保持することになった。Aは旅券の更新にも法定代理人の署名が必要になるなど頻繁に法定代理人の協力を必要とするため、親権をBに移すことができ「AとQの接触を断つ」という問題は一応解決した。</p> <p>BがAの法定代理人となればQに対して訴訟を起こすこともできるため、Qに敵対心や疑心を抱かせないように配慮した。あくまで扶養する上で各種手続きを円滑にするためにBとAの養子縁組が必要であると説明し、Qに納得してもらった。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2017年 11月		
国籍	カンボジア	年齢	47歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
帰化許可申請 (家族全員が帰化申請をしたところ、 妻の日本語能力不足を理由に妻だけ帰化申請が不許可とされた事例)							
事例の詳細							
<p>インドシナ難民の帰化。一人だけ日本語能力不足で不許可。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夫妻と夫妻の実子（高校生から小学生まで）4名。全員カンボジア国籍の永住者。夫はタイ国連難民キャンプからインドシナ難民として来日し、定住促進センター入所を経て就職した。妻は永住者の配偶者として来日し旅券を所持している。 2. 2016年7月 法務局事前相談 試しに妻の日本語テストを実施したが、結果は不安があった。申請に向けて、妻の日本語能力向上を励ます。 3. 事前相談後、本国の書類を取り寄せる作業が難航。夫がインドシナ難民で旅券がなく、父子は旅券も国籍証明書も取得できない。夫の父親は内戦時に行方不明となり、夫の弟はタイへ逃げる途中に亡くなっていたため、夫の父及び弟の出生証明書及び死亡証明書は取得できない。夫の両親の婚姻登録もできないため、両親の婚姻証明書も取得できない。また、妻の兄弟に行方不明者がおり、彼らの出生証明書は取得できなかった。さらに、夫妻の婚姻証明書は、妻の在留資格認定証明書交付時に、入管に原本を提出してしまい、再発行ができなかった。これらすべて、本国政府機関に問い合わせ、結果を申述書にて説明した。 4. 2017年11月 家族全員で帰化許可申請。以後、追完書類多数提出。 5. 2018年3月 面談・日本語テスト（妻のみ） 正答率は半分以下であった。妻の現在の日本語能力レベルでは、許可されない可能性が高いため、このまま家族全員で申請するか、妻のみ取り下げるか選ぶよう、選択を迫られた。家族の意思により、妻を含む家族全員の申請を継続。 6. 2018年3月の夫の交通事故、2018年4月に夫の母が亡くなったことに伴う追完書類提出。 7. 2018年11月 妻以外の家族全員の帰化許可。妻のみ不許可。 							
事例の結果と考察							
<p>帰化許可における日本語能力について、「〇〇さんは、全然日本語ができなかったけど国籍取れた」との情報を鵜呑みに楽観視しており、漢字や文章読解のドリルを差し入れたが、危機感を持たせることができなかった。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2015年7月 ～2019年8月		
国籍	ミャンマー、中国	年齢	0歳	性別	女	都道府県	神奈川・ 東京・宮城
事例の要旨							
帰化許可申請 (特別養子縁組による日本人の配偶者等から簡易帰化が許可された3事例)							
事例の詳細							
<p>在日外国人女性が「未婚の子」を出産。養育困難で、特別養子縁組に至った事案三例。特別養親縁組が認められれば子は「日配」に変更、その後、最短1年の居住で帰化申請もできた（特に問題はない）が、縁組前の子の在留資格取得許可申請の段階で、入管にもっと柔軟に対応してほしいと感じた件。子は産院からすぐに養親夫妻のもとに託され同居開始。子の「在留資格取得許可申請」における法定代理人は実母であるが、子は養親のもとにいるため、入管は、実母の在留資格に応じて、子の在留資格を決定。以下のように判断が異なった。</p>							
母の国籍	①ミャンマー	②中国	③中国				
母の在留資格	留学（日本語学校）	経営・管理	技術・人文・国際				
母の国の出生届・国籍	届出不可・国籍とれず	届出不可・国籍とれず	届出不可・国籍とれず				
子の在留資格（入管）	短期滞在90日	家族滞在	短期滞在90日				
在留資格「家族滞在」の可否	そもそも日本語学校の 子は家族滞在不可		実母の同居・扶養が ないから不可				
<p>短期滞在のデメリットに、住民票が職権消除されることにより、国民健康保険が適用除外されることもある？が、いずれも、自治体に特別養子縁組の審理中であること、今後日本に在留が見込まれることを説明し、短期滞在中で住民票がない子（①および③）でも国保継続ができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>短期滞在となっても国保の継続もでき、結審するまで短期更新も認められたため結果として問題はないのだが、今後も予期せぬ出産、経済的困窮で養育不可能に陥る外国籍女性が増えると思う。母国（在日大使館含）は、未婚の母に親切ではないし、母子ともに帰国すればいい、とするには不安を感じる。どんな選択肢があり、どう決断するのが自分にとって、子にとって良いか、相談する場所がもっと必要。3人の女性は、自分の決断・出産の経験を糧に、日本で頑張っている。子は結審後、「日配」に変更、1年後、（簡易）帰化申請により日本国籍を取得している。</p>							

単位会名	神奈川県行政書士会			事例年月	2015年 8月		
国籍	中国	年齢	20代	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
帰化許可申請 (日本で出生し養護施設で育った知的障がいのある中国国籍者の帰化が許可された事例)							
事例の詳細							
<p>軽度の知的障がいがあり、障害基礎年金（月額6万）と就労（月額15万円）で生計をたて、グループホームで暮らしている中国籍（定住者・3年）20代男性の帰化申請。</p> <p>幼少期、母他界、父暴力（行方知れず）のため、乳児院、児童養護施設にて育ち、高校は特別支援学校を卒業。（父母、日本で婚姻し、本人・兄弟は日本生まれ）現在はコンピューター系企業で障がい枠の雇用（契約社員）で働いている。自分は日本で生まれ、中国籍とは知らなかった。父との関係も一切断ち切りたい、との希望。養護施設では職員が在留資格の手続きをしており、20歳になったら、日本国籍を取る手続きができるから、と教えられていた。</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談当初、父母の名前すら知らなかった。父母の話になると拒絶。中国のパスポートは持っていたが、その他、日本側・中国側の身分関係書類の収集ができるだろうか。 ・日常生活、会話は問題ないが、担当官との1：1の面接や日本語能力が心配。相談支援センターの話では、IQレベルからは小学校高学年か中学生だろうとのこと。 ・卒業後、就労した作業所では生計がたてられず、生活保護を受けていた。 							
事例の結果と考察							
<p>【日本側】 養護施設を卒業後、兄弟とは疎遠。児童相談所や養護施設から、わずかな情報が得られたのみ。閉鎖原票から、父母の情報、居住歴を確認、複数の自治体に経緯を説明、出生届記載事項証明書（本人、兄弟）、父母の婚姻届記載事項証明書、母の死亡証明書を取得。</p> <p>【中国側】 中国大使館で「家族関係公証書」を取得する必要があるとあり、在日親族（父・兄弟）の住民票を求められた。父が行方不明の理由書を作成し、さらに養護施設からの証明も必要と指示され、大変だった。知的障がい（軽度）の方の判断能力を法務局がどう見るのか、また、担当官と1：1になり本人に父母のことや生い立ちを細かく聞くようなことがあるのか気がかりであった。担当官を個別に訪ね相談したところ、担当官も細部にわたり配慮してくれたと思う。本人も、動機書を何度も練習、父との関係を断つように好きな名前を考えて、面接を受けた。（8か月で許可。）本人は現在グループホームを出て、一人暮らしをしている。兄弟の帰化申請もサポートし、兄弟の交流もやや復活。この事案を通し、乳児院や養護施設にいる外国籍の子の在留資格や国籍、生活状況でも何か役に立てないかと考えるようになった。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	台湾	年齢	26歳	性別	女	都道府県	兵庫県
事例の要旨							
帰化許可申請 (帰化許可申請中の妊娠・出産と子の在留資格諸手続きや国籍に関する事例)							
事例の詳細							
<p>2018年6月 帰化申請</p> <p>2018年8月 申請者に妊娠が発覚。妊娠の事実を法務局に告げた上で担当官と相談した結果、婚姻はしなかった。</p> <p>2018年12月 法務局より国籍喪失手続きの指示があり、国籍喪失証明書の手続開始</p> <p>2019年2月 国籍喪失し、国籍喪失証明書を法務局へ提出</p> <p>2019年3月 長女出産と同時に子の家族滞在の在留資格取得手続きを行うも、無国籍での在留カードが出来上がった。</p> <p>2019年4月 母親帰化許可された。母親が日本人になったことから子供の在留資格を家族滞在から定住者へ変更手続きした際に、国籍・地域欄は台湾という記載になった。(なお、その際は台湾のパスポートが子に発行されていた。家族滞在申請時には台湾の代表処より日本の在留カードの発行がないとパスポートが発行されないということであったため、パスポートが無かった。)</p>							
事例の結果と考察							
<p>国籍法第2条第3号によれば、「日本で生まれた場合において父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」は「日本国民」とするという記載のうち、母親の国籍を有しない時に該当し、「子の国籍は日本人」となるかと考えられたが、日本人にはならなかった。</p> <p>理由としては、地域としての台湾は日本政府としては認めていないため法務省としては、中国国籍と扱うという対応を取ったが、入国管理局(2019年3月当時の名称)では、国籍・地域不明のため(パスポート発行されず、母親の国籍・地域ともなかったため)、無国籍という記載になった。</p> <p>なお、この事案は、そもそも、父母婚姻していれば、問題はなかったが、法務局職員より、婚姻をすると書類が増えると説明され、当事者の判断として婚姻しなかった事案である。</p>							

単位会名	兵庫県行政書士会			事例年月	2017年 5月		
国籍	コロンビア	年齢	4歳	性別	男	都道府県	兵庫県
事例の要旨							
国籍取得届（国籍法3条1項） （未婚のまま出生した子の認知後に届出を行い日本国籍を取得した事例）							
事例の詳細							
<p>本人は、日本人男とコロンビア人女との間に未婚のまま2013年出生。5日後に本人の市民登録。父親の氏名も届けられたため認知の効果が生じた。その後一家は両国の間を頻繁に往復。その間、父親は区役所に子の（報告的）認知届を提出。その1年後に婚姻届を提出。最終的に2016年から日本定住。母子の在留資格は「日本人の配偶者等」。2017年初頭から子の国籍取得に向けた手続き開始。以後法務局で3回にわたり書類チェックを受け、4月初頭、届出受理。その後夫婦の面接を経て5月国籍取得証明書が交付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p> 手続の形式としては届出だが、実態は申請と変わらない。届出内容が真実であることを立証するために、まず家族の身分関係を戸籍謄本や出生証明書などの公的書類に基づいて整理しなければならない。さらに、懐胎期間中に夫婦が同一場所で生活していたことを立証することが重要である。そのために夫婦のパスポート記録をもとに出入国の状況を整理表にした。立証としてはこれで十分はずだが、法務局ではこれだけでは足りずコロンビア当局の発行した出入国記録を求められた。これをコロンビアから取り寄せ、翻訳するために時日を要した。 </p> <p> なお、この手続きは法律上届出であるため、行政手続法が適用される。 </p>							

単位会名	山口県行政書士会			事例年月	2019年 1月		
国籍	韓国	年齢	21歳	性別	男	都道府県	神奈川県
事例の要旨							
帰化許可申請 (留学のため日本を長期間離れていた特別永住者の事例)							
事例の詳細							
<p>1. 2016年4月 特別永住者(女性40歳代)から子2人(長男21歳浪人生、二男19歳大学生1年)の帰化許可申請の依頼を受けるが、二男は大学のカリキュラムにより2年次～3年次にアメリカ留学が予定されており今申請しても許可時に日本に住所がない可能性が高いので、留学から戻ってから申請することにした。</p> <p>父(特別永住者40歳代)が帰化について迷っておられたので、この時は長男だけ2016年7月に帰化許可申請をして2017年5月に許可が下りた。</p> <p>2. 2018年10月 二男の留学(2017年4月～2018年10月)が終わり日本に戻る。二男が一人で帰化許可申請する場合は、国籍法第6条第1項第1号の規定により「引き続き三年以上日本に住所又は居所を有する」必要があり、また申請地が住所地(神奈川県)を管轄する法務局になる。</p> <p>今回は、両親も一緒に帰化したいと言われたので、管轄地方法務局の担当者に相談したところ、親も一緒に申請する場合は、国籍法第8条第1項第1号 日本国民の子(養子を除く。)で日本に住所を有するものに該当するので3年待たなくても申請できると言われた。</p> <p>3. 2019年1月 管轄地方法務局に両親と二男の3人の帰化許可申請をした。</p>							
事例の結果と考察							
<p>2019年12月許可。</p> <p>親と一緒に帰化許可申請した場合、親の帰化が下りれば、子は日本国民の子になり、国籍法第8条第1項第1号の規定により日本に住所を有するだけでよくなる。</p> <p>上記規定は申請時ではなく許可時に適用されることを理解しました。</p> <p>また、長男の時に母と一緒に帰化許可申請をして許可が下りていれば、二男は留学後、日本国民の子として一人でも帰化許可申請をすることができたと思います。</p> <p>今後は、相談時にいろいろなケースを想定してアドバイスしていきたいと思いました。</p>							

単位会名	大阪府行政書士会			事例年月		2019年	
国籍	中国	年齢	30代	性別	女	都道府県	奈良県
事例の要旨							
帰化許可申請 (不法滞在から在留特別許可を受けて、その後に申請に至った事例)							
事例の詳細							
<p>在留特別許可を受けた者の帰化申請案件について、行政書士の運営するホームページにおいて、「在留特別許可から8年で帰化申請が可能」とか「10年で申請ができる」などと一元的・一義的な誤った情報が散見されるところ、それを真に受けた申請者が過去に何度も自分で挑戦してみた末に依頼に至った案件であった。</p> <p>申請者の過去における在留特別許可事案や退去強制事案において、法務大臣は、オーバーステイの発覚の経緯や、オーバーステイの期間、本人の在留資格、その他生活の状況を考慮して、個別に審査して許可をするところ、違反事実が重篤な案件に対しては最低15、6年から20年は覚悟すべきであるが、過去の弊事務所の案件と比較し、申請者本人の在留資格、職業、身分関係から比較的早めに許可が可能なもの判断し、14年目(満13年経過後)に申請を提出した。</p> <p>なお、どうしても取得できない本国書類があることや、親の活動から国籍法第5条1項6号(反政府活動等をしていないこと)上の危懼は残っていたが、3号(素行要件)、4号(生計要件)が完全であったので、法務局と折衝の上、受付された。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果 : 管轄法務局からは、当初、本人の違反の重さから、ほぼ間違いなく不許可になるので、受け付けられないと拒否されたが、弊事務所の経験上の同様の事件との比較からの見解を説明し、本人が不許可になることも厭わないことを申述した上で、受付に至った。</p> <p>受付から4ヶ月後面接。面接後も数度在留特別許可の経緯について電話での質問があり、「東京に送致しても不許可になる可能性の方が高いが、良いか」と確認の上、確実な報告は無論ないが、面接後2ヶ月程度かかって東京に送られたものと感じている。</p> <p>その後、帰化許可申請から約2年半かかって許可となった。</p> <p>考察 : 現在の帰化行政においては、許可案件については何年も待たされることのないように配慮されているため、2年を越えた頃から申請者本人も当職も不許可を覚悟していただけないに本当に嬉しい許可案件であった。</p> <p>申請者は、ネット上の「在特から8年、10年」といった情報を信じ、在特から数年経って結婚をした頃より何度も法務局に足を運び、その度にもう数年経ってから申請に来なさいと言われ、心身ともに疲れ果てている様子であった。同じような情報が幾つか見られることから、たまたま許可になった違反の程度の軽い在特案件を経験した理解のない講師が帰化研修などをどこかの単位会で行ったものが情報として流れているのかもしれないと危惧する。重篤な在特案件は最低でも15年から20年、退去強制案件はそれ以上としっかり認識を統一する必要がある。</p>							

単位会名	長野県行政書士会			事例年月	2017年 2月		
国籍	フィリピン	年齢	42歳	性別	女	都道府県	長野県
事例の要旨							
相続（相続放棄） （被相続人が日本人の夫であるフィリピンに在住しているフィリピン人妻の 相続放棄に関する事例）							
事例の詳細							
① 事例の詳細： フィリピン人 A 女、日本在住の叔母 X の招聘により日本へ入国後、日本人男性 B と結婚。 ② 在留資格認定証明書は交付されたが、フィリピンで結婚報告をしていなかったため入国できずに半年経過。 ③ フィリピンで結婚報告手続きをした直後に夫 B が事故死。 ④ A 女の別の叔母 Y より、亡夫 B の債権者（叔母 X の内縁の夫）が A 女の「遺族年金」から借金を払うよう迫っているが、生前 B が居住していた家もあるのでどうしたら良いかと相談される。 → A 女は「遺族年金」が受給できるかも知れない。しかし、亡夫 B には本当に借金があるのか、他に財産はあるのか、「遺族年金」があったとしていくら受給できるのか全く不明。 （亡夫 B の 90 歳の母は認知症で老人ホームに入所中、他に身近な親族は誰もいない。） （方針の決定） ① 生前 B が居住していた家を調査。 → 不動産の名義は B の父のまま、1,500 万円の根抵当権あり。 ② 亡夫 B の前妻 C（日本人）との間の子供達 3 人に対して手紙を出して事情を説明。 → 前妻 C より連絡があり、C との離婚原因も B の借金であり、すでに子供達も全員相続放棄の手続きをしたと告げられる。 ※ A 女も「相続放棄」し、「遺族年金」だけを受給することに決める。 （「遺族年金」は「相続放棄」しても受給できるため。） （問題点） ① 叔母 X は債権者と共謀しているため叔母 Y が招聘して手続きを進めたいが、A 女と叔母 Y はミドルネームのスペルが 1 文字（C と S）違うため、Y が招聘しても短期のビザが下りるか分からない。 ② 「相続放棄」には期限がある。（相続が開始したことを知ってから 3 ヶ月以内） ③ フィリピン在住のまま相続放棄、遺族年金受給手続きが進められるのか？ 必要書類は何か？ （対策） ① 年金事務所に相談。 → A 女からの「委任状」を提出して調べたところ、年 120 万円の年金が受給できることが判明。しかし、手続きには本人に来て貰いたいと言われる。 ② 家庭裁判所に相談。 → 「相続放棄申述書」に A 女のサインを貰い、期限内に提出。しかし、A 女の意味確認のため、後日裁判所に来て貰いたいと言われる。 ③ フィリピンの日本大使館に相談。 → 状況を説明すればミドルネームが違う叔母 Y による招聘も可能との返事を貰う。							
事例の結果と考察							
① A 女は叔母 Y の招聘により「短期滞在」90 日で入国。（夫死亡から 5 ヶ月後） ② 家庭裁判所で「相続放棄手続き」完了。 ③ A 女と亡夫 B は「生計同一関係」にあったことが認められ、年金事務所で「遺族年金受給手続き」完了（スーパーで一緒に買い物をしている写真、B の母と一緒に写っている写真、夫 B が生前 A 女宛に 5 回送金していた送金記録を提出。）							

単位会名	奈良県行政書士会			事例年月	2018年 6月		
国籍	中国	年齢		性別		都道府県	
事例の要旨							
<p>会社の口座開設 (役員の中に日本に住所を有する人がいなかった事例)</p>							
事例の詳細							
<p>中国籍個人 A、中国籍個人 B、日本に登録されている会社 C（役員全員中国籍）の 3 発起人による会社設立後、日本に住所を有する人が役員の中にいないことを理由に会社の口座開設ができないことが判明した。</p> <p>日本の協力者が代表取締役就任し、口座開設ができた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>会社の口座開設をする銀行に、予め確認することが、大切である。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2019年 8月		
国籍	中国	年齢	49歳	性別	男	都道府県	広島県
事例の要旨							
会社設立手続 (中国在住者の会社手続きに関する事例)							
事例の詳細							
<p>○相談者は中国在住であるが、日本で会社設立をし、「経営・管理」の在留資格を取得したいとの相談。日本には長女夫婦が居住しており、当初は、長女の夫を発起人と代表取締役として会社を設立し、在留資格認定証明書が交付されて来日出来たら、役員変更と株式の譲渡を行う予定であった。</p> <p>○しかし、法務省民商第29号通知により、平成27年3月16日以降、代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立登記の申請を受理して差し支えないこととなっていたため、在留資格認定証明書交付申請前に、相談者を代表取締役として会社設立を行うこととした。</p> <p>○発起人については、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合（特例）に基づき、発起人及び設立時取締役以外の者であっても、出資金振込先の口座名義人として認められることとなっていたため（平成29年3月17日民商第41号通達）、日本在住の長女の夫名義の口座に出資金の払込みをすることとした。</p> <p>○相談者が、親族訪問の短期滞在の在留資格で来日していたので、公証役場にて、相談者の署名証明の認証をした（必要書類は相談者のパスポートと中国の身分証明書）。その後、会社設立登記申請に必要な書類の中で、発起人や代表取締役として個人実印を押印する箇所は、すべて相談者の署名にて行った。出資金の払込については、「発起人が第三者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面（委任状）」を相談者から長女の夫宛のものを作成し、長女の夫名義の口座へ出資金の入金をした。</p> <p>○相談者を発起人及び代表取締役とする会社設立が無事に完了したので、在留資格認定証明書交付申請を行った。</p>							
事例の結果と考察							
<p>在留資格認定証明書交付申請は、現時点で審査中のため、結果はまだ出ていないが、上述のように、日本に在留していない外国人でも会社設立や役員変更が可能になったことから、「経営・管理（4か月）」は今後利用されることは少ないものと思われる。</p>							

単位会名	広島県行政書士会			事例年月	2019年 5月	
国籍		年齢		性別	都道府県	広島県
事例の要旨						
登録支援機関登録申請 (法人の登録支援機関登録申請を行った事例)						
事例の詳細						
<p>2019年5月、法人からの依頼で登録支援機関の登録申請についての業務を受任。事前に登録支援機関の登録申請については、申請取次業務ではなく、行政書士業務になるので委任状が必要との情報を得ていたため、委任状と共に申請書類一式を申請する。提出から2週間経過後に申請人のもとに追加資料通知書が届く。</p> <p>その内容については、添付資料として提出した「登記事項証明書」の目的欄に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人研修生の受入に関する仲介業 ・外国人研修生に対する受入先の紹介及びその手続の代行 <p>の2点の記載があったため、その項目の詳細を教えてくださいとの内容であった。</p> <p>申請人に内容について確認をすると、外国人研修生とは、技能実習生のことではなくエンジニア（在留資格：技人国）の外国人ことを意味しており、技能実習生の斡旋を目的とする意図で目的欄として記載したのではないことの確認がとれたため、その旨を説明する文書を作成し、追加資料として提出しました。</p>						
事例の結果と考察						
<p>2019年7月、申請から2か月で登録支援機関登録通知書が郵送されてきました。</p> <p>反省点：定款や登記事項証明書の内容の確認を怠っていたため、追加資料通知が届いてしまうことになった。申請の添付資料については、揃えるだけでなく、内容を確認しておかないといけないと改めて感じた案件でした。</p> <p>補足：申請人は、登録支援機関として登録の後、指摘のあった登記の目的欄については内容を変更すると共に、登録支援機関としての業務を登記の目的欄に追加されました。登録支援機関としての業務をどのように目的欄に記載したら良いかを入管に確認したが、中小企業団体中央会に確認してくださいとの返答を受けたので、広島県の中央会に連絡し、中央会から聞いた内容で申請人に登記を行ってもらいました。</p>						

単位会名	岐阜県行政書士会			事例年月	2019年 3月		
国籍	ペルー	年齢	40代	性別	男	都道府県	岐阜県
事例の要旨							
<p>自動車の任意保険 (保険代理店から無保険と言われたが無保険ではなかった事例)</p>							
事例の詳細							
<p>1 ペルー人 A、B、C は仕事の帰り A 所有の自動車に乗っていたが、途中、交差点で日本人運転の自動車に横から衝突される。(A：骨折 B、C：軽傷) A はその自動車に任意保険をかけていたが、保険代理店の手続きミスで無保険になっていた。それは事故後発覚し、保険代理店からは無保険なので何の補償もないことを言われた。</p> <p>2 A から当事務所に相談があり、依頼人 A から当時の自動車任意保険契約状況の詳細を聴き、証拠等を準備。後日通訳者として依頼人 A に同行し、保険代理店の担当者に直接説明。初めはその保険代理店担当者は依頼人 A の説明が悪かったと言い張っていたが通訳として詳細に説明したことで、後日保険代理店側に非があったことを認めた。</p>							
事例の結果と考察							
<p>結果、無保険ではなく、自動車任意保険の効力を当時の契約日に遡及することになり A、B、C 全員が保険を受けられるようになった。</p> <p>考察 ある程度日本語が話せる外国人も、詳細にかつ論理的に日本語で説明することは大変である。平穩に生活している外国人がないがしろに扱われてはいけないと強く感じた件だった。</p>							

単位会名	奈良県行政書士会			事例年月	2019年 9月	
国籍		年齢		性別		都道府県
事例の要旨						
<p>子どもの学校入学手続き (海外に駐在する日本人父・外国人母と共に帰国する子どもの事例)</p>						
事例の詳細						
<p>海外に駐在する日本人男性が日本転勤に伴い、インドネシア国籍妻の在留資格認定証明書交付申請を依頼。夫婦の間に日本国籍の子が一人。</p> <p>日本にいる日本人男性の父が法定代理人となり申請するべく、日本に帰国した際に相談者と面談。来年の4月から日本の小学校に子を通わせるタイミングで日本帰国を予定をしているため、申請のタイミングを見計らう。</p> <p>ただし、子どもの学校入学手続きは在留資格手続きと別に、入学前に健康診断や入試が控えている場合には完了していただくように並行して進めていただく必要がある。</p> <p>公立学校の場合は、先に日本に住所を有していないと入学許可にならないケースもあるようです。</p>						
事例の結果と考察						
<p>学校の入学手続きについて、ご本人によく調べて進めていただく必要があります。</p>						

監修者（国際部門）からのメッセージ

副会長 水野 晴夫	事例を提供いただいた方々に心より感謝申し上げます。今後も引き続き、行政書士の国際業務に係る制度の維持・発展に尽力してまいりたいと存じます。
部長 坪川 貞子	発刊にあたりご協力いただいた、皆様に心より感謝申し上げます。国際業務に携わる行政書士として、更なる研鑽に繋がることを願います。
次長 吉松 昌晃	多くの方のご協力により様々な事例の掲載をすることが出来ました。個人の業務研究用に、また研修会等で利用いただけると幸いです。
部員 松田 秀幸	多くの分野にわたる事例を全国からご提供いただき感謝申し上げます。入管業務における行政書士の専門性の高さを再認識させていただき良い機会となりました。
部員 小柳津 えみ	過去に2回発刊された外国人実務事例集は、私自身もずいぶん参考にさせていただきました。今回の編集に携われたことをうれしく思うと共に、皆様の業務に役立つことを願っております。
部員 森田 幸生	本事例集が、全国の行政書士の方々の日々の業務に役立つとともに、我が国の外国人行政に関する手続の円滑な実施の一助となることを祈念します。
専門員 鈴木 健一	入管業務は、各事案を入管法関連法令と事実認定の判断につき、孤独に悩まれることがたくさんあります。この事例集がその羅針盤になることを祈念します。
専門員 齋藤慎一郎	専門員として、より良い事例集になるよう、編集に参加させて頂きました。事例提供者の方々には感謝しつつ、皆様の参考になることを願っております。
専門員 須藤 哲哉	自らの業務姿勢に重ね勉強となる貴重な経験の機会をいただき改めて感謝申し上げます。 入管業務の有益なご参考となれば幸甚に存じます。

令和元年度版
外国人実務事例集

=====
令和2年3月1日発行

監修者 日本行政書士会連合会 国際・企業経営業務部 国際部門

発行者 日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28

虎ノ門タワーズオフィス 10F

電話 03 (6435) 7330 (代表)

FAX 03 (6435) 7331

製作印刷 株式会社藤印刷